

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日（水）

（第 1 日 目）

平成29年第16回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成29年第16回苓北町議会定例会は、平成29年12月13日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） はい、改めましておはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第16回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、松本良人君、2番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を申し上げますが、その前に11月20日、東京都千代田区東京国際フォーラムホールにおいて開催された地方自治法施行70周年記念式典において、公務に精励し、優れた行政施策を推進して、自治行政の発展に貢献されたということで本町の田嶋町長が地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰を受けられました。お祝いを申し上げますとともに、健康に留意されて、これからもなお一層ご尽力を賜りますようお願いをいたします。

さて、それでは諸般の報告を申し上げます。

10月4日、美里町文化交流センターひびきで開催された熊本県町村議会議長会の議員研修に全議員で参加をいたしました。研修は熊本県立大学理事長の五百旗頭真氏を講師として、「震災からの復旧復興」と題する講演を受講してまいりました。

10月23日、熊本県及び熊本県議会に対し、錦戸副議長、田嶋建設経済常任委員長が天草地域の国県道整備促進に関わる要望活動を行ってまいりました。

10月28日、天草市で開催された（仮称）第二天草瀬戸大橋着工式及び熊本天草幹

線道路早期実現島民集会に議長ほか10名出席をいたしました。

11月16日午前、天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。

次に、11月16日午後、天草2市1町でつくる天草地域世界遺産登録推進連絡会議第2回会合に出席をいたしました。長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録に向けた経緯や今後のスケジュールなどが報告をされました。

次に、11月17日、熊本県自治会館で開催された県町村議会議長会主催の議会広報研修会に野崎委員長をはじめ、広報委員が出席をいたしました。

11月26日、東京霞ヶ関東海大学校友会館で開催された第22回関東ふるさと苓北会総会に高戸議員、倉田議員、松本議員とともに出席し、参加された約130名の皆さん方に情報を発信するとともに親交を深めてまいりました。

次に、12月4日、天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。平成29年度一般会計補正予算、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか議案が審議されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

9月末から11月にかけては、行事・イベントが続きました。

まず、9月24日日曜日には、坂瀬川地区と都呂々地区、10月1日日曜日には、志岐地区と富岡地区の町民体育祭を開催いたしました。

次に、10月6日から10日まで、苓北町5窯元、天草市天草町4窯元が参加をいたしまして、天草西海岸秋の窯元めぐりが開催され、期間中、苓北町の窯元には、3,212名の来客者がございました。

次に、10月17日火曜日には、志岐地区と富岡地区、10月18日水曜日には、坂瀬川地区と都呂々地区の敬老会を開催いたしました。

次に、10月28日土曜日には、天草市民センターにおいて、熊本天草間幹線道路の整備促進のための「天草島民集会」が開催され、苓北町からも議員の皆さまをはじめ、区長や関係団体の皆さま方など、多くの方々にご参加をいただきました。

次に、11月4日土曜日には、農村運動広場をスタート・ゴールといたしまして、「苓北夕やけマラソン2017」を開催いたしました。遠くは千葉県をはじめ、九州各県及び町内外の各地から申込者525名のうち、当日参加者461名の選手の参加をい

ただき、夕日をエネルギーに力走していただきました。また、今回も三菱日立パワーシステムズマラソン部のゲストランナー4名の方々にもご出場いただき、大いに大会を盛り上げていただきました。

次に、11月12日日曜日には、津波発生の情報伝達訓練、並びに避難訓練を実施し、地域住民の方々にご参加をいただきました。また、富岡小学校の建物火災を想定した消火活動・避難誘導・人命救助等の防災訓練も併せて実施し、児童並びに教職員、消防団、地域住民の方々にご参加いただき、防災意識の高揚を図りました。

次に、11月26日日曜日には、東京都内の東海大学校友会館において、関東ふるさと苓北会総会が開催され、苓北町から私及び山本議長をはじめとして議員の皆さま方6名が出席をいたしました。出席者は総勢約130名で、来賓の方々多数のご臨席もいただきました。総会では、苓北町の近況をご報告するとともに、ふるさと納税へのお願いなどもしてまいりました。又、趣向をこらした出し物や会員相互の親睦交流など大いに盛り上がり、ふるさとの話題に花が咲いたところであります。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず、今月28日、役場の仕事納め式が済みますと29日から1月3日まで年末年始休暇に入ります。又、28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして1月4日木曜日は、午前10時30分から志岐集会所において成人式を開催いたします。なお、今回の対象者は84名となっております。

次に、1月7日日曜日は、午前8時40分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。新年早々の行事開催となりますが、議員皆さま方におかれましては、ぜひご出席のほどをお願いを申し上げます。

次に、1月11日木曜日から14日日曜日までの4日間、JリーグJ2所属のロアッソ熊本が来町し、麟泉運動公園を中心に短期キャンプが実施されます。なお、11日には歓迎セレモニー、14日午前には、少年サッカー教室も予定されています。

このほか、1月14日日曜日には、志岐集会所においてニューイヤーコンサート、2月4日日曜日には、農村運動広場をスタート・ゴールに第7回健康づくり駅伝大会が開催されます。これらの行事につきましても、ぜひご観覧、ご声援いただきますようお願いをいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（山本政人君） はい、これで行政報告を終わります。

—————○—————

○議長（山本政人君） ここで教育長に就任されました濱崎敏和氏から就任の挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。濱崎敏和君、登壇ください。

○教育長（濱崎敏和君） おはようございます。この度、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもと、議会の皆さま方の同意を得て、10月1日付けをもって、田嶋町長より教育長職を拝命いたしました濱崎敏和でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会の冒頭にも関わらず、しかもこのような高いところからでございますけれども、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

私にとって教育長職を拝命いたしましたことは、身に余る光栄であるとともに、日々身の引きしめる思いで過ごしているところでございます。私の歩んできた道はご存知のとおり学校教育の道でございます。学校教育と社会教育を両輪とする歴代教育長さまの優れた業績を思うとき、はたしての重責を私自身が背負うことができるのかどうか非常に危惧しておりますけれども、命をいただいた以上、全精力を傾注し、この大任は全うすべきものと強く感じております。今、学校教育は小学校・中学校の道德の教科化、小学校3年生・4年生の外国語教育、同じく小学校5年生・6年生の英語科、更に小学校の社会体育、スポーツ活動の部活動が全て社会体育に移行してまいります。このように学校教育は大きな転換期に入っております。又、多くの課題を抱えていることも事実でございます。まずは、これらの課題の解決のため最大の努力をしていく所存でございます。どうか皆さま方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

誠に粗辞ではございますけれども、教育長就任の挨拶とさせていただきます。本日は貴重な時間をいただき、誠にありがとうございました。

○議長（山本政人君） はい、ありがとうございました。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） それでは、日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、廣田幸英君。

○2番（廣田幸英君） おはようございます。通告1番、2番議員、廣田でございます。3点につき、一般質問をさせていただきます。

苓北町まち・ひと・しごと・創生総合戦略の、安心して住めるれいほくのなかで、誰もが安心できる健康・福祉のまちづくり、又、海に面した地理的・地形的条件を踏まえた防災体制の強化・防犯・交通対策の強化を図り、誰もが住みたくなる生活環境づくりを進めるとあります。中でも、防災体制の強化・防犯・交通対策の強化を図るとありますが、特に防災・交通対策の強化について伺います。苓北町の河川はご存知のとおり川幅が狭く蛇行しており、又、河口付近は大潮の満潮時には住宅地との差がほとんどない河川が多数だと思います。平成27年6月11日に発生した志岐川・坂瀬川地区小路川の氾濫、松原川の増水は記憶に新しいところです。その小路川の氾濫の原因について

は、橋の橋脚に障害物がかかり氾濫に至ったということで小路川の上流に流木捕捉工を設置、下流域の人たちの安全安心につながると思います。下流域は小学校、役場出張所、公民館等地区の中心地でもあり一つの不安は取り除くことができたと思いますが、回数にもよると思いますが、年間の撤去作業に要する経費はどれぐらいかかるのでしょうか。又、流木捕捉工を設置することによって、雑木、竹等の伐採処理等の対策はいかがお考えかお尋ねをいたします。

次に、交通対策の強化をお尋ねします。国道324号、富岡・坂瀬川間は朝夕の通勤時間帯には道路横断もままならず、苓北町から天草市へ、又、天草市から苓北町への通勤に利用する人の多いことでしょう。国道324号は現在ではなくてはならない国道です。しかし、季節風の時期など釜の下バス停付近から長崎浜バス停付近までの間は越波が止まりません。住みやすい苓北町へ働きに来てくれる人たちに対し、又、沿線住民の方々に対しても、対策についてやさしい説明が必要だと思いますがいかがでしょうか。

次に、いきいきと暮らせる苓北町について。苓北町総合戦略の中で、一次産業の振興、地産地消、特産品の開発・販路拡大の支援等、一次産業の基本的方向性が定められています。特に、水産業につきましては、施設整備をはじめとする事業生産基盤の充実を進めながら、担い手の育成や水産資源の維持回復のため種苗放流事業等、水産業振興のための各種施策を推進するとあります。なかでも、新たな養殖事業の研究、及び特産品開発、地産地消の推進、特に特産品の開発については苓北町水産資源活用セミナーが平成28年12月から平成29年2月・3月にかけて開催され、苓北町の水産物を利用した缶詰の製造を拓心高校マリン校舎が実施。成果があったと聞きました。事業化についてはまだまだ課題があるかと思いますが、初めの一步ではないでしょうか。特産品の開発についてお考えを伺います。

人口減少対策について。少子社会は国を滅ぼすという認識のもと、子育て環境の整備、企業誘致等、町当局の努力にも関わらず、本町の人口減少は止まりません。平成29年広報れいほく1月号で7,558人、平成29年11月号で7,429人、1年間で129人の減、これは自然動態、又、社会動態含めての数だと思います。社会動態、特に転出転入、小さいことかもしれませんが、転出者を1人でも食い止めることができないかお尋ねをいたします。例えば、土砂災害危険地域に指定された地域から安全地帯に転居する場合、町内に候補地を世話する等、これからは小さいことにも目を向けるべきだと思いますがいかがでしょうか。又、同じ規模の町で人口減少を食い止めることに成功した町はないかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、「安心して住めるれいほく」の中での防災対策のことをご質問いただきました。

た。小路川の流木捕捉工につきましては、現在、工事を進めておりますが、捕捉部材の納入が遅れているということで、もうしばらくかかるようでございます。議員ご指摘のとおり、河川の氾濫を防止する対策といたしまして、河川敷内に生えている竹木の伐採は非常に有効であると考えます。そのようなことから年明けの２月頃に小路川の竹木伐採に取り組むことといたしております。しかしながら、竹はいたるところで繁茂しております。一度伐採しても、又、翌年には生えてまいります。このことへの対応策といたしましては、株ごと除去すればいいように思われますが、今度は株ごと除去することによって、背後の石垣等を壊すことになりかねません。最終的には、河川の改修しか方法がないようでございます。しかし、用地買収等も必要になってまいりますので、今後、このことにつきましても十分な検討をしてまいりたいと考えております。

次に、「安心して住めるれいほく」の交通対策についてのご質問でありました。特に、上津深江バス停付近から、釜の下バス停、坂瀬川川向、更に松原川河口域等におきまして、満潮と強風が重なったとき等に越波が起きておりますことは十分承知しております。又、通行する車が越波を避けるため、車線を変更する等の危険な状況もあるやに聞いております。これまで国道の管理者であります熊本県に対しまして、越波の状況を提示し、国道背後の消波工のかさ上げを要望しておりますが、熊本県におかれましては、国道のパラペット及び消波ブロックについては、標高で６．３ｍという基準の高さをクリアしており、護岸は整備済みとの認識を持っておられるようでございます。このことへの対応がなされていないのが現状でございますので、このことも県にはしっかりと要望をしてまいりたいと考えております。又、上津深江港から西川内漁港までの背後に住宅がある国道護岸の区間は約３．０ｋｍでございます。このうち２ｋｍが港湾区域や漁港区域で苓北町の管理となっております。この海岸を浜之町の海岸のように緩傾斜階段式護岸に整備することについては試算をいたしましたところ、概算で６０億から７０億かかる見込みでございました。莫大な事業費となることから事業化は難しいと判断をいたしております。さて、越波をどう防いでいくかということでございますが、国道の越波対策としましては、背後の消波工のかさ上げ、沖出し等に取り組んでいただきますように改めて熊本県に要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、いきいきと暮らせるれいほく、一次産業の振興、地産地消、特産品開発、販路拡大の支援についてのご質問でございました。水産物の特産品開発につきましては、平成２８年度におきまして、国の加速化交付金事業を活用し、現在の天草拓心高等学校マリン校舎にご協力をいただき、人材育成塾を開催しており、その中で生徒を中心に、いくつかの商品開発を行っていただいております。今年度も引き続き、地方創生推進交付金を活用し、「苓北の里山里海資源を活用した観光交流ブランド創造事業」を商工観光課と農林水産課で連携して取り組んでおります。内容といたしましては、町の農林水産

物・食・観光資源等を掘り起こし、新しい魅力を創造していくこととし、実践的なセミナーの開催やどこにも負けない特産品・観光商品を作り出すことを目的といたしております。

この取り組みの中で、10月に開催されました「にっぽんの宝物グランプリ熊本大会」に町内から5業者が出場をいたしました。天草拓心高校マリン校舎が出品いたしました苓北特産のヒオウギ貝を使ったアヒージョ（魚介類のオリーブオイル・ニンニク煮込み料理）では、準グランプリを獲得しまして、全国大会への出場が予定されております。他の出品者の方々も積極的に新商品の開発に取り組んでおられますので、今後の成果を期待しているところでございます。これらの商品は、町内での販売にとどまらず、県内外での販売を視野に取り組みを進めていきたいと考えております。その一環といたしまして、先ほど申しました観光交流ブランド創造事業において、福岡県の飲食店への卸売りやアンテナショップでの物販を計画しております。現在、店側と最終的に調整を行っている状況でございます。これらの取り組みにも先ほどご指摘もございましたように課題もございます。新商品生産においては、ヒオウギ貝を使ったアヒージョは現在高校の実習授業内で加工しているので、生産個数に限りがございます。大量需要に応じることが難しいことでございますので、町内の民間加工業者や地域商社がレシピを引き継いだ上で、加工・仕入れ・販売をするといった形態が必要ではないかと考えているところでございます。こういった問題を解決することによって、この特産品が製品として広く広まることを期待するところでございます。課題はございますが、水産物の利活用と消費、そして漁業者の意欲の向上、ひいては漁業の振興につなげていけるよう進めてまいります。又、国・県の支援策の中で6次産業化の支援事業によって進められるかどうかも含めまして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、人口減少対策についてのお尋ねでございます。まさに、消費社会は国を滅ぼすと、これは私が中心にずっと発言をしてきたことでございます。30年前はこれは何のことを言ってるのかというようなことでございました。いろんな分野で人口が減っていく、そして、少子高齢化が進んでいくことは弊害が出てくるというのはようやく最近にですね、皆さんの理解をしていただきまして、危機感も感じておられるわけでございますが、これは昭和50年代の中頃に女性の特殊出生率がですね、1.572になったということから始まった危機感でございまして、人口は2.07以上じゃないと増えていかないと。それ以下だと減っていくということでございます。そのときに、もっと今みたいな積極的な対応をしていただければ、こんなことにはならなかったかと思いますが、今更それを言っても仕方がございませんので、できる限りの対応策をしていかなければならないと考えているところでございます。

国勢調査の結果で見えますと、全国で苓北町の類似団体は62自治体でございます。

そのうち6団体が人口が増加しております。都市近郊で企業が進出してきたところやベッドタウンとなった自治体がそれに該当するようでございます。熊本県では菊陽町、大津町、嘉島町等が増加をしております。まさに、大企業進出や熊本市の周辺という特徴が出ているところでございます。苓北町の人口減少の要因はいわゆる社会現象、お子さんがお生まれになる数より、お亡くなりになる方の数が多いこと、あるいは仕事を求めて町外に出ていかれることでございます。

人口減少を抑えるための一番の対策は雇用対策だと考えておりますが、現在の社会情勢の中で雇用を多く必要とする企業に進出していただくことはなかなか難しい状況でございます。そのような中で、マグロの養殖事業の誘致、新たな養殖事業への取り組みの研究、風力発電事業への協力等を行っているところでございます。又、11月には坂瀬川公民館跡に縫製業の会社が操業いたしました。従業員数はまだまだ少数であります。5名近くの従業員を今後必要とされるということでその準備をされているようでございます。こういう事業が軌道に乗ってくることが又新たにですね、一人でも二人でも企業でも大事なことでございますので、そういう企業誘致にきめ細かく取り組んでいくよう念頭においております。

更に、苓北町の特徴として多くの介護福祉施設がございます。かなりの方の雇用をいただいております。そのような中、施設の更新と新たな事業の動きがございますので、これが一番苓北町にとっては大きな核になると思いますが、更なる雇用の拡大を期待して現在その後押しをしているところでもございます。

又、地元の高齢者が必要とされる施設についても、今後地域密着型の増設を必要に応じて考えていきたいと考えているところでございます。今後も若い人の働く場所を増やし、お子さん方を育てていただけるような町づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 又、しつこいようでございますが、国道324号の越波対策についてどうしても難しいという答えでございましたけれども、あそこ海岸に道路をつくる時には漁業者の同意をいただきました。そのときに今の状態を心配する漁業者の方も多々おられた。浜がなくなることによって環境の変化がおきはしないかと。そういう心配をする組合員の方もおられました。しかし、この道路がなくては苓北町はこれから先は成り立たないという説得に応じてできた道路でございます。そういうことで漁協も協力して組合員の方の理解があってできた道路でございますので、何とか理想的な道路として活用できるようにこれからも努力をしていただきたいと。このように思いますが、決意のほどをお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、交通としては非常に便利になったわけではありますが、天候次第ではご指摘のとおり大変な状況でございます。そのことについては、今までも県等に対して要望をいたしまして、相談をしてきたところであります。今お答えしたとおりの県の見解ではありますが、我々としたらやはり緩傾斜護岸とか埋立てに数十億かかるようであれば消波ブロックをもうちょっと沖出しをしながらですね、波を消していく方法もあるのではないかと考えておりますので、その他の方法もお知恵もいただきながらですね、県と打ち合わせをしながら今の状況をなるべく緩和できるように頑張っていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 次に、一次産業の6次化ということで、新たな養殖事業の研究及び特産品開発ということで質問をいたしました。新たな養殖事業、これは採算もとれているマグロは別にしまして、又、海藻かれこれだと思いますが、その点についてもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） マグロの件につきましては、只今、度々ご報告をいたしておりますが、国際的な規制の中で完全養殖からの養殖にしか国はいかだを出さないということでございますので、この件については我々が接触をしている会社も懸命に頑張っております。長崎県と一緒に五島でやっておられますし、近畿大学と一緒に和歌山県の串本でもやっておられますが、もう少し商業ベースに乗るまで時間がかかるということでございますので、もっと身近に養殖をできるようなことを相談を水産庁ともいたしまして、只今、漁協とも打ち合わせをしているところでございます。魚類とそして海藻類、貝類等にわけて、いろいろ検討いたしましたところ魚類については我々地元だけでやるにしたら、非常にやっぱり資金が必要であると。金がかかるということでございます。そういったことを考えますと海藻類、そして貝類、これをですね、やってみよう。特に今、ヒトエグサ、つまり青さ等がですね、非常に高値で取り引きされております。その他、ヒジキにしてもワカメにしても以前の苓北の海に比べますと非常に少なくなっている。こういうところを養殖でカバーできないか。そして貝類についても同様でございます。それをまず町が中心になって、漁協と実証をやってその実証が前向きになりましたら、今度は一般の組合員の方にも推奨していきたいと考えているところでございます。又、その場所については今だいぶ船隻も減ってきましたので、漁港等を今使ってできるような水産庁の方針もでてきておりますので、そういうところも漁協と相談をしながら実行してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 非常に前向きな発言をいただきまして、漁協との連絡を密にしているということでございますので、漁協と今度、先ほど言いました6次産業化の問題ですけれども、あのとき漁業者の参加がせっかく町がセミナーを開いてくれたのに、漁業者の参加が少なかったというのが私、気がかりでございまして、残念でありましたので、これからは漁業者に情報を提供していただくように、より優しく詳しく提供していただきますように要望をして私の質問は終わります。終わります。

○議長（山本政人君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） おはようございます。第16回苓北町議会定例会一般質問。通告2番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長、一部、教育長。質問の方式、一問一答です。

質問事項1、30年度予算の策定。

（1）富岡城新大手門広場整備等箱物行政の見直し。

12月も中旬に入り、少子高齢化等により過疎化が進む苓北町の今後の町づくりに向け、職員が一丸となって振興計画の策、そして、新年度の予算編成に取り組んでおられることと思いますが、今、進めておられる避難地に名を借りたサッカー場建設やヘリポートの建設、都市再生計画による富岡城新大手門広場整備事業等の箱物行政は予算の策定から排除すべきです。これらの事業による維持管理には町当局も十分認識しておられることと思いますが、このことが結果として子どもや孫、ひ孫に付けを残し、後世に負担を求めることとなります。現に、緑化すると言いながら薄汚れたままのブロック擁壁、草が生い茂った造成広場などがあります。又、老朽化した公共施設の維持、そして保守改修も考えていかなければなりません。よって、このような箱物行政は取りやめ、町民が日常生活を営む上で必要とする身近な生活環境の整備にこそ貴重な税金を使うべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項2、少子高齢化対策。

（1）人口減少の歯止め。

本町の人口は年々減少を続け、平成24年11月末の8,052人が平成29年11月末日では7,429人に落ち込んでいます。この5年間で623人が減少しており、単純計算では毎年125人減少していることとなります。このような中で、高齢化率は平成24年10月末では33.5パーセントでしたが、5年を経過した29年10月末は38.2パーセントで人口の減少に反比例する形で高齢化率が高まっています。しかし、この現状に対しての具体的な対策、取り組みがなされているようには見えません。というよりも、成す術がないということなののでしょうか。私はこれまでこの人口減の対策の手立ての一つとして、学園都市構想を提起してきました。これの完璧な実現にはい

ろんな面で厳しい道のりが想像されますが、これは例えば東シナ海の海洋調査、地質調査という項目で問題提起をしました。うれしいことに取り組みの内容は違いますが、地元拓心高校マリン校舎の生徒により、地元の特産品を使った産業振興という形でこの取り組みが進められております。本町の人口減少の歯止めにするために、これを一つの提起とするべきです。ところで、これまで提案した学園都市構想を更に推し進めるため、今回は苓北町に立地している高校の学部海洋土木関係の学科の新設を提案します。海洋土木は申すまでもありませんが、古くは青函トンネル、新しくは本四架橋、そして関西新空港等、日本の経済発展に大きな役割を果たしており、これらは全て海洋土木技術の偉大なる成果と言われています。このように若い人が魅力ある仕事へ取り組むための基礎学習として学部、学科を新設することにより、苓北町、天草市へ外部からの移入人口の増が見込まれます。大きな目で見れば、日本の産業、経済の発展の礎となり、加えて多大なる貢献が期待されます。もちろん、当該高校が県立高校で熊本県の所管であることは十分承知しておりますが、このことは国が進めている地方創生、地方の人口減少による過疎化、少子高齢化の抑制につながる可能性を秘めております。よって、このことを関係機関に強く要請すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 企業の誘致。

企業の誘致計画に対して、近年マグロ養殖一本で取り組んでこられましたが、頓挫というよりも消滅したようです。かわりに、アジ、サバの養殖とか貝類の養殖とか口になれていますが、これへの取り組みはどのように考えておられますか。又、現在、進行中の志岐海岸の通称マグロ道路についてはどのように総括されるのでしょうか。企業の誘致策は今回のマグロ養殖の反省から特定業種に絞るのではなく、幅広い複数の業種を視野に入れての取り組みが必要ではないでしょうか。更に、企業誘致にかかる予算が担当職員の給与のみであり、各種産業の情報収集のための予算としては不足している、もっと手厚い予算計上が必要だということをこれまでも何回となく問題提起してきました。よって、30年度予算の策定にあたってはこれまでの経過を十分検証し、十分な予算を確保し、企業の誘致を実現すべきと考えますがいかがでしょうか。更に、これらの企業誘致にかかる情報は町長が一人で所有されているようですが、全ての関係職員が共有することがこの目的達成につながることを考えますがいかがでしょうか。又、企業の誘致にあたって、製造業等原材料や製品の運搬には九州本土の基幹道路から苓北への交通アクセスの整備は欠くことのできない重要な条件であることは万人が認めるところで、本町の陸上交通のアクセスは県下で最悪と言えます。先般やっと熊本天草幹線道路の早期完成を求める島民決起集会が開催されました。この幹線道路の完成なくして、天草下島の産業振興やそのほかの諸々の島民生活の改善にはつながらないだろうと予測します。そして、このようなことから製造業等関係の企業誘致は非常に厳しいと考えま

す。このためこの幹線道路がなお一層1分でも1秒でも早く完成するようにご尽力いただくことはもちろんですが、これが短期に完成する妙案はお持ちでないのかお尋ねします。ところで、このような最悪の交通アクセスの中で、本町は高速インターネットの整備に先進的な取り組みがなされています。これまでもこの高速インターネットを使った企業の進出に取り組むべきとの提案を複数回行いました。9月の15回定例会の一般質問に対する回答で、東京の会社がサテライトオフィスとして検討しているとの状況報告がありましたが、この高速インターネットを使う企業の誘致に鋭意努められ、そのためのPRにもっともっと積極的に取り組むべきです。このことの先進地である徳島県神山町の状況を確認したらどうかとも提案しておりましたが、その状況はいかがでしたか。本町も神山町と同様の企業誘致をすべきと考えますが、いかがでしょうか。更に、この交通アクセスの悪さをカバーするために、本町に関係する企業関係者について天草エアラインの航空運賃の割引を実施する考えはいかがでしょうか。

（３）農業漁業の6次産業化。

先の10月14日、県立天草拓心高校マリン校舎でマリン祭文化部門が開催され、これに出席しました。この中で、「苓北町特産ヒオウギ貝と天草オリーブを使った新商品開発」と題し、二人の女子生徒による意見発表がありました。このことは町長もご承知のことと存じます。発表の内容は、苓北の水産資源の活用のためのワークショップ「学生向け人材育成塾」が28年12月から29年3月までに5回開催されている。この塾の中で、新商品の開発と売れる商品づくり、当たり前、普通のものでは売れない、新しいものを考えるという講話があったとのことでした。これに基づいて、苓北町の特産品の一つヒオウギ貝の規格外のもの、ハネ貝と天草市のオリーブオイルを使用し商品を開発されたようです。そして、いろいろな会議や大会に出場し意見を述べ、作品を出品され、素晴らしい成果を発揮し、優秀な成績を収めておられるようです。私は、行政をはじめ、地元関係者のご支援があったといえ、地元の高校生がこのように具体的に地元の水産物を使い、商品開発に取り組んでこられたことに敬意を表します。そして、このことはこれまで何回か一般質問しました学園都市構想の具現化が実践されたものとして大いに評価されることと考えます。実用化に向けては、数量や収穫時期等、原料の供給の見込み等多くの課題が残されているのかもしれませんが、町もこの高校生の取り組みを無にすることのないよう、ぜひとも町内の起業につなげるため、これまで以上に産、学、官により積極的に強力に後押し、具体的な対応をすべきと考えます。そのためには30年度でこのことに関わる予算の計上が必要と考えますがいかがでしょうか。又、本町では、いちじく、オリーブの栽培を進めておられる農家もあります。高校生が開発した品目の中には、オリーブオイルは重要な材料であるとお聞きしました。又、いちじくを使ったお菓子も考えられます。このようなことから、材料も調味料も地元の生産物を

使用するということを究極の目的とするため、併せてオリーブ農家の振興といちじく農家の振興にも配慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（４）シルバー人材事業の活性化。

本町における高齢化社会への対応策として、社会福祉協議会が取り組んでおられるシルバー人材事業の拡充はどうでしょうか。町内で現役を卒業された皆さん、あるいはＩターン、Ｊターン、Ｕターンされた方が多数おられるようです。この皆さん方がこれまで培ってこられた経験と技術を町内の住民の生活環境の改善や町づくりにお手伝いをしていただくのです。そのために現在のシルバー人材事業用の軽トラック等機器の整備、人員の確保を図るのです。事業の内容は、従来の事業に加えて、例えば、町が取り組んでいる支障木の除去、側溝の泥上げ、劣化した側溝ふたの取り替え等により、町の管理が滞りがちな道路の維持管理への手助け。ほかにも、現在放置されている富岡ふるさと海岸の松の落葉の処理や網の塀の補修、トラロープを張り巡らしただけで手をつけられていない危険箇所の対応、外灯周りの立木の除去等々、数えればきりがありません。もちろん、これの実施にあたっては、既存の関係業者へ悪影響を与えないような対策をするのは当然のことです。そして、このような行動で体を動かすことにより、健康の保持が可能になり、医療費の軽減も図れるのではないのでしょうか。ぜひ、社協と打ち合わせをし、今後の高齢化社会へ対応するための糸口とするため、３０年度予算で対応できるような体制づくりに着手すべきと考えますがいかがでしょうか。

質問事項３、防災対策。

（１）地盤の低い地域の治水対策。

町は津波の避難地等に対しては積極的に取り組んでおられますが、陸地側からの水の水害に対しては対応が鈍い状況が見えます。町内には未だに玄関脇に土のうが複数袋積み上げておられる箇所がいくつかあります。これは降雨時の路面水等が側溝で処理できずに家屋内に侵入するのを防ぐためです。一部、公共事業として路面側溝の整備がなされましたが、まだ不十分です。ぜひ再確認され、適切な対応をすべきと考えますがいかがでしょうか。

又、紺屋町津波一時避難地の横に位置する水門の管理に紺屋町区民は苦慮されているようです。これは雨天時の天候、大潮等潮の状況により昼夜を問わず水門の開け閉め等、まさに２４時間の管理が求められております。この一帯は町もご承知のとおり地盤の低い地帯で、農地への冠水、住宅への浸水が頻繁に発生しております。

ところで、轟新地の調整池は、出来町や八区などの関係家屋や農地の水害に対する保全のために１億数千万円を費やして、ため池が購入されました。この紺屋町の低地盤地域に対しても、現状を調査確認し、地域の皆さんが公共性の高い水門の管理から解放され、過重な負担にならないよう、そして、住民の安心感を確保するため、３０年度でこ

れに対する予算を計上し、関係住民の皆さんにも出来町や八区周辺地域の皆さんと同様の安心感を与える対応をすべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 消防施設の整備。

荅北町の消防体制は、平成29年消防出初式の資料によれば、団長以下第1、第2、第3、第4、そして機動分団まで5分団に295人の団員の皆さんによって、町民の生命と財産が守られています。

私は消防委員に任命されていることから、11月12日の町防災訓練のあとの消防倉庫資機材整備点検状況審査に参加し、17ヶ所全部の消防倉庫を順次審査しました。自動車や消防ポンプ等機械器具の整備は団員の皆さんのご努力により、万全で新品同様に管理されておりました。各班ともに甲乙つけがたい状況でした。

ところで、28年12月の第11回定例会議で、「班の中には独自の水利等防火施設の位置図や、消火そして救急救命のための行動等について、関係住民への告知のチラシを団員自らで作成されている班がある。このことは、本来町が行うべき取り組みなのではないのか」という質問をしました。これに対して、町長は、「これらの班の取り組みは他の分団幹部にも見ていただき、各班へ取り入れていただくようお願いをしており、引き続き積極的に取り組んでいただくようお勧めしてまいります。」ということでしたが、その後、どのような対応をされたのかお尋ねします。又、このとき「各消防倉庫の機能が果たせていない箇所があった」と指摘しました。詳しくは、「消防倉庫入口の大木崩落の危険性。コンクリート製の消防倉庫の天井のコンクリートが剥離し落下している。団員の会議室が併設されていない消防倉庫が複数ある。会議室は休憩室、控室として、又、命をかけて業務に関わられている団員の打ち合わせ等に非常に重要な施設だと考えます。併せて冷暖房施設が不十分です。なんらかの対応をすべきです」と問題提起しました。これに対して、町民は「指摘のあった危険性のあるこれらの倉庫は、今後、補助金や緊急防災減災事業等の有利な財源を活用しながら年次計画により改築してまいりたいと考えております。」ということでした。今回の審査で、休憩室が併設されていない消防車庫の改築は行われておりましたが、消防倉庫の中には、一部に配筋の露出や車庫の基礎コンクリートのクラック、出入口の段差等が見られました。町はこのことを承知しておられますか。又、これらに対しての整備計画は策定されているのかお尋ねします。そして、命をかけて町民の生命と財産を守っていただいている消防団活動が容易な環境をつくるために、これらの課題に対して、30年度の予算を計上し早急に対応すべきと考えますがいかがでしょうか。

質問事項4、議会質問への対応。

(1) これまでに提起した事案への対応。

先の29年9月の15回定例会で、防災対策、その2、河川の治水対策として一般質

問しました。この中で、松原川河川護岸が不十分であることを指摘しましたが、「いつ、どのような具体的な対策を取られるのか。上津深江川河口の上津深江港突堤の沈下も指摘しましたが、これもいつ、どのように対応されるのか」とお尋ねしました。繰り返しになりますが、当時、私が質問した趣旨は、松原川の一部護岸にパラペットが整備されておらず、この箇所は民家と隣接しており、先の大雨と高潮のときは河川水と雨水があふれ、消防団にも出動してもらったとのことでした。上津深江川河口については、この河口上流部は大雨の度に浸水の恐れがある区域であることから、万が一、この突堤の擁壁が河川内側に倒壊した場合の被害を想定したためでした。これに対して、町長は「松原川河川護岸は29年度に測量設計をし、工事可能な箇所から着手する。上津深江川河口の突堤については、突堤の修繕については既に工事を発注しており、関係部署等の協議は済んでいる。工事の竣工時期は年内の完成を見込んでおる」と回答されましたが、2ヶ所とも現場にそのような兆候は見えませんがどういうことなのでしょうか。

質問事項5、教育の振興。

(1) 社会教育、学校教育の振興。

これまで教育の政治的中立性が尊重され、一般行政とは一定の距離を置いた教育行政の執行体制が、この度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等、首長との連携強化が図られました。このことにより、教育長は首長が議会の同意を得て直接任命することとなり、40年近い教員生活を終えられ、生まれ育ったこの苓北町のエducational行政のトップとして、濱崎教育長が就任されました。少子高齢化、過疎化が進むこの苓北町において、女性の会や、解散された青年団等の社会教育団体へ見守り等の支援をお願いしていく状況が出てくるのではないかと考えます。これまでの豊富な経験を活かし社会教育、そして小学生、中学生の児童生徒が授業を受ける環境の整備、具体的な事案は割愛しますが、濱崎教育長は学校現場を熟知されていますことから、このような学校教育の振興にお取り組みいただけるものと期待しますが、今後どのように進めていかれるお考えかお尋ねをします。

(2) 児童生徒数の推移と対応。

教育委員会の調査によれば、町内4小学校の児童数の推移は、平成30年の356人を基準とした場合、7年後の平成35年の児童数は、マイナス46人。これはマイナス13パーセントで、310人と見込んでおられるようです。今日、急速に進行する少子高齢化に対し、行政が効果的な施策を行使できない状況の中では、この児童減少の状況は止むを得ない結果かもしれません。行政はこのことに対し、一刻も猶予できない対策、施策が求められます。この教育委員会による児童数の見込みは、平成30年と35年の5年間では、坂瀬川小学校が67人から49人へ18人減。志岐小学校が176人

から151人へ25人減。富岡小学校は68人から逆に75人に7人増加しています。都呂々小学校は44人から35人に減少しています。結果、繰り返しになりますが、小学校児童の総数は、30年の356人から35年の児童数はマイナス46人で310人になるということのようです。都呂々小学校では既に一部で複式学級による教育体制がとられており、平成34年は全校で複式学級を見込まれています。このような中で、複式学級のメリット、デメリットは、どのような事項が考えられるのかお尋ねします。

更に、この児童生徒数の推移状況によっては、町内小学校の統合、そして、小中一貫教育の取り組みも検討すべき時期にきているのではないかと思います。

併せてお尋ねをします。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、私がお答えをしたあと、教育長に答弁をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いします。

まずは、30年度予算の問題。そして、次に、少子高齢化対策。次に、企業誘致の問題についてのご質問がございました。

まずは、新大手門広場等の事業の見直し、箱物行政は取りやめ、身近な生活環境整備を進めるべきであるということでございます。大手門とか拠点避難地とかは私は箱物とは思っておりません。町民に一番身近な大事な施設であると考えておりますし、荅北町は天草の中で歴史をずっと紡いできたところでございます。その歴史の大きな遺産としての大手門広場でございますので、このことにつきましては、今後とも少しずつではありますが、課題点を克服しながら建築を進めてまいりたいと考えているところでございます。ご承知であるようでございますが、これは天草島原の乱によって、富岡城は天草四郎一揆軍1万2,000人に責められております。このことは原城と富岡城を拠点にした一揆軍が徳川幕府を攻め滅ぼそうというような勢いでそういう計画であったようでございますが、富岡城が頑張りまして、富岡城が落城しなかったことによって一揆軍は原城へともっていったわけでございますが、幕府軍にとりましては原城一ヶ所のみを対応しておけばよいということで結果はあのような悲惨な結果になりましたけれども、これが徳川政権の安定につながったそういった意味での富岡城の働き、そして、その後、徳川政権の安定を支えるために富岡城の縄張りが変わりました。一番画期的なことは入り江を攻め切って淡水湖化したあの百間土手、20年前までは私どもも生活用水として使っていたところでございます。そして又、もう一つ画期的なことは東シナ海と有明海側に掘り切った中で、その大手門からしか中に入れなくなった。防御体制をしいたということでございます。このことをどうしていかと言いますと、封建主義を非常に

批判する方たちが多いようでございますが、徳川政権が今まで戦国時代に比べまして非常に安定政権になったと。その安定政権を支える一助になったということが大きなことでございまして、そういった意味で、歴史遺産として着々と整備をしてまいりたいと思います。現在、中央道路の通行の関係でご意見をいただいているところでございますが、回り道等代替機能を考慮しながら着々と進めていきたいと考えております。そのほか、「安心して住める町」「いきいきと暮らせる町」「ふるさとと呼べる町」の基本理念のもと、防災対策や交流人口の拡大による町の活性化に向けての施策、子育て支援の施策、町民の方々の生活に寄り添った施策等を進めてまいる計画でございます。新年度予算におきましても、将来的に町が活性化し、それに伴った経済効果が出て、苓北町に住んでみたいと思っただけのような、又、住み続けたいと思っただけのような施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地元の高校、いわゆる拓心高校マリン校舎でございます。ちなみに、私の私見でございますが、まだOB会からの正式な話もございませんので、今の拓心高校マリン校舎というのは何だかよくピンとこない。やっぱり水産という名前をしっかりとつけてほしいという考えをもっておりますが、これもOB会等とよく打ち合わせをして練り合わせをしながら、進めていかなければなりません。そういう中で、やはり海洋学科を強化していくということは非常に大事なことでと考えております。そういった中で海洋学科もですね、前の苓洋高校時代からです。学校の校長先生はじめ先生方のご尽力もありまして、生徒もそれに答えて、海事資格のですね、非常に有効な海事資格を数名ずつ毎年とっていかれておる。このことが今年はですね、その海事資格をとった生徒が専門学校を出て、又、熊本丸に乗員すると。しかも地元の方でありましたので、非常に今の浜口議員の質問の趣旨にのっとったすばらしいことではなかったかなと思っております。せっかく海洋土木ということで指摘がありましたが、これは海洋の関係するものももっとほかに広くないかという意味で、私はとりたいと思っております。そういった意味において、これは我々がやっぱりしっかり努力をして、そして勉強もして、その中で地元の生徒、あるいは町外の生徒の皆さん方にあそこの学校で勉強してみたいと、そこで資格をとってみたいというような方が一人でも多く出ておられる、そういう案件を見つけ出したいと考えているところであります。その上で、OB会とも一緒になって県に要望をして、ぜひ新たな広がりのある海洋関係の学科を増やしていただきたいと考えておりますので、今後とものご指摘、お知恵を拝借したいと。ただ、海洋土木はですね、工業高校あるいは大学の工学部、これが非常に進歩して頑張っておられますので、そのようなところに太刀打ちできるかどうか、そのことも検討しながらですが、むしろ海洋の海事とかそういうもっと海に身近に資格がとれて船に乗れて、あるいは船に関係のある仕事、こういうことがないかと思っておりますので、海洋土木と限らず海洋関係のこ

とに研究、検討をして、県に要請をしたいという考え方でおりますのでご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、企業誘致でございますが、マグロ養殖事業は壊滅したようにご指摘がございましたが、やはり資本力がある上場会社と違いまして、かなり大手ではございますが、やはり商業ベースということを相当念頭に置いておられます。そういった意味で、今は和歌山県の串本と長崎県の水産研究センターと力を合わせて五島で完全養殖についての事業化を目指して頑張っておられます。1日でも早く採算ベースに乗るように努力しております。していただきたいと考えております。採算が合うような状況になれば、我が町に進出していただけるということを会社も考えておりますし、我々も期待をしているところでございます。引き続き誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますし、先だって10月にもですね、会社に赴きまして役員の方々と懇談をし、そのことを話し合ったわけございまして、そんな中で先ほど指摘があった、やはり企業誘致に別枠の企業誘致枠の予算をつくるべきであるのではないかということにはやはりそういう私が出張の度ごと、あるいは職員も上京した折だけにですね、訪ねていくということにはむしろやはり相手方も違和感を感じられるのではないかと。わざわざ会いに来たと。そして誘致に来たということをやはりしっかりと相手の方々にもですね、認識をさせるためにも別枠の予算があったほうがよいのではないかと思いますので、来年度の予算についてまずは少しずつであるかもしれませんが、そういう予算を別枠で計上していけるかどうかを検討してまいりたいと思っているところであります。

又、養殖もそういうことで身近にできる養殖、特にアオサの養殖はですね、又、海域を広めていただいて、少し量が増えるようでございます。そういった意味でですね、魚類はですね、やはり水産庁とよく検討しましたが相当資金がいます。そういった面では、町と地元でやるにしましては、やはり相当大きな財源が必要になってまいりますので、まずは身近にできる海藻類と貝類の養殖をやってみたらどうかというご提案がございましたので、漁協とも打ち合わせをしながらですね、身近にできるやつで、そしてしかもお金になる、そういうものをまずは町が中心になって漁協と協力してですね、実証をやりたいと。それで実証をやった結果、これが十分に一般の組合員の方でもできる方向性が出ましたら、ぜひ一般の方にそれを広げていただきたいと考えているところでございます。

次に、高規格道路に関するお尋ねでございます。関係者のご努力により、予定よりも2、3年で大きく前進をいたしました。3年前にはですね、1年間にあの道路につく予算が17億円でありました。大体、29年度内に1号橋と大矢野バイパスを仕上げるということが蒲島知事の一つの大きな公約であったわけでございますが、これが17億しかできなくて、28年度には50億の予算が必要になってくるということでありまし

た。そういう中で、非常に絶望的な状況であったわけですが、これは私も含めて、天草市、上天草市の皆さんとですね、一緒になって、今までと違った要望活動もしてまいりまして、27年度の予算の補正予算でまず20億いただきました。そして、28年度の当初予算におきましては36億円。合わせて56億円もいただいたわけですね。その前の年が17億円でありましたので、隔世の感がするような予算でありました。おまけにこれは1号橋と大矢野バイパスを完成させるよりも大きな額でありましたので、本渡道路、本渡の第2瀬戸橋、これについても着手できる予算がありまして、用地買収と設計ができることになって、今年皆さんも出席をなさいましたけど着工式を行ったわけでありまして。そういうことで、非常に大きく進んでまいったわけですが、我々も熊本とこの苓北町を結ぶ道路、通常だと3時間近くかかります。それを何とかもっと早くできないかなと。例えば、町の仕事にしましても、私がたった1時間の会議に出るのも、午後1時からとか2時からだと、もうほとんど苓北町には仕事には滞在できません。職員だって同じでございます。皆さん方だってそうだし、商売をなさる方でもそうだと思います。そういった意味においてはですね、やはり1日も早く何とかならないのかというのが気持ちですが、やっぱりいっぺんに100億とかいくらかつけて、どんどん進むというような今の状況ではございません。着々とですね、やはり調査区間を整備区間に昇格を1日でも早くしてもらおうとか。今、区間指定をいただいてない区間は調査区間に早く繰り上げしていただくとか、そういうことのやっぱりタイミングを急いでいくと。この急ぐための要望もですね、やっぱりしていかなければならないと考えているところでございます。更に1日にしてはなりません、1日でも早くできるような努力を今までもしてきておりますし、今後もしていきたい。そしてその成果がですね、以前は島民集会、もっと盛大にやっていたんですよ。一時治まってたんで、今度又改めて再開いたしましたので、これはやっぱり島民の願いが必ずや国にも聞き届けていただけると考えておりますから、このことについては継続をして、更に力強く進めてまいりたいと考えております。このことの中で、やはり一番企業誘致に不向きな苓北町でございますので、少しでも企業誘致が進んでいくのか期待をしているところでございます。そういう中で、やはり遠いところにあっても、高速インターネット等を使う企業であれば誘致をしてくれる。そういうことを期待もしているわけでございます。先ほど私だけの情報で動いているというような指摘がありましたが、それは全く事実とは違うわけございまして、私も頑張っておりますが、やはり企画政策課を中心にですね、例えば、インターネットの事業、今、2社職種を伸ばしておられます。このことについてもまだですね、こちらから積極的にという感じではないと私も判断しておりますので、やはりこれも職員がその会社の本社に出向けるようなそういうやっぱり企業誘致の予算は必要ではないかと考えております。ついででは、やっぱり駄目だと。ついでに行くと

ですね、要望も一緒ですけど、大きな大会がある。その大会に行ったときに、又別の事業のことをお願いしに行ってもですね、「ああ、町村長大会に来たから来たんだろう」としか受け取れられません。この事業に対する熱心さがですね、やはり相手に対して通じていけないわけでありまして、そういった意味でもですね、職員もやはり数度そういう事業者向けにですね、しっかりと苓北町の宣伝をしていただき、こういう遠いところでも来れば都だということをしかり認識していただけるようにそういう予算もつけて頑張ってもらいたいと思っているところでございます。町内企業の方からも通信環境の改善について要望をいろいろしていただいた関係で、インターネットの普及がですね、相当進んでおります。町内の方々もそういうものをつかったご商売をですね、しっかりおできになれるように我々もその方たちに情報発信をしていかなければならないと考えているところでございます。そういうことで今は都呂々中学校跡とかKDD跡とかに、東京に本社がある2つの会社がオフィスとして活用を検討していらっしゃいます。やはりこっちからもぜひ苓北町の魅力を訴えながらですね、お誘いをしてみたいと考えているところでございます。又、11月には先ほども申し上げましたが、坂瀬川公民館跡地に縫製業の会社が操業を開始されました。新規事業の立ち上げをいただいております。従業員も5名程度採用される予定だと聞いております。最初は1、2名で始まって数年かかるのかなと考えておりましたが、非常に積極的に仕事を展開をしておられるようでございますので、この企業も又1つ、2つずつでも膨らんでいければありがたいと考えております。そういった意味でですね、1人、2人の起業についても我々もですね、しっかりとサポートをして、受け入れることの中で働く場所、機会をですね、現在の町民、あるいは町外から来られる方にも魅力をもって安心して住んでいただけるような町づくりに邁進してもらいたいと考えているところでございます。

更に、現在計画中の風力発電事業につきましても、町内に事務所を検討されております。企業誘致を含めてお手伝いをしている状況であります。

次に、天草エアラインの航空運賃の割引に関する質問です。これは非常に大事なことであって、やっぱり1万円、往復2万円以上もかけて福岡まで商売に行くとかですね、なると、やはり先が見通せる仕事であれば、これはそれぞれ積極的にお乗りになるかと思いますが、まだ先がわからない状態でこういう交通費を使って営業に行くというのは非常にやはりリスクも大きいわけでございます。そういった意味で、これご承知かと思いますが、天草住民割引運賃が適用され、住民にはですね、通常天草福岡間運賃、大人1万3,200円ありますが、1万1,200円となります。又、熊本県、天草市、上天草市、苓北町、法人及び各種団体で組織されます。天草空港利用促進協議会において利用者の増加策といたしまして、往復航空券及び宿泊や食事を組み合わせて往復航空運賃以下で利用できる旅行商品をつくって支援をして実施しておられます。又、今年度は

国土交通省の地方航空路線活性化プラットフォーム事業を実施しており、天草ー福岡間において福岡の企業団体向け往復航空券とレンタカーが利用できるビジネス応援モニタープランと天草の企業団体向け大人運賃が1月末まで5,000円となる天草の空サポータークラブ会員特別運賃が発売されております。これ私も勉強不足で、2、3日前にこの質問があつて聞いて知りました。ということは、広報不足であると思いますので、まだまだ1月末と言っても正月も控えておりますので、なるべく早く町民の皆さま方にはしっかりと広報をして、ご使用していただけるようにやっていきたいと考えているところでございます。このような取り組みを含め、新年度予算に係る経費も考慮しながら、更に積極的に企業誘致に努めてまいります。

次に、少子高齢化対策であります。中でも農業漁業の6次産業化についてのご質問でありました。農業漁業の6次産業化についての質問であります。天草拓心高校マリン校舎の水産物を活用した商品開発については廣田議員の質問でお答えしたとおりでございます。産・学・官、合同による商品開発を積極的に後押しするべきとのご意見であります。来年度も「苓北の里山里海資源を活用した観光交流ブランド創造事業」の継続を予定しております。議員ご指摘の大量生産体制や必要な原材料の供給など課題につきましても、この事業で引き続き検討してまいります。又、オリーブ、イチジクの栽培につきましては、生産物の商品化に対し、商工観光課の「小規模事業者支援補助」をすでにオリーブをつくっておられる方には活用していただいております。今後とも商工観光課、農林水産課連携の上、町単独補助や国県の6次産業化支援策の活用を検討も含めた中で、取り組んでいきたいと考えておりますが、これには今、苓洋高校が去年やりました研究、去年から一昨年にかけての研究ですね、これもやはり国からの支援事業でやったわけであります。非常に素晴らしいものをつくっていただいたのですが、これを民間の事業者等にやっていただいて、これを商品化を幅広くやっていくとなると何か相当大きな資本がいるようでございまして、このことについても検討が必要です。缶詰にするからそれなりのものがある。じゃ、瓶詰めにしたらどうかとかね、そういうことも検討してなるべくその事業者じゃなくて、地元の方が起業するなり、その関係の方たちがそういうことの事業に取り組んでいただければと思っておりますが、どちらにしろ町も支援をして国の予算等もいただきながらですね、早くこの素晴らしい製品を定着させて苓北町のよいお土産もの、そして特産品として広く販売できるように頑張りたいと考えているところでございます。

次に、社会福祉協議会が取り組んでおりますシルバー人材事業の活性化についてでございます。シルバー人材を活用して、町が取り組んでいる支障木の除去等、町道の維持管理に取り組んでみてはとの提言でございます。現在、町道の維持管理等につきましては、65歳以下という年齢制限と草刈り機、チェーンソー使用に関する講習を受講した

者ということで、作業員2名を年間を通して町では雇用いたしております。山間地を中心に道路沿線の草刈りや側溝内の落ち葉や土砂の撤去等に取り組んでおります。シルバー人材の活用につきましては、教育委員会におきまして、学校敷地内の植木の剪定作業や機械による除草作業にあたっているようでございますが、町道の落ち葉対策や側溝つまりへの対応、比較的小さな支障木の伐採等の作業につきましても、シルバー人材の活用は可能であると考えます。

又、従来から重機を必要とする作業は業者の方に依頼しておりますので、関係業者との競合は生じないと考えているところでございます。

元気な高齢者の方々の活用で、健康保持の一助になれば幸いですので、ご指摘のとおり町道の維持管理作業につきましては、車の往来や場合によっては危険を伴う作業も考えられますので、今後課題や問題点について社会福祉協議会と協議をしっかりとしまして検討していきたいと考えているところでございます。

次に、防災対策。特に、低地の浸水と高潮等への治水対策についてでございます。町道の排水対策についての質問でございます。志岐の中央部におきましては、降雨時の路面水が側溝で処理できずに、家屋内に侵入してくるのを防ぐために玄関脇に土のうが積み上げられているのご指摘がっております。最近では本年8月14日から15日未明にかけて、1時間に100mmを超える記録的な豪雨が観測されており、近年、想定以上の集中豪雨が降る状況がございます。ご指摘の場所は天神木区から馬場区にかけての志岐中央線についてかと思いますが、中通区の県道から国道の交差点、天神木区から馬場区への町道へと排水路がつながっております。一部で、志岐川に水を抜くための対策も取られているようでございますが、十分な効果が出ているのか確認ができておりません。一早く確認をしてまいりたいと考えております。

この件につきましては、国道・県道の排水も関係してまいりますので、現状を再確認をいたしまして、町としての対応を検討いたしますとともに、県にも要望をしてまいりたいと考えております。

次に、防災対策の中の低地の浸水と高潮等への治水対策で質問がございました。

紺屋町区の水門については、10月に相次いで襲来した台風で、水門の排水口の前に波浪により砂が堆積し排水が悪くなったため、地元区長の立ち会いのもと、重機により砂を除去しております。議員がご指摘なさるように、水門の管理には区民の方々がご苦労されている状況がございます。最も大きな要因は、排水口の低さが低く、潮位の影響を受ける地形的な問題がございます。このため水門近くの一部の最も低い土地は、調整池機能として、すでに用地を購入している部分もございます。今後、調整機能が十分かどうか確認をしてまいりたいと考えているところでもあります。又、現在、臨港道路の護岸整備により、排水口への波浪による影響が小さくなると思われます。護岸整備と合

わせ、地元のご意見も伺いながら遊水機能を検討してまいります。

防災対策で、消防の関係でございます。消防班の中には、独自の水利等防火施設の位置図や消火、そして救急救命のための行動等について、関係住民への告知チラシを団員自らで作成されている班がある。このような独自の取り組みの他の各班への取り入れについて、どのような取り組みをしたかということ。

各消防倉庫の機能が果たせていない箇所は承知しているかということ。これらに対する整備計画は作成されているのか。これらの課題に対する30年度の予算に計上し、早急に対応すべきではないかというご指摘がございました。

まず、水利等防火施設の位置図の独自作成や、消火・救急救命のための行動等についての班独自の告知チラシ作成と配布など、積極的な取り組みをしている班活動の他の班への周知・啓発につきましては、毎年実施します7月の消防倉庫資機材整備点検状況審査の際に、各分団の分団長にも他分団の班の審査に同行してもらい、状況視察をしていただいております。又、部長以上の幹部による町消防団役員会の中でも、このような取り組みの推進をお願いをしているところでございます。今後も引き続き、良い点は積極的に取り入れていただくよう重ねてお願いをしてまいります。

次に、消防倉庫の改修・修繕箇所の把握と計画策定、担当課で把握をいたしております。ご指摘の箇所は3分団1班並びに3班の倉庫であると思いますが、この箇所につきましても、12月補正予算に計上し、早急に修繕の対応を行う予定でございます。又、老朽化した消防倉庫の改築、ポンプ積載車の購入につきましては、振興計画に計上し年次計画で整備していくこととしており、平成30年度においては消防倉庫1棟の改築とポンプ積載車1台の更新を計画しております。

議会質問への対応ということでご指摘がございました。まず、松原川の河川護岸が不十分な箇所の対応につきましては、9月議会でお答えをしましたとおり、熊本県から「対策工の測量設計を実施し、工事可能な箇所から着手する」との説明を受けております。しかしながら、ご指摘のように現時点では何も動きがないようでございますので、再度、今後の予定につきまして、県の担当課にお尋ねをいたしましたが、まず、今年度中には宮原橋下流左岸のかさ上げから着手されるようでございます。松原区の住宅背後と消防倉庫裏につきましては、平成30年度以降の対応ということでございました。

次に、上津深江川河口の下向突堤についてのご質問でございます。この件につきましても、9月議会でお答えをしたとおりでございます。修繕工事として発注をしております。工事施工にあたりまして、道路管理者やバス事業者と協議も済ませておりましたが、請負業者の都合で予定期間が過ぎてしまいました。このことにつきましては、当初予算にも組んでおりましたので私は当然もう工事が終わっていると思っておりましたが、今説明したとおりでございますので、土木管理課としては業者に対してですね、一

早く仕事をするように直接指摘をしたようでございますので、なるべく早い期間に完成するのではと考えているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 教育長。時間がもうきておりますので、簡潔明瞭に。

○教育長（濱崎敏和君） では、失礼いたします。浜口議員お尋ねの5番目、教育の振興について。内容的には、2点あるようでございます。社会教育、学校教育の振興、それから児童生徒数の推移と対応についてということでお答えをさせていただければと思います。

まず、社会教育、学校教育の振興についてでございますけれども、私、小学校、中学校、行政を含めて38年間学校教育携わってまいりました。それから、退職後、3年と6ヶ月、教育委員会の学校教育指導員という立場をやらさせていただいております。学校教育に関しましては、引き続き、校長の経営方針の指導と助言という立場で指導を進めていきたいというふうに考えております。社会教育に関しましては、極めて未熟な存在だと自認せざるを得ません。就任以来、様々な行事に可能な限り参加をさせていただくということで、それぞれの行事が苓北町振興計画に基づいて、着実に推進されていることを気付きました。今後、更にこの取り組みが広がりを見せ、子どもたちはもちろんのこと、高齢者の皆さん方、町民皆さん方の笑顔につながるような取り組みになるようお手伝いをさせていただければというふうに考えております。

次に、児童生徒数の推移と対応についてということで、3点ございました。複式学級のメリット・デメリット。児童生徒数の推移の把握。それから、小学校統合と小中一貫教育についてでございます。

まず、複式学級のメリット・デメリットについてですけれども、まず、メリットとしましては、少人数であるため児童一人一人に指導が行き届き、それぞれの個性や適正においた指導が可能であること。担任の先生の方で一人一人の目が届きます。

ただ、2番目ですけれども、指導方法として直間方式をとっております。直接指導と間接指導でございます。直接指導は担任の先生がその子のそばにいて直接、その間、ほかの学年の子ども、1年生と2年生としますと、1年生の子についている間は2年生の子どもは自習をするという形になりますので、これはある意味自主学習の習慣へつながっていく。このメリットが考えられます。

3番目です。異学年がともに学ぶことで独自の交流や特色ある活動ができます、がメリットとして挙げられる点でございます。デメリットとしましては、多様な人間関係を通じた社会性の涵養などについて、集団教育について効果が低うございます。又、大きな集団での集団教育の場が不足してまいります。更に、固定化した人間関係により、序列意識を生みやすくなるということが挙げられます。

次に、児童生徒数の推移の把握についてお尋ねですが、このことについては、住民基本台帳から各年度の小学校入学予定者を抽出し、推計を作成しております。小学校入学予定者や在籍児童生徒の転出入により多少の数字の変動がありますけども、その度、随時作成をしております。

3点目になります。小学校統合と小中一貫教育の取り組みを検討する時期ではないかというご質問がありましたけども、現在、先ほど申し上げましたように、都呂々小学校では1年生と2年生で複式学級となっております。ただ、他の学校と交流学习を行うことによってデメリットの解消を図っております。他の学校の交流としましては、例えば、富岡小学校とのテレビ電話による同時授業、それからスクールバスを利用しての他校への訪問授業、交流授業等により随時図っております。

児童生徒数の推移の状況と保護者、地域の皆さま方のご意見を伺いながら、検討すべき統廃合、小中一貫教育というふうに認識しておりますけれども、現在のところ、統廃合は先ほどの理由で、デメリットとされる点が解消方向にございますので統廃合は考えておりません。従いまして、小中一貫教育の取り組みについても、現在のところ全く考えていないという状況でございます。

以上でございます。終わります。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告3番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告3番、7番議員、野崎です。

通告しておりました坂瀬川西川内漁港敷地利用について質問いたします。

坂瀬川西川内漁港内の敷地には、現在漁民の方の使用を目的とした中で、駐車場の看板が整備され、国道324号沿いに設置されていた「おっぱい岩」のモニユメントの移設、又、海岸へ降りる階段も新設されたため、「おっぱい岩」を観光される方は、この漁港広場に車を駐車して、海岸へ降りて行かれる姿を多く見かけるようになり、駐車場としての認識が定着したように思われます。以前は、国道沿いに違法駐車し、海岸へ降りる人や反対側の路側帯に駐車し、危険な横断をする人が多く、交通事故等が心配されておりました。しかし、最近では以前のように違法駐車する人や危険な横断をするような人をあまり見かけなくなったことは交通安全上、非常によいことだと思います。そこ

で、このように駐車場として定着しつつあるこの漁港広場を更に有効に利用するために、以前、苓北町観光協会、商工会、漁協、農協等の各団体から陳情が出されたように苓北町の魚介類、農産物等の特産品の産直市場をはじめ、浜焼き小屋、イルカウォッチングの発着所を整備し、苓北町の観光の拠点として活用してはどうかと考えます。前回もいろいろな方面から協議されましたが、当時はイルカウォッチングをする人がいない。又、西川内漁港の用地は町有地ではあるが補助事業で造成した用地であるため、産直市場等に利用する場合は、目的外使用となり県へ用地変更の許可が必要となる。現状としては非常に難しい状況である等の理由により、この計画は頓挫したように思います。しかし、当時の町長答弁では、今後とも県には働きかけを行っていくとの答弁でありました。

現在、天草市の五和町では、平成30年2月を工期として、天草漁協五和支所の水産物荷さばき施設兼漁協の五和支所が建設中ではありますが、完成後には、現在の五和支所の建物を取り壊し、2年後の平成31年4月に道の駅の登録を目指した中で、イルカウォッチングの予約や産直市場・お土産品・飲食店等が入ったイルカセンターを建設する予定と聞いております。先ほどより苓北町の特産品の開発、販路拡大について一般質問があっていましたが、苓北町でも天草拓心高校マリン校舎の生徒さんや地元の農林水産業関係の方々と協力し、地産の食材を利用した新しい商品開発とブランド化を目指し、観光客や町外の方に向けた積極的な取り組みが行われているところでもあります。しかし、お隣の五和町で道の駅が完成すれば、ますます苓北町の観光やお土産品等の産業が衰退していくのではないかと懸念されます。実際、このように天草市五和町では、県へ産直市場等の許可申請を行い、道の駅建設に向け計画は進んでいるわけですが、苓北町の西川内漁港敷地の用地変更許可について可能な状況にあるのか。その後、県への許可申請交渉が行われているのか。進捗状況をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

西川内漁港の有効活用について、ご質問があったわけでございます。西川内漁港の駐車場につきましては、議員がご指摘のとおり、国へ漁港施設の利用計画の変更届を提出し受理をしていただきました。その後、駐車場の看板や海岸を整備し、「おっぱい岩」の観光にも活用されている状況ではということは、今、ご指摘のとおりでございますが、これにも一朝一夕にはいかなかったんですが、いろんな方のご助言やご指導があって、ここまでたどりついたわけでございますが、もう一つ、今の現状で残念なことは、「おっぱい岩駐車場」って書けないんですよ。ただの駐車場。相当周知はしてございますので活用はしていただいておりますが、今後は課題は「おっぱい岩駐車場」とか

書けないかということですね。やっぱりそういうことが課題になっております。

苓北町の観光拠点としての活用についてでございますが、漁港用地の利用計画を変更の上、利活用していくには、まず観光事業への取り組みを希望される事業者や具体的な要望計画が欠かせないわけでございます。観光事業の詳細な計画をもとに、県を通じて、国と漁港施設の変更協議が開始されます。残念ながら、これまで西川内漁港を活用するということで、今、ご指摘のあったようなこと、これは10数年間いろいろやってみましたが、結局は観光事業をなさる方が出てくれませんでした。これは観光事業の詳細な計画をもとに、県を通じて、国と漁港施設の変更協議が開始されるわけでございます。残念ながらこれまで西川内漁港を活用して、本格的にイルカウォッチングに取り組まれる希望業者の方がいらっしゃいませんでした。天草市のイルカセンター建設についてのご指摘でありましたが、二江漁港の場合は、希望する事業者の詳細な事業計画のもと、県・国との協議が行われたものと思われまします。施設利用の変更については、漁港内の天草市の単独用地を漁港施設用地と交換をしたと聞いております。漁港施設機能を維持した上で、利用計画の変更協議がなされているということでございます。

漁港用地の用途変更の許可申請が行われているかとの質問についてであります。まず、取り組む希望業者がおられた上で、県・国への変更のご相談をしていくことになります。又、協議のためには具体的な事業計画が必要となります。従いまして、事業者と計画が定まっていない段階での申請は変更の協議には入っていけないこととなります。

観光事業の推進につきましては、民間業者の方の意欲とご協力が欠かせません。今後、具体的な要望が出てまいりましたら、もちろん県を通じ国への働きかけを行っていきたいと考えておりますが、今ご指摘のように二江のイルカウォッチングのセンターができつつありますし、又、もう行く度に私も歯ぎしりを噛むような状況で。昨日の天候の悪いときでも、イルカウォッチングの観光する人たちが来ておられました。やっぱりそういった意味でまだまだたくさん需要はあると思いますし、今後は長崎方面からの観光者が崎津世界遺産を目指して、又ルートを変えて来られる状況も出てくると思います。そういった意味において、西川内が一番イルカが生息するところに近いわけでございますので、この事業をですね、何とか俺がやってやろうとか団体がやってみようかというようなことがあれば、町も後押しをしていきたいと考えておりますし、又、別の場所ですね、道の駅なり、そして港を今度、船着き場の船客待合室の補正予算を出しておりますが、ああいうところも活用していただきながらですね、やはり苓北町に観光する方々を引き止めていければと考えております。苓北町は先ほども申し上げましたように、歴史的に非常にいろんな貴重な歴史遺産がございます。つい先だって9月の末に横浜方面から70人の方々が頼山陽公園の詩碑の前で合吟をしたいと。皆さんで歌いたいと。詩吟の愛好家の方が来られたんです。来られたんですが、この方たちはただバスで

寄ってそのまま帰られたわけですね。非常に残念でした。土産物があるいはお昼でも食べていただければ、そしてその方たちを紹介していただいた方には、なるべく夕日を見ながら、苓北町に泊まっていただいてするのがいいんですよということで、この前関東ふるさと会でそういうことがあったら、今後はそういうアドバイスもしてあげてくださいということをお願いしたところですが、いろんなところで観光スポットはありますが、何かやっぱり町、そして民間、合わせた中でもう一つ観光事業に対する力入れが足りないのじゃないかなと思っております。私も反省をしながらですね、今後、観光事業に対して、どうやったら人が集まっていだけるのか。お昼でも食べていただけるのか。土産を買っていただけるのか。そういうことも考えていきたい。だから、先ほどの6次産業化というか、拓心高校生がつくったアヒージョなんかもつながってくるわけですね。やっぱりそういった意味では、特産品とやはりいろんな苓北町の観光スポットを結びつけながら、そしてやっぱりイルカウォッチングが一番喜ばれるんですよ。だから、そこをどう展開していくか。その辺が大きな課題になっております。西川内漁港のあれは今の段階では、これが最大限のことではないかと思います。あそこにあれを移すことについても、ちょっといろいろ相談をさせていただいたわけですが、今度は降りたあと、やっぱり参道をつくって、そしておっぱい岩神社をつくって、そしてお稲荷さんみたいにずっとそれぞれ個人の方のご寄附によって鳥居がずっと並んでくると。これは一大観光スポットになってくると。町がそれができるのであれば来年度の予算にすぐにでも入れたいと思いますが、やはり宗教的な関係も出てきますので、ぜひ民間の方々にお勧めをしながらですね、町もどうやったら後押しができるかですね、考えていきたいと思っていますところでございます。

以上、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 二江漁港の場合の答弁をいただきましたけども、二江漁港の場合は、漁港内の天草市の単独用地を漁港施設用地と交換して、漁港施設機能を維持した上で利用計画の変更協議はされているということでご答弁いただきましたけども、苓北町の場合はこういった方法とか得策と言いますか。そういうのは全く今の現状ではないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども答弁で申し上げましたように、どなたか事業者がおられて、具体的な計画が練り上げられてきた中で、県・国と相談をする手はあると思うんですが、そこが今ちょっと、今のところ手を挙げていただける方たちがいらっしゃらない、団体がいらっしゃらないということでちょっと残念なところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確かにですね、私も先ほどちょっと一般質問でもあつとったんですけれども、聞きますと、につぼんの宝物グランプリ熊本大会ですか、これで拓心高校の方が準グランプリを出して全国大会にいかれるということで。その他、おかの味噌さんとか洋菓子店Hanaさんが審査員特別賞を受賞されたと聞いております。大変、名誉なことだと思います。このようにですね、せっかく地元食材を生かした活動で町内外へ苓北町の食の良さをアピールし、町のために大いに貢献して努力をされています。そういった方々の商品販売できる機会と場所をやっぱり提供できないかと、又、すべきではないかと私はいつも思っと思ってんですけども、今、町長も言われたように、要は地元業者さん、いろんな方々の気持ちが一つになってぜひともこういうのをつくってくれというのが話が持たれば当然さっき言いました協議の中でですね、協議変更の協議次第で可能になる可能性もあるということで答弁いただいたわけなんですけれども、そういうふうに理解はしますけれども、現状としましてですね、1つは特産品の販売所もそうなんですけれども、今、苓北町、全国的な現状かどうかわかりませんが、西川内漁港のことちょっと聞いてみますと、今組合員さんが12名いらっしゃって、そのほか数隻の遊漁船も利用されてるんですけども、後継者不足というのが年々もう深刻な問題になってきてるんですけども、今の漁港施設の規模から考えますと今後段々漁民の方の衰退と言いますか、後継者いなくなった場合のそういった裁量についてもですね、今後は早急に考える時期に来てるんじゃないかと思うんですけども、熊本県下とか全国的にでもですけども、そういった利用者組合員さん方の減少の中で、裁量というのは今現在考えたり、又、実際にそういうふうに変更になったという地区はあるのでしょうか。ないのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も10月まで3期6年間にわたって全国市町村水産振興協議会の会長をしております、全国の方々の意見を聞く機会が多ございました。その心配というのがあって、今ではですね、漁港もいろんな活用ができるような法律になっております。一つは、漁港を使う人がなくなった場合に、そこをせき止めてしまって養殖場にしたりしてるところもあります。だから、そういういろんな活用する方法あると思うんですが、まだまだ漁港として必要だと、それぞれ苓北町の中の町内の漁港は使っているんですが、できるだけ後継者ができるように。後継者をした場合は農業と同じようにですね、後継者には水産の場合は3年間でしたね、毎月15万ずつ国からも支給しておりますし、町ではいくらだった、5万円やったかな。町では少ないですけど5万円ですね、やっております。できれば新規の方たちも一緒になって後継者になっていただければありがたいなと。そういう情報発信をどうやっていくかというのを大きな課題になってくるとは思いますが、今のところ農業では7名ほどいらっしゃいます。だか

ら、そういった面で漁業ではなかなか熊本県の制度自体がですね、難しい。天草の水研センターに大矢野の、あそこに半年ぐらい勉強にいかんやかんそうですよ。ほかのところでは、親方がいて、家族以外の親方ならその人について勉強するだけで、もう後継者の勉強だと認めていただけるわけなんですけど、熊本県はなんか厳しくてですね、それがあるからなかなかそういう手を上げる人がいないということで。ですが、いずれにしろ後継者がいなくなって、船が使われなくなった漁港はいろいろ使い道についてはですね、それを閉じる予算も、そして養殖事業に対する予算も水産庁でも考えていただいておりますので、まだまだそこまで心配する必要はないかと思いますが、やはり今後のことを考えれば、やはり有効活用というのは方法いろいろありますので、これも漁協組合員の方々と一緒になって考えていければと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今の答弁をまとめますと、大体国との協議をする上ですね、詳細な事業計画を示して変更目的等、協議次第では可能の場合もあるということで理解させていただきたいと思います。又、先ほど具体的に、「おっぱい岩」までの参道とか神社とか鳥居とかそういった具体的なものが民間の方でそういうお話があればということで答弁具体的にいただきました。今後はですね、そういった方々、町の農林水産関係、又、商工会関係の皆さんにですね、やる気と綿密な計画があれば国との協議次第で苓北町も産直市場もできないことがないんだというのを。私もですね、商工会の理事もさせていただいておりますので、そちらのほうからもですね、アピールして行って、今後そういうふうの実現に向けて絶対ゼロじゃないんだ。皆さんの気持ちがあればできますよというのをぜひ訴えてですね、一步でも前進するようにしていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） おっぱい岩神社をつくってというのはあくまでも私の私見でございますので、例えば、どうなのかなと伏見稲荷みたいにズラッと並んだら壮観だろうなと。参道をつくるには町の農林水産課の許可がいますが、それは前向きに対応してくれると思っております。やっぱりそこは宗教的なことになりますので、やはり民間の方たちが1本1本寄附していただいたりですね。そういうことができれば、あれは健康にまつわる神社でございます。特に、女性の健康、そして賽の神様もあります。いろいろそういう面で今、国民の皆さんが求めているというのは、いろいろ多様でありますので、その多様性を吸収できるスポットが何ヶ所もありますので、ぜひそれが生かされて町がにぎやかになればなと思っております。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告４番、松本良人君。

○１番（松本良人君） 皆さん、こんにちは。通告４番、１番議員、松本良人でございます。

ここ２、３日冷え込みが非常厳しくて、今日もですね、建物の外はちょっと暖かいですが、陰になりますと冷え込んでいる状態でございます。この寒い中でございますけれども、ここ庁舎内は完全に空調設備が整いまして、全く冬の１２月を感じさせない空間でございますが、特にここ議会議場はすばらしい空調管理がなされております。

皮肉にもこんな状況でございますが、まず、最初に小中学校空調設備の早期取り付けについてお伺いをいたします。小中学校エアコンの設置につきましては、これまで複数の議員から早急な取り組みについて質問がなされ、ご父兄の方々のご意見を踏まえ、要望がなされてまいりました。

私も先の議会において、一般質問の中でその設備についてお尋ねし、小中学校生徒の勉強する学校教室環境整備を早急に整えていただくよう町当局のお考えをお聞きし、お願いをしてきたところでございます。

先の衆議院選挙におきましても、各党各候補者が将来を担っていく子どもたちを育てるため、子育て環境整備について積極的に推し進めていくというような公約が掲げられ選挙戦を戦っておられました。人材の育成は至るところで語られておりますが、特に義務教育時の学校教育は最も重要な位置づけは言うまでもありません。

近年、夏の猛暑、冬の厳しい冷え等、厳しい環境にあります。国内ほとんどですが、もちろんここ苓北町内におきましても、公共の建物、お店等の商業施設、観光施設、各関係の事務所、作業所、家庭においてほとんど空調設備は整備され、快適な空間で各々の生活が行われおります。

この中で、苓北町においては、今後町を担う、国を担う、世界を引っ張っていく可能性があるだろう子どもたちを育てる教育施設の小学校、中学校がまだ十分に整備されておられません。夏、冬の過酷な学校現場の環境のもとで、子どもたちは一生懸命勉学に励んでいます。６５年、５５年前、私も夏は下敷きやノートをうちわ替わりにし、冬は冷える手先に息を吹きかけしのいでいた現状を思い出します。今も子どもたちはそういう

現状の中で、勉学に励んでいると思いますが、これまでの一般質問、委員会の質問等において、町からのお考えはおおよそ年次の計画により順次進めていくということでしたが、今のお考えもお変りはございませんか。この件につきましては、一刻も早い完成で子どもたちの学習の場の提供は必要不可欠であります。平成30年度100パーセント完成、特に来年の夏に間に合うような完成を求めます。町としてのお考えをお尋ねをいたします。

続きまして、公共施設公衆トイレのあり方についてお伺いをいたします。トイレにつきましては、通常あまり目立ちませんけれども、生活上、食べるもの、食について次に大切なものはトイレであろうかと思えます。これまで公共施設、これ小学校、中学校含むわけですが、公衆トイレの洋式化について。この件についても町民の方々のご要望を踏まえ、私たち議員においても要望指摘したところでございます。これを踏まえ、各施設や公衆トイレについても順次整備がなされつつあります。この整備された公衆トイレを一部拝見をさせていただきました。その状況は和式、洋式様々な仕様により整備がなされておりますが、洋式の中にはお尻等を洗浄する機能付きのもの、ここでお断りをしておきますけれども、何々レットとかシャワー付き云々ということは通常使われておりますけれども、メーカーの登録商標ということでございます。この席におきましては、洗浄機能付きというそういった言い回しで使わさせていただきたいと思っております。又、そうでないもの、又、1施設の中に洗浄機付きのもの、そうでないものが2種類あるところと様々でございました。私は1施設に複数ある場合は、和式、洋式それぞれあったがよいと考えております。1個の場合はもちろん体に不自由な方々のために洋式が当然でございます。又、多目的トイレにつきましても、ほとんど洋式ではございますが、洗浄機能がついてないところが大半でした。今後、小学校、中学校のトイレの改修等も計画されているものと思われませんが、小中学校のトイレについては和式のトイレを主流に、洋式は少ないほうがよいと考えられますが、町としてどのようなお考えをお尋ねをします。

又、次の点についても併せてお伺いをいたします。1点目、各施設、公衆トイレに複数トイレがある場合の考え方は統一されておりますか。2つ目に、洋式トイレの洗浄機付きの設置状況はどれくらいかをお尋ねをいたします。

次に、国道324号上津深江から坂瀬川区間海岸の越波対策についてお尋ねをいたします。苓北町内には国道324号、国道389号の2つの国道があります。この2つの国道は海岸線を走っているため強風のとき波が高くなり、国道に潮が上がり、車の通行の支障をきたし、時には通行している車を直撃し、前方が見えなくなり重大事故になりかねない事態に遭遇することもあります。町内には特にひどいところが国道324号の上津深江から坂瀬川区間の海岸、又、国道389号都呂々小松から萱の木の区間にあり

ますが、特に上津深江から坂瀬川区間の海岸はひどい状態でございます。このことについては先に廣田議員から質問がありましたが、私なりに質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、ここ 324 号の上津深江から坂瀬川区間海岸は志岐、富岡、都呂々方面から坂瀬川天草市方面への通行の要でございます。近年は天草市への通勤者が多く、当然のことながらそのほとんどが自家用車による通勤ですが、自家用車を所有している人は車が潮水をかぶるのが一番嫌です。そのため若者は苓北町を離れ、天草市に住所をかまえる人が多いと聞きます。先ほども廣田議員の答弁の中で、人口の自然減少についての町長の説明がありました。このことも苓北町の一つの減少の要因になっております。行政でできることは一生懸命努力が必要であるものと考えます。富岡地区の東海岸、西海岸、志岐の浜の町、都呂々地区の一部の高潮対策によりかなり整備が進められ、志岐地区紺屋町海岸は整備中であります。今後町内でもっとも重要な路線であるとされている国道 324 号の上津深江から坂瀬川区間もどのように位置づけをされているのか。又、高潮による交通事故につながり、人身事故も起こりかねないと推測されますが、家屋、生命を守るための高潮対策、両面からどのような施策を考えておられるかお尋ねをします。なお、廣田議員の回答に重複する部分につきましてはお聞きいたしてましたので、答弁は必要でございません。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、小中学校のエアコン設置についてでございました。小中学校の冷暖房施設の設置状況は保健室や図書室、音楽室やパソコン室等の特別教室には設置をしております。このほか、苓北中学校の 3 つの普通教室に設置しております。小中学校の冷暖房設備につきましては、国の学校施設環境改善交付金事業での整備を計画いたし、たびたび要望を行ってまいりましたが、校舎の耐震化等が優先され、冷暖房設備につきましては事業採択が難しい状況にございます。しかしながら、児童生徒の学習環境改善の観点から冷暖房設備の整備は必要と考えております。現在、交付金事業の採択が不透明な現状を考慮いたしまして、学校教育施設等整備事業債、これ起債ですね、を活用しての整備を検討しております。本起債事業での整備が可能であると判断されましたならば、平成 30 年度に苓北中学校、平成 31 年度以降に各小学校の整備を実施していく予定であります。

次に、公共施設におけるトイレの現況とあり方についてのご質問がございました。まず、各学校における設置の状況と今後のあり方についてであります。現在小中学校につきましては、校舎内のトイレは洋式が 38 基、和式が 70 基で、洋式化率が 35.2 パーセントでございます。洗浄機能付きは 4 基であります。又、学校の体育館やグラン

ド内等のトイレでは洋式が23基、和式が39基で洋式化率は37.1パーセントとなっており、洗浄機能付きは3基でございます。これらを合計した学校関係施設全体では、洋式化率は35.9パーセントとなっており、洗浄機能付きは7基となっております。又、社会教育、社会体育施設では、洋式が54基、和式が45基で、洋式化率は54.5パーセントとなっており、洗浄機能付きは34基となっております。

小中学校校舎の洋式トイレ設置につきましては、各フロアに男女とも最低1基は設置してありますが、設置率については各校でばらつきがあり、特に志岐小学校と富岡小学校は設置率が低いので、今後この2校を中心に洋式トイレ設置について検討を予定しているところでございます。

次に、小中学校並びに社会教育・社会体育施設以外のトイレの設置状況と、このうち、洗浄機能付きのトイレ設置事業についてでございますが、設置施設数は町全体で51施設157基でございます。内訳は、洋式が80基、和式が77基で洋式化率は51.0パーセントとなっており、洗浄機能付きは30基となっております。このうち、体にご不自由な方々や小さいお子様連れの方々にご利用いただくユニバーサルトイレは19施設21基で、このうち洗浄機能付きは5基となっております。

次に、各施設公衆トイレに複数のトイレがある場合の考え方でございますが、高齢化が更に進む状況でありますので、体にあまり負担がかからないよう施設を整備改修するにあたっては、順次洋式化を図ってきたところでございます。なお、体にご不自由な方々や小さいお子様連れの方々などにご利用いただくユニバーサルトイレ付きにつきましては、今後、整備改修をするにあたって、洗浄機能付きのトイレを設置していきたいと考えているところでございます。

次に、324号線の越波対策についてでございますが、大変申し訳ありませんが、先ほど廣田議員にお答えしたとおりでございますので、ご指摘のとおりご解釈をいただければと思います。

以上で、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 只今の質問をいただきましたけれども、まず小中学校の空調の関係から説明をさせていただきますが、今の町長の答弁の中で中学校は来年度完了すると。その後においては、小中学校順次やっていくというような回答でございましたけれども、改めてはっきりしたことをお尋ねをしたい。特に小学校、32年度以降、いつ頃に完了するのか。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 31年度以降ということでお答えしかできませんけども、何年までというのはちょっと今お答えはできない状況でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 以降ということであれば、これこそわけくちやわからんですね。振興計画あたりにはどういった形で載っておりますか。財政のはどういうことになっておりますか。そこら辺調べよってください。

それから、教育長にお尋ねをします。今日から、今日をも含めてですが、ここ2、3日相当厳しい寒さがありましたが、初めての今日も会議は大変冷え込んでおります。初めての町議会にご出席なられて、ここの議場の中の居心地はどうでしょうか。

併せて、教育長は教育長就任前、指導主事として教育委員会室を拠点に仕事をなさっておりますが、教育長室、教育委員会室、役場庁舎内の居心地についてお尋ねをします。これは真夏、真冬を併せてお願いします。

○議長（山本政人君） ちょっと待ってな。今の質問は教育長の考え方ですか。

○1番（松本良人君） そうです。今の居心地がどうだったかということ。

○議長（山本政人君） 空調設備についての質問に関連してると言えば関連してはいないんですがね。

○1番（松本良人君） 今後は、このあと町長にも副町長にもできれば議長さんにもこの状況をお尋ねしたいです。そして、今後、今、過酷な中で勉強しておられる子どもさんたちにどう対応されるのかというのを併せてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 大変重要な質問かと思いますが、この一般質問はあらかじめ予告をしておくということが求められております。ですね。そういうことです。

松本君。

○1番（松本良人君） 状況等は駄目でしょうか。別に調べる必要も何もわからんわけですので、今の居心地はどうですかと。それやったら、それもやっぱり予告をせにゃいかんとですかね。これに私は考えて何か含まれとるから、そういった状況を踏まえて、町は予算措置をしたり、あるいは施行順位を決めていかんばならんとじゃなからうかと思うとですよ。それが、まともにしていかれよりますか、いかれよりませんかというのを改めてここで身をもってお答えをしていただきたい。そういう観点からお尋ねをしました。

○議長（山本政人君） ですから、先ほどからも申しておりますように、一般質問においてはあらかじめ要旨を述べておくということが大事なんですね。この小中学校の設備については、先ほど質問されたそのことで十分に事足りるというふうに思います。

松本君。

○1番（松本良人君） わかりました。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 31年度以降のことは31年からすぐやりたいんですが、この

起債事業がですね、2,000万以上じゃないと採択されない。だから、ここは財源をどう探してくるかで31年で終わるか、32年で終わるか、33年で終わるか。そのところが、まだ今後の検討課題でございますので、31年度以降という話にいたしております。できれば31年に仕上げられれば一番いいんですが、その辺のところが起債ができないということで、交付金事業が受けられるかどうか定かでないということの中での表現でございます。なるべく早くやりたいという気持ちの中でお答えをさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） お金のことが出ておりますので、事業費についてお尋ねをしたいと思います。総事業費はもし4校、5校なった場合、どのくらいぐらになりますか。それから年間の維持費がどのくらいになりますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 総事業費につきましては、あくまでも概算ではございますが、8,600万円ほどと見積もっております。それと、年間の空調設備にかかる電気料ですね、いわゆるこれも試算をしたわけですが、普通教室における稼働日をですね、夏と冬、それぞれ35日間と仮定し、メーカー発表の平均電力使用量により算出した場合ですね、およそ5校で720万ほど電気料がかかると試算をしております。あくまで試算でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 常に町の工事においては財源が国から融通がきかん、あるいは補助金がない。常に足踏みさせられ、それに伴った負は町民が全て被っているのが状態でございます。今、私は教育長にも町長にも副町長にも合わせて議長にも、このすばらしい環境の中で仕事がさせられて、そして、いろいろ町についての進言をしている中ですばらしい意見が出ると思いますが、町の子どもたちは先ほど言ったとおり冷たい手をこすりながら、あるいはお尻の下、股にはさみながら一生懸命勉強しております。それが、優先順位をつけたら、ここの空間は止めてでも小学校、中学校の子どもさんたちが少なくとも義務教育を十分にされるような環境をつくっていただきたい。そのために私は皆さんはどういった気持ちですかと。この空間はすばらしいでしょうって。しかし、それは学校では子どもたちはありえんとですよ。今、総事業が8,800万、年間経費が70万ということが出ましたけれども、ぜひそういったことを何々債云々の使わんば絶対できんとか。あるいはそれか町として国の予算がつかんから、国から云々せんば金が出んからというふうな形で全てそれがそのままないがしろになっておかれるのか、改めてお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） どういう趣旨で聞いておられるのかわかりませんが、我々は必要な財源を苓北町だけではなくて、そういう財源があるのであれば、それも使った中で事業を遂行していきたいという考え方でございます。特に、大事な子どもさんのことでございます。我々のころの夏に比べても、冬は我々のほうが寒かったのかなと思います。夏はちょっとやっぱり異常な気候でありますので、1日でも早くつけてあげたいという気持ちの中でその交付金事業をいろいろお願いをしておりましたところ、なかなかつかないので起債事業で、この起債も交付税補填がございまして、やはりそういった面ではそのあとのほかの事業についても一般財源が振り当てられますので、全部が一般財源で8,000万も使っていくということになるとなかなか大変でございまして、そういった意味において1日でも早くという考え方でございます。松本さんの温かい気持ちもわかりますが、我々も温かい気持ちの中で、そういう環境で勉強してきたという経験も踏まえてですね、なるだけもっといい環境で勉強させてやりたいと、そういう気持ちの中で財源との見合わせをしながら、なるだけ早くやっていきたいという考え方でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これまでですね、富岡城の復元とか大手門の復元、サッカー場等の数々の大事業がなされてまいりました。これはこの件は直接町民の方々にもいくらかあろうと思いますけれど、今の町長の考え方に反発するわけじゃございませんけれど、今後も又、大手門等は続けられようとしております。これは町民の方々の中には100パーセント大事だよと言われる方はおいでじゃないんじゃないかなと思いますけれども、子どもさんたちにこの過酷な中で一生懸命勉強していくとなれば、やはりそっちが一番先に優先順位が出てくるんじゃないかなろうかなと。そういった方々いっぱいおいででございます。私はこの議会においても何回となく先輩議員の方々をはじめ、要望がしてまいりましたがけれども一向に進まない状況でありました。苓北町にはお金がないということでございますけれども、財政の面から本当にお金がないんでしょうか。苓北町には他町にはない超大型の九州電力というすばらしい大企業あり上手にやりくりをしたならば、他町より台所の事情はよいはずですよ。当然、町の執行には優先順位がございまして。私は先ほど皆さんに庁舎の生活空間を一例として取り上げてお聞きしたいと思っておりましたけれども口止めされましたので言いますけれども、尋ねることなくこの議場をはじめ庁舎内のすばらしい居心地ですよ。天国です。ここで優先順位をつけるとするならば、真っ先に子どもの教育環境について、この過酷な寒さの中で勉強している子どもたちの環境を改善するこの事業を真っ先に取り入れねばならんんじゃないかなと私は思います。このことを踏まえ、この町の予算が窮屈になった大きな原因を財政

の担当の課のほうからご説明をお願いをします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのことよりも本題に戻りますと、我々は大事な事業でありますので、ぜひやりたいと。ただし、町の予算をつくる規律の中でやっぱり一つには財源、やっぱり補助があるか、有利な起債があるか、そのことを求めていますので、大型の事業でありますと一般財源だけではなかなかやほりできないと考えているところでもあります。

それと、来年から中学校、今度は起債事業でやります。そのこともはつきり借してくれるかどうかかわからないんですが、今の感触では大体いけるだろうという読みがありますので、まず苓北中学校からやっていこうと。

繰り返しになりますが、この起債事業は2,000万以上じゃないとできないということでございます。そういうことでございますので、あとの小学校の事業についてはどんな交付金事業か、どんな起債があるか。もうしっかりですね、そのところは検討いたしまして一日でも早くやりたいと。

それで小学校は31年度以降となっておりますが、率のいい交付金や補助金、起債があればですね、それは年次をはつきり示されると思いますので、これはまず来年中学校をやるということの中で並行して財源を探していきたいと考えております。一般財源だけでは全部というわけには私はいかないと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） いろいろ逃げ道は起債がない。一般の起債は借りればよかつですからね、私は思いますけれども。約8,800万ですよ。そうして大したことじゃないと思いますよ。今グラントにも5億ぐらいかつとですよ。そんな半分の補助やったっちゃ2億5,000万ですよ。私はこういった過酷の中でですよ、小学生はまだわからんと。わからんっちゃうといつやったっちゃよかわけです。できれば30年度中に全部やってっていうことはできんかと。2,000万以上ですので8,800万ですので十分該当するじゃなかですか。これがもし町に早急に子どもたちにやってやるができない。私は最高の環境の中で勉強をやっていただきたい。そのことが一番願いです。町に予算がないなら、町のお金を上手に使い切らなかった責任は、町長の提案した、それを認めた我々議員にもあるはずですよ。もしそうでなかったにせよ町の行政を司る一員でございますので、町長、議会議員の給料、歳費削減をしてでも生徒児童が最高に教育を受けられる環境をつくらなければならない。我々はそういう立場にあるんじゃないかなと思います。又、当然であると思いますが、町長どうのお考えですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その環境をつくるということは当然だと思います。ただし、何

もかんも暖めてやる、冷やしてやるということで本当に教育が通じるものかどうか。我々もそういう環境の中で育ってきたわけです。だから1年、2年待ってもらおうというのは、そんなに難しい問題ではないと思います。

あと細かい、何で8,000万円いっぺんに借りられんとかっていうことを教育課長説明してください。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 対象事業費2,000万と申しますのは、各学校につきということでございまして、全体が8,000万ありましても各校が2,000万以下という見積もりですね、なっておりますので、対象にはならないということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 町長以下、トップの関係者の給料を削減してでもということをお尋ねしたんですけれども、そこら辺の回答はございませんでしたけども。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは通常私たちが行っている事業のこととございますので、そこまで回答する必要があるかどうか疑問に思います。

○議長（山本政人君） 松本君、質問の途中ですが、結局松本君の質問は小中学校の空調設備について、取り付けについてどう思っているのかということが今議題の中心ですね。そのことについて答弁がっております。ですから、その答弁に対してどうなのかということで返してくださいね、質問は。

松本君。

○1番（松本良人君） 私、小学校の子どもさんたちの分についてもはっきりしなかったもので、私は30年度に100パーセントで完成をお願いしたいということでございましたけれども、30年には中学生をやると。小学校についてはわかりませんと。31年度からでございますが、その後の計画についてはわかりませんということでございました。そこら辺わかりませんのはから一生せんでも、あんときにはわかりませんでした。特に教育課長が申されましたとおり2,000万以下ならば借金も金も借りられんっていうならばずっとできんじゃなかですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は30年度の事業をやりながら並行して小学校の財源の中身をですね、検討していきたいとさっき言いました。なんで言ったかということ、教育課長が答えたように、小学校1校では起債事業が借りられないからということでしたので、今まである交付金事業をあたってみたり、その他なにかないかと。今のところ思い当たるのは交付金事業に申し込むということでございます、小学校は。だから、その点は申

し込んだ中で、又、様子を見ていきたいし、そして交渉によっては各学校まとめたいた
だきたいという要望も出してみたいと思います。小学校を。それは聞き入れられるかど
うかわかりませんが、そういう状況でやっぱり1日でも早く整備をしたほうがよいわけ
でございますので、やっぱり相手があることですから、こちらの要望がそのまま聞き届
けられるかどうかかわからない。そういう状況の中で、31年以降ということでお答えし
たわけでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 子どもたちは大変不自由な中で我々よりも力がないわけですの
で、なるべく1日でも早い対応をお願いをしておきます。

それから飛びますけれども、324号の越波の関係。これは各県道の状況については
町で把握をしておられるということでございますが、特に上津深江バス停から釜の下バ
ス停、坂瀬川川向、松原川河口域の状況については、越波が強く国道での通行車両の危
険な状況も周知され、国道についても管理者に要望をしてあるということでございま
すが、指摘した箇所には住宅があります。国道より低い箇所もあります。ごく小さな津波
や台風によって越波した場合、ここにお住まいの方々の命さえ保証されないような状況
もありますけれども、把握をされておりますか。この点につきましては、防災上、どの
ように対応を検討しておられるか。防災担当課の見解をお伺いをします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この関係につきましても、土木管理課のほうで所管を
いたしておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。ご指摘のように上津
深江から坂瀬川の西川内にかけての区間におきまして頻繁にと申しますか、強風時に越
波が生じておりますことについては、町としても承知をいたしておりまして、特別にで
すね、ひどかった状況というのが平成26年の台風接近時におきまして、味千ラーメン
周辺、それから小路漁港周辺においてのですね、越波、それに折山地域での越波の状況
というのを確認をいたしまして、写真撮影等も行いながら、県に要望してまいっている
ところでございます。そういう中で、今、議員のほうから国道よりもですね、低いところ
に住宅があるということにつきましても高潮、それから越波、将来的に心配されてお
りますような地震によるところの津波等の被害という部分につきましても、現在の段階
では当然何らの対応も正直できていないというのが状況でございます。そういう中で越
波ですね、それとか高潮というところでの具体的な住宅地への浸水被害、それから海水
の逆流というようなのは町といたしましては確認はできていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 国道の越波対策としては改めて県に要望していくというような

回答であったと思います。これ越波でですね、国道は交通事故や人命に関する問題ですね。県では標高が6.3mという基準高さをクリアしているので整備済みとの認識があるということでしたが、改めて県に要望をされるということでした。可能性はありますか。又、ブロックだけ置くとじゃなくて、富岡東西の海岸、あるいは浜之町海岸、都呂々の高潮対策のような階段式の護岸は考えておられないのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、国道の護岸でございますけれども、これにつきましては、先ほど廣田議員にもお答えをいたしましたように、標高が6.3mという熊本県が定めておりますところの基準ですね、これをクリアをしているというのが県の認識であるということについてはお答えをしたところでございますが、その条件、基準をクリアしてまいりましても、議員もご指摘のように越波が生じていると、起きていると。そういう中で車の往来等にも影響があり、交通事故等が心配をされるというような状況が起きておりますことにつきましては事実でございますので、その部分につきましては改めて町としてもですね、県としての対応を講じていただくように強く要望をしてみたいというふうに考えているところでございます。

併せまして、これらの海岸につきまして、志岐の浜之町等で実施をされておりますところの階段式の護岸への整備というところの可能性についてのご質問をいただいておりますが、町長の答弁にもありましたように、あくまでもこれは概算でつかみの金額になりますけれども、60億から70億というようなお金が必要になろうかというふうに思います。ただし、これにつきましては、この財源的な問題ばかりではございませんで、先ほど廣田議員さんからもお話がありましたように、漁業者の方のご理解をいただくこと、それからいろんな補助事業等々での採択という部分、公有水面含めましてですね、いろんな課題がございますので、今後町としての考え方というのを整理しながら検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） たぶん、ここの海岸は港湾区域とか漁港区域に入っとはじやなかろうかと思いますね。そういうことであればですよ、もう県は今の状態でOKだというような認識だと思いますが、現に今の状態が実質上駄目なんですよ。今の状態が駄目でしょ。駄目ならば国、県がせんとならば、やはり町ができるだけこの区域に入っておったならば、あるいは港湾区域、漁港区域に入っておったならば、浜之町海岸、それから富岡の海岸のように立派な護岸ができるわけですので、順次推し進められると思うのですが、これはできればですね、町の振興計画あたり、もうそこら辺はあげておい

て、常時やはり担当が変わっても常に要求はしていくという体制は整えてありますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず今、町の基本的な方向性と言いますか考え方につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国道の背後、護岸ということの部分で県に要望していくというのが、まず今現在の町の基本的な考え方でございます。そういう中で毎年って言いますか、町の執行部と広域本部の土木部との勉強会、いろんな課題についての検討会というのも毎年定時で開催をするようにいたしております。そういう中でも、これらの国道への対応についてはですね、ずっと引き続いて要望をするということの部分につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えます。

併せて、これにつきまして振興計画にあげているかというようなご質問もございましたが、今現在、県が事業主体というふうになる方向で考えておる状況の中では振興計画の中にはですね、盛り込んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひともですね、おおよそ2kmぐらいある海岸のうちで、60億から70億かかるということでございますけれども、単純に割り戻してみますと100m3億ぐらい。仮にそのうちの6割が国県が何かの起債とか対応できる。そういうことになれば1億ぐらい。500mぐらいでもできあがっても要所要所は抑えられるんじゃないかなと思いますね。そこら辺はですね、苓北町の体系でもってですね、常にやはり計画は持っていただくと。特に今町長はですね、常々安心安全なまちをつくり上げると常々に言っておられますけれども、決してそこら辺の海岸の件を申し上げますと安心安全じゃない。いつ大きな交通事故が起こるとも限らんわけですので、ぜひそこら辺はですね、まず計画段階からバチっとした計画をつくっていただいて、常々やはり申し送りができるような体系をとっていただきたい。そう思っております。お願いします。

それから、トイレの件でございます。私、掲げたのは何でかということ、都呂々の公民館の一つの例をとりますと、女性のところに入ったことがございませんので、洋式が2つあります。男性のほうに。一つは洗浄機能付きのトイレでございます。一つは洗浄付きのない洋式のトイレでございます。何かバランスがとれていない。ほかのところを見ますと、かねがね注意して見るわけですが、やはり同じ施設の中で洗浄付きと洗浄付きでないやつ。それから、和式から洋式に取り替えられてあるところがございます。ここの庁舎の中にしましても、私たち議員が使用するところは立派な洗浄機能付きトイレで洋式です。下に下ってみますと、混んだときには下に下るわけですが、洗浄機の付いてないトイレでございます。先の会議でも申し上げましたけれども、保健

センターのあそこは弱者の方が常々ご利用なされると思いますけれども、そのトイレには洗浄機付きのトイレではないと。早急に変えてくださいということもお願いしましたけれども、まだそのままでございます。そういったことです、考え方にムラがあります。

それから、もう一ついろいろなもんでしてみますと、例えば志岐小は全トイレ洋式化云々ということが聞きました。実は今問題になっているのは、子どもたちの体力不足でございます。やはり体育座りって言うんですかね。かがんで座ることができない。座ると後ろにひっくり返ると。それから私老人会のほうにも所属しておりますけれども、お年寄りの大半の方が若い方でも膝が曲がらんとてなると。これは洋式の普及の弊害じゃなかろうかと思います。

ただ一つ申し上げますと、洋式トイレはやはり洗浄機付きトイレがなからにやいかんのじゃなかろうかな。これは今言われておりますけれども、男性はそんなないんですが女性の方には何か菌が前のほうについていろんな病気を起こす可能性がある。やはり洋式なれば必ず洗浄機付きトイレでなからんば健康にはよくないということでございます。

それからもう1点。やはり町民の方々には洋式でもいいと言われる方、和式でもいいと言われる方がおいででございますけれども、和式しか使わんと言わすもおらずとですね。気持ち悪かと。特に公衆用トイレについては常々掃除をしてあればいいわけですが、汚れが激しいときにはなかなか使えん。衛生面からですね。そういったことでございますので、学校については小学校中学校の全館の洋式トイレ化については、もう1回ですね、再度考えていただいて、それからもう1点。子どもたちがいっぱい混み合うときにはやはり洋式よりも和式がいいというようなこともございますので、そこら辺再度検討いただいて、適材適所の確な対応をとっていただきたい。

それから一般の公衆トイレの中でもですね、私回ってみますといっぱい考え方がバラバラです。バラバラです。そこら辺をですね、ぜひ統一していただいて、やはり実のある施設にしていきたい。そう思います。終わります。

何か答弁があったらお願いします。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） それでは時間もきたようです。これで松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告5番、6番議員の石田でございます。

私は町長に大きな3つの点で質問をさせていただきます。

まず、はじめに国民健康保険及び介護保険特別会計の財政状況と保険税、保険料の現状と改定見込みについて発言をいたします。

2012年12月安倍政権復帰以降、医療崩壊や介護難民という言葉を生み出したように、小泉構造改革以上の規模とスピードで社会保障の削減がされてきています。この5年間安倍政権によって削減された社会保障の自然増が、小泉内閣を上回る1兆4,600億円に達しています。今回財務省が出してきている予算でも更に1,300億円をカットする内容で、社会保障費の削減がひどく、国民に耐えがたい痛みを押し付ける改革となっております。

又、後期高齢者医療の負担も1割から2割への検討もされています。2018年度来年度は6年に1度の診療報酬と介護報酬の同時改定の年にもあたります。日本の労働者の12パーセントを占めるという医療介護労働者なのに報酬引き下げによる経営悪化や人手不足も深刻になってきているのが現状ではないかと思われます。そういう情勢の中で、まず国民健康保険についてですが、長年据え置かれていた保険税が医療費の高騰など財政状況の悪化で、今年度約20パーセント引き上げられました。一般会計からの繰り入れもしていただき、その点では一定の評価もしたいと思います。又、県からの借り入れもされました。当初の計画では3年間に6割も引き上げざるを得ないと聞きました。昨年の決算状況と今年度の状況からみて、現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

又、30年度からは都道府県単位に広域化をされます。都道府県からの通知された納付金を市町村が納めることになると思うのですが、総合的に見て来年度の国保税改定はどのような形で対応されるのかお尋ねをいたします。

次に、介護保険についてですが、今年度は第6期事業計画の最終年度で、第7期の事業計画を策定されているのではないかと思いますのですが、6期における27年度から29年度の3年間の実績はどのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

又、制度改定によって介護度の低い要支援1と2が介護保険から外されて、町の事業となりましたが、町としての取り組みはどのようにされていますか。それによって、利用者の状況の変化などは出てきていないのかお聞きいたします。今後も要介護1と2の在宅サービスも見直しも行われようとしております。そのことによって、6割の認定利用者が保険でのサービスが受けられなくなります。保険料は徴収しておきながら介護は受けられなくなる、受けにくい状況になってしまう。まるで国家的詐欺のようだという人もいます。そんな状況を町長はどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目でございますが、都呂々港の決壊についてお尋ねをいたします。都呂々川の先端の都呂々港ですが、以前台風の影響で決壊していたのを大規模に改修をしていただいております。私がこちらへ転居してからの工事だったと思っておりますが、あの工事の

完成はいつだったのかお尋ねをいたします。その改修をしていただいたところが、又、藻や亀裂が入って、川のほうへ倒れるのではないかと状況になっております。現在先端へは行けないように柵をして通行止めにしてあるのですが、町長はもちろんご存知だと思いますが、ご存知でしょうか。先端から570cmの継ぎ目の部分で横幅3分の1ぐらいのところから100cm強の亀裂が入り30度ぐらい傾いております。基礎部分の中は空洞になっております。中が波でえぐられて波にもっていかれたのかと思ったのですが、もっていかれるような出口も見当たりません。大雨や高潮がくると川側へそのまま倒れて川をせき止めることになるのではないかと心配をされます。波の力や波の動き、強さ、川の流れなどを計算の上で、それに熟知した専門の人がそのような力にも耐えられる施工工事をされたはずだと思うのに、台風の直撃も受けていない、昨年、一昨年のような集中豪雨もないのに、又老朽化するような年数も経っていないのに決壊するというのはどういうことでしょうか。私のような素人目から見ても設計や工事に不備があったのではないかと疑問を持たざるを得ません。あの事業は補助事業だったのではないかと思うのですが、工事費はどれだけかかり、どこの業者が設計をし工事を担当されたのかお尋ねをいたします。あの大きなコンクリートの塊が倒れてしまえば、川がせき止められて大水害になる可能性もあり、住民の命や財産が失われるという心配だってあるのではないのでしょうか。あの危険な状況を早急に改善をしていただきたいのですが、その予定はあるのかどうかお尋ねをいたします。

3つ目でございます。国道389号の迂回路としての町道都呂々年柄線の整備を近年の異常気象で毎年町内でもがけ崩れが発生し、主要な通勤道、輸送道、生活道が通行止めになることが度々です。特に、西天草の幹線道である国道389号の竹の迫の海岸がひどく、頻繁に崩れております。都呂々から志岐富岡方面へは、国道389号と町道都呂々年柄線木場経由で中尾へ下りる、又、農道へ下りる林道しかありません。林道も地盤が弱く、至るところでしょっちゅうがけ崩れが起きていて通れなくなることが度々です。都呂々が陸の孤島となることが今までもありました。現在都呂々年柄線は崩れたところや流された橋も整備をされましたが、まだ路面が傷んでいたり、幅員が極端に狭くなっているところが見受けられます。国道389号が通行止めになった場合の迂回路として、町道都呂々年柄線を整備していただけないのでしょうか。お尋ねをいたします。

堀切を境にして、都呂々側は整備もされてきておりますが、年柄側が路面の傷みや離合ができないような幅員になっています。389号の迂回路として、町道都呂々年柄線の整備をと住民の方からも声が出ておりますので、ご検討をお願いしたく町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（山本政人君）　ここで町長から答弁をいただきます前に、松野議員から早退届

が出て欠席をされておりますので、皆さん方にお知らせをしておきます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、国保の問題でございます。1つ目の昨年度決算状況から今年度の状況はどうなっているかという質問でございます。昨年度は前期高齢者交付金の前年度精算金による5,000万の歳入減や高額な薬剤等による医療費の増加等が懸念され、昨年同時期におきましては予算が不足する見込みとなり、県の広域化支援基金をお借りし、併せて一般会計からの財政支援をいただき対応することといたしました。幸いにも決算時におきましては、国庫支出金を予定よりも多くいただいたこと。又、医療費におきましては、何とか前年度並みに落ち着いたこともあり、県からの借入金ございましたが、その分を差し引いても2,000万ほどの基金を残し、なんとか決算をすることができたところでございます。本年度におきましては、現在のところ、歳入歳出とも確定はしておりませんが、本年度国保税の改定により約2,300万円の財源増が見込めること。歳入におきましては、交付済額による予測額、歳出におきましては、支払実績によります支払い予想額等により年度末の状況を予測いたしましたところ、現在のところ県からの借り入れや一般会計からの財政支援を仰がなくてもよいのではないかと予測をいたしております。

2つ目の30年度からの制度改革における広域化で、国保税の改定の考えはどうかという質問でございます。荅北町におきましては、ご承知のとおりこれまで被保険者の方々のご負担を少しでも軽減できるよう、基金等の活用により長い間税率の改正を行いませんでした。その結果、保険税は県内でも低いほうに維持でき、被保険者の方々の保険税負担の軽減に大きく貢献できたと考えております。しかしながら、28年度の財政状況及び残り少ない基金の状況等により、29年度は国保税の改定を余儀なくされ、被保険者の方々には大変心苦しい思いでございました。30年度からの制度改革の中で、県内の保険料水準の統一という考えによれば、現行よりも上げなくてはならないということはわかっておりますが、2年連続での改正はあまりにも被保険者の方々の負担が大きくなりますので、改定しない方向で検討してまいります。

次に、介護保険特別会計についての答弁でございます。平成27年度から平成29年度までの3年間の介護費用の実績につきましては、平成27年度に介護報酬の2.27パーセントのマイナス改定もありまして、介護給付費は平成27年度、28年度は前年度と比較して減少しております。平成29年度は10月までの支払いで比べますと、前年度より600万円ほど増加しております。

平成29年度から制度改定で要支援1と2の介護度の軽い人の介護予防通所介護（デイサービス）と介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）が介護保険法により、全国

一律で実施していたものを総合事業として市町村独自で事業を実施することになりました。このため、苓北町ではこれまで利用されておられました利用者の皆さま方が今までどおりサービスが受けられるようサービス事業所と協議を行い、利用等を変更することなく今までどおりサービスを提供しております。

又、要介護１と２の方の訪問介護のうち、食事や掃除などの生活援助の見直しにつきましては、国の機関において議論されておりますことは存じ上げております。そのことについて県認知症対策地域ケア推進課にお尋ねをいたしましたところ、国の機関で議論中であり、実施のスケジュールについては今のところはっきりわからないということでございました。

ご存知のとおり介護保険制度は、介護の必要がある方に介護認定を行い、介護支援専門員が作成するケアプランによってサービスを提供しております。保険料を払ったからといって誰でも介護を受けられるわけではございませんが、介護の必要な方には必要なサービスを提供してまいります。

又、第７期の介護保険料についてのお尋ねでございますが、現在第７期の介護保険事業計画の策定中で、保険料につきましても只今検討中でございます。保険料につきましては、医療療養病床の介護医療院への転換計画、地域密着型の介護施設整備計画、国から示される保険料算定に必要な諸計数等、現在検討中の項目があるため、まだはっきりした数字は出せませんが、介護保険給付準備基金の活用等でできるだけ保険料を上げないように検討をしてみたいと考えております。

次に、都呂々港の先端部分の決壊についてのご質問がございました。災害発生後に当該港湾の設計を行った業者に同行をいただき、現地調査を実施いたしました。測量の結果、先端部の内側におきまして、平成２６年の改修工事の際の現況地盤よりも１．４ｍも深くなっており、異常洗掘が起きていたことが確認をされました。それに伴い、被災の原因につきましては、度重なる豪雨によりまして、増大した河川の流出水が基礎のコンクリート方塊よりも深い洗掘を引き起こし、中詰材の玉石が流出したことで支持力を失い先端部の破壊が起きたものと思われます。よって、今回の被災は自然災害であり、設計・施工には問題はなかったと判断をいたしましたので、早速、熊本県港湾課に報告を行い、対応について協議を行っているところでございます。

本施設は昭和初期に整備されたもので、構造につきましては基礎部にコンクリートの方塊を敷き並べ、その上に玉石を積み上げて、コンクリートで外側を被覆したものでございます。

平成２４年の台風襲来時に、波の影響によりまして、北側防波堤の被覆コンクリートの一部が破損し、中詰材の玉石が流出するという災害が発生をいたしました。この災害復旧事業に加えまして、背後にある住宅地を守るために、補助事業である港湾改修事業

の採択をいただきました。改修工事の内容は、既設断面の劣化しているコンクリートを全て剥ぎ取り、この部分も含めて新しくコンクリートを上乗せして、補強するという改修工事を実施いたしましたところでございます。

石田議員から、改修工事の竣工時期はいつかとの質問があっておりますが、平成26年3月の竣工でございます。事業費につきましては、北側防波堤工区6,092万円で、これは設計施工ともですね、自然災害ということでございますので、あえて、ここで業者さんの名前を披露していいかどうか私も迷っておりますので、又、再質問の折にも必要であればお答えをしたいと考えております。

又、熊本県との協議を行い、港湾施設の災害復旧事業として採択いただくよう国にご相談をいたしております。年内、国土交通省の港湾局に出向きまして、これは県と苓北町の土木管理課でございますが、災害復旧事業として採択いただけるよう事前協議を行うこととしております。最終的には年明けの1月末あたりになると思いますが、災害査定の判断に委ねることになっているところでございます。

次に、国道389号の迂回路として、都呂々から年柄間の町道整備についてのご指摘ご質問でございました。ご指摘のとおり、国道389号は崖崩れ等によりまして、度々通行止めになるような状況が発生しております。又、平成28年6月には都呂々萱の木地内におきまして、国道に巨石が落下し、道路をふさぐ事態が発生をいたしました。このことにつきましては、今まで国道側の法面に植生をしております大木が大風、雨等によって揺さぶられた中でがけ崩れを起こしておりましたが、この巨岩の落石というのは今まで石の落石というのはなかったということでございまして、のちのち今も説明いたしますが、県の綿密な調査の中で去年の熊本地震の影響がなかったとは言えないという調査結果が出ておりました。幸い事故にはつながりませんでしたが、通行の安全を確保する上で早急な対応が必要であると判断をいたしましたので、早速熊本県に周辺の調査を実施され、抜本的な対策を講じていただくよう要望をいたしました。熊本県におかれましては、約4,000万の費用をかけて、年柄から天草市下田までの区間におきまして、国道法面の調査に取り組んでいただきました。先般、この調査結果がまとまったということで説明を受けましたが、緊急度の高い箇所から順次対策を講じていただくことになっております。

石田議員から国道389号で災害が発生した際に迂回路として利用する町道の改良についての質問があっておりますが、現在進めております町道田の平線の拡幅改良や年柄1号線の落石防止対策工事がまさにその迂回路整備としての位置づけになります。そういうことでこの辺の整備をですね、早く進めていきたいと考えているところでございます。

又、国の補助金が熊本地震の復旧復興に重点的に配分されておりますので、町で要望

いたしております安全安心交付金が要望額よりもはるかに少ない配分額となっております。そのような状況から思うように進まないのが現状でございます。今後も引き続き、災害時の迂回路となる路線につきましては、拡幅改良や離合箇所の設置等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 国保についてですが、町長は値上げをしない方向でということでおっしゃいましたので、ぜひその方向で進んでいただきたいというふうに思います。広域化の問題なんですけども、県は県の基準で算出した金額を納付金として通知してくるんですよね。国保税を引き上げないで頑張ってきた市町村に対して、大幅な引き上げで納付金を通知するという事はないんでしょうか。

それから、本町の納付金はおよそいくらぐらいでしょうか。わかったら教えていただきたい。その額は現在の税率で賄うことができるのかお尋ねをいたします。

広域化で県の試算によると苓北町は9パーセントの率で引き上げをするような試算結果が出ているようですが、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それから本町の国保加入者の一人当たりの所得ですけども、ここ数年どうなっているのかちょっと推移をお知らせいただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） まず、昨日県の連携会議というのがございまして、そこでまず国からの本係数が示されておりませんけれども、ある程度の納付金の金額を示されました。それにつきましては、全体で2億3,500万ほどということになっております。ご質問の中で、これを賄うために今の税額で大丈夫かというふうなことでございますけれども、これは実際、この2億3,500万って申しますのは28年度の予算等をベースに計算をしてあります。29年度にうちは改定をさせていただきましたので、その分で先ほど町長の答弁にもありましたけども、2,300万円ほどの収入が見込めるというふうなこともございます。この2億3,500万と申しますのは、国が示します急激に上がらないための激変緩和措置を含めた金額でございます。この2億3,500万を集めるために必要な税額といいますのが、今回29年度に改定をさせていただきましたので、その分で30年度お支払いする納付金につきましては激変緩和で見ていただくことで、その税額で足りるのではないかという見込みを税務住民課といたしているところでございます。

委員がおっしゃいます9パーセント引き上げなくちゃいけないというふうなことでございますけれども、これにつきましてはたしかに熊本県として保険料の水準を統一するというふうなことにつきましては、当然当町もその分は上げなくてはならないというこ

とはわかっておりますけれども、町長の答弁にありましたとおり、2年連続で引き上げをするというのは被保険者の方に大変な思いを又させてしまうというふうなことで、30年度は一応上げないということで検討させていただくということです。しかしながら、県が示しております統一水準を一応平成36年度にもう一度見直すということでございますので、平成36年度までに何らかの形でですね、ご相談をしながら、9パーセント分、足りない部分を少しずつ上げていくような検討をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 先ほどの国保世帯の所得についてのご質問でございましたけれども、一人当たりというのが世帯の中で人数がありまして、なかなか単純に計算がしにくいところがございます、年度ごとに課税標準の所得額が総合計でいくらかというのをお示ししたいと思いますけれども、平成29年度が全体で8億9,827万8,000円ということで出ております。それと28年度が8億9,100万円ということで、前年比0.8パーセントの増で727万円ほど増えてきております。それと27年度は9億2,412万ということで28年度と27年度では3,300万ほど減少してきております。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 国民全体の所得がやっぱり減少していったるんですね。その中でやっぱり国保加入者も今おっしゃったように、所得が減少しているというふうに思われますが、このようなご時世の中です、保険税の引き上げというのは先ほども町長言われたように引き上げはしてほしくないということです、今年度は30年度は引き上げない方向でというふうにおっしゃいましたけども、引き上げない方向でぜひそのまま進んでいただけたらというふうに思います。そうですね、先ほども言われましたように激変緩和措置というのもございますので、そこら辺もちゃんと見ていただいてできるだけ値上げをしないように、値上げをしたらやっぱり滞納額も増えると。所得が減っている中で滞納も増えてくるんじゃないかというふうに危惧されますので、ぜひそこら辺は重々肝に銘じていただいて今後も値上げを控えていただきたい。その9パーセントの値上げについては順次ということでおっしゃいましたけども、そこら辺もできたら一般会計からの繰り入れも行っていただいて、町民の皆さんに負担がかからないようにぜひしていただきたいというふうに思っております。

それから介護保険のほうよろしいでしょうか。介護保険のほうですけども、制度改正で利用が圧縮されたという部分があるのではないかなというふうに思ってますけども、それもありますかどうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 只今、田嶋町長のほうから答弁がありましたように、要支援１、２の方、軽度の方の利用につきましては、全国統一の介護保険の中からは外れましたけれども、その分をですね、町が独自で行っております、総合事業で見るということになっておりまして、その中で今まで介護保険で利用された方はそのまま総合事業のほうに移行しておりまして、利用料等も変更なく今までどおり利用をされておりますので何ら変わっておりません。

○議長（山本政人君） 石田君。

○６番（石田みどり君） 第７期についても質問もしたように受けにくくなってくるんじゃないかなと、まだはっきりは政府のほうでもしてませんけども、要介護１、２についての生活援助の部分が切り下げられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、次期計画についても十分検討をしてほしいというふうに思っておりますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 先ほどの町長の答弁の中でもありましたように、生活援助、要介護１の２ですね、介護のほうの１、２の方の生活援助の部分が見直されるのではないかとことですけれども、まだはっきり県のほうもつかんでおりませんで、国のほうからの通知がまだないということでございますけれども、もしそういうにですね、要介護１、２の方が生活援助も外れた場合は、要支援１、２の方と同様に町が独自で実施する総合事業の中で、そのままですね、サービスが利用されるように実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○６番（石田みどり君） 公的年金が毎年毎年引き下げられていっております。国民年金はですね、月に大体平均４、５万の人が多いんじゃないかなというふうに思います。多い人でも月に６万５、０００円弱だというふうに思っておりますが、そこから保険料が引かれ、病気や国保税と介護保険料が引かれますね。それから、病気や介護状態になると生きていけないというような悲痛の声も聞いております。報道でも老人の貧困が問題になって、老人の食べるための万引き率が増えているということも報道されておりました。私たちが行った町民アンケートでも国保税と介護保険料の負担が重くて生活を圧迫しているということも多く寄せられておりますので、介護保険についてもできるだけ値上げをしないように、介護保険については一般会計からの繰り入れという部分はないと思いますけども、その点も十分検討していただいて、保険者は苓北町でございますので前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 今のことについて答弁ありますか。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 第7期の保険料につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、現在7期の計画の策定中でございます。その中には医療療養病床というのがこれ平成31年か2年ぐらいにですね、介護医療院というふうに転換計画がございます。今、医療の療養病床については、医療保険のほうから出ますけれども、介護医療院になりますと介護保険のほうから出るということでございますので、この辺が一つの介護保険料の上げるかそのままでいくかというふうな目安になるかと思いますが、今のところどうも転換計画がございますので、その辺を加味するとやはり保険料が上がってくるのではないかなというふうに懸念はしておりますけれども、できるだけですね、先ほどもありましたように介護保険給付準備基金、これ5,000万ほどありますので、それを使いまして、できるだけ上がらないようにというふうには考えておりますけれども、今計画検討中でございますのでそれまでお待ちいただきたいと思います。

それから法定外繰り入れの件ですけれども、当然、国のほうはですね、国保も同じですけれども、法定外の繰り入れについては認めておりませんけれども、過去にはですね、法定外繰り入れを実施した市町村はあったとは聞いております。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ほかの市町村も法定外繰り入れはあったということでございますので、できるだけ苓北町も法定外繰り入れを考えていただきたいというふうに思っておりますので、その点ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続けてですが、先ほどの都呂々港の決壊の件ですけれども、26年3月に完成したということですが、完成してから年数も経っていませんよね。台風や津波の影響も受けてませんよね。それなのに壊れてくるというのがどうも腑に落ちないなというふうに思うんです。上流には都呂々ダムも抱えております。大雨で越流したりすれば根本の基礎部分が空洞になっているので川へ崩壊するという危険も考えられます。港の先端にしても角度がね、少し気になるんですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員からご指摘がっておりますように都呂々港の北防波堤の先端部が倒壊をいたしました。それにつきましては、町長の答弁にもありましたように河川からのやはり流出水による基礎のですね、崩壊部の洗掘というのがこの被災の原因であるというふうに考えております。崩壊も1.5mほどの高さがあるわけですが、それよりも深い洗掘が生じたことによりまして、中から積石でありますところの玉石等々が流出をしている状況で、支持力を失ったということで、町長のほうの答弁にもありましたとおりでございますが、そのことへの対応ということでですね、今の現状以上には悪くならないようにというようなことの部分で先般、消波ブロックと

敷き鉄板によりまして、亀裂面でございますが、そこからの波、それから河川からの流入水等が入らないようにというようなことの対応をですね、させていただいております。これは内側の裂け目、それから先端部の裂け目ということで、この2ヶ所につきましては応急的な形での対応をとらせていただいたところでございます。

それから、先端がですね、内側に曲がっていることにつきましてのご指摘でございますが、もともとこの港湾という施設につきましてはですね、外部からの波の影響を受けない、静穏度と言いまして、港の内側において波を起きにくくするために先端部を絞ってある状況だというふうに理解をしております。そういう中で、これを又国と協議をする中でですね、現状で復旧ということが原則災害復旧の基本でございますので、そのようなことでいくのか。又、方向性なりを変えるのかについては今月12月の21日に予定をいたしております国土交通省港湾局との協議の中でですね、ご指示がいただけるものというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） この工事に会計検査が入るというようなこともお聞きいたしましたけども、会計検査が入ったのでしょうか。入ったのであれば、その結果をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この施設につきましてはですね、本日午後1時から会計検査のほうを書類の持ち込みということで、天草広域本部において受検をいたしております。ただ、この都呂々港の港湾改修に関しましては、北側防波堤、南側防波堤、それから先端側の消波工、陸地側の消波工ということで4工区の分割発注でございました。そういう中で、今回の会計検査の対象につきましては、南側防波堤、それから先端部の消波堤が検査の対象ということで、この北側の防波堤につきましてはですね、検査の対象からは外れたところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 先ほども言いましたように、少々の大水とか水害では壊れないようなやっぱり設計施工をしてあるんじゃないかなというふうに思うのでございますけども、そこら辺がいとも簡単に崩れてる中の、それこそ石とかが流れ去ったということで中が空洞になってるということもお聞きいたしましたけども、素人目から見てもあまりにもちょっとひどすぎるなど。基礎が流れていってるのであれば、上部がもうちょっと下がると思うんですけども、そのまま裂けてるんですね。で、中が空洞になってるということで、ちょっと腑に落ちない部分があるんですけども、そこら辺はどうなんで

しょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず去年もですね、大雨が相当降りました。一去年も当然大雨が降っておるわけですが、通常の防波堤の状況については議員ご指摘のように本来改修をしたばかりですので、倒壊するような状況というのは起きないというようなことで、私どもこちらの状況についてですね、点検を怠っていたことは事実でございます。そういう中で、底が洗掘されても当然上のコンクリートが浮いた状態と申しますか、支えておったというふうに状況を確認をしてるんですが、そういう中で底の崩壊部は多分コンクリートに密着した状態で釣り上げられた状態の中で、底からの洗掘が起きたということの中で、玉石につきましてもですね、周辺部を見ましたが、そちらに残っている状況ではございませんでした。中から抜け落ちたであろうという玉石もすでに湾の外側に押し出されている状況がですね、ございましたんで当然のことながら中間と言いますか、底が抜けた状態がしばらく続いておったんだろうというふうに想定をいたしております。そういう中で、どうしてもやはりこの重みと言いますか、自重といたしましては、元々の断面にコンクリートが2 m 4 0 c m内から出ておりますので、上からの重みというのはやはり相当あったように考えます。そういう中で、港湾ということの中でですね、ご指摘のように台風等々の波の影響というのが設計上の一番大きな条件になろうかというふうに思いますが、そういう中で河川のほうの洗掘体をですね、これが本来十分であったのかどうかということについては、私どもは設計の段階ではですね、大丈夫であると。当然、根入れというのもその時点で確保されておりましたので、大丈夫だというふうな判断の中で工事を施工してきているというふうに理解をいたしております。そういう中で、工事の時点よりも更に1 m 4 0 c mといいます又新たな洗掘というか、そういう状況ができてるということですので、これについては今年の大雨によるところによる異常洗掘、これは波の影響もゼロではないかというふうに思いますが、そういうふうな非常な状態と言いますか、自然災害の要因であろうというふうに理解をいたしまして、今回災害としての採択をですね、国にお願いをしてまいるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 私も何回か近いもんで見に行ってます。先日、潮が引いたときにもね、ずっと待って見に行きましたけど、基礎部分はちゃんとコンクリートがきちり基礎がなってるので、その下の洗掘ということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） ご指摘のように、見えておりますコンクリートの塊と

言いますか、方塊と申しますけれども、この部分よりも深い洗掘が起きたということが今回の被災原因であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今の状況をいち早くやっぱり改善していただきたいというふうに思いますので、その時期としては先ほど答弁あったかと思いますが、もう一度どういう形でいつの時期に改修をしていただけるのかというのをもう1回よろしく願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 町長の答弁にもありましたように、1月にですね、国土交通省の査定官によるところの現地での調査ですね、この調査結果でご採択をいただきますと、当然のことですけれども、工事費ですね、これを計上させていただきまして、早急な復旧に向けて取り組むということになろうかというふうに思います。採択をいただきますと、それこそ来年の台風時期前までにはですね、完成できるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今の形のそのまま斜めになったままの改修でしょうか。それとも、あれをとってしまつての改修になるのでしょうか。どういう形の改修を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、現在、破損している状況についてはご理解されているかというふうにと思いますが、私どもといたしましてですね、破損をしております全体の断面で言いますと、先端部の延長にいたしまして5 m 8 0ですね、幅で言いますと、頂上部が大体1 0 m広いところあるわけですが、そのうちの約3分の1から左側に落ちている状況でございますので、今崩落をいたしております部分を撤去して新たにその部分の断面を修復するとともに、内側の洗掘防止、先端部までの洗掘防止という形の中で、護床工をですね、そこを守る、これ以上掘れないようにするというような対策工事を含めての復旧で相談をしたいという考えでいるところです。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） そうですね、できるだけ早い時期1月の査定を受けてからというふうにおっしゃいましたが、大雨はいつくるかもしれない、災害はいつくるかもしれないというふうに思いますので、できるだけ早く改修をお願いしたいというふう

をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで3時5分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時49分

再開 午後3時05分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告6番、3番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可がされましたので、通告に従い、質問を行います。

さて、年の瀬の12月に入り、世の中が慌ただしくなってきました。本町でも一大基幹作物でございますレタスの本格的な収穫も始まりました。今年は昨年と比較すると高値で取り引きされているということで、忙しい中ではありますが実りの多い年となるよう願っています。なお、いよいよ来年度平成30年度の予算編成の時期となりました。よって、私は今回は、平成30年度予算に伴う課題と姿勢、この1点に絞って一般質問をすることといたしました。それでは早速本題に移ります。

本年度平成29年度予算編成については、交流人口の拡大につながる施策をはじめとして5つの重点事項を掲げ取り組んだとあります。その結果、歳出にあつては町振興計画に沿った事業であっても、事業効果・緊急度等を考慮し優先順位をつけ、事業の縮小・延期・期間設定・廃止を行うことに努めたとありました。

歳入においては、町税・地方交付税をはじめ、課題見積りを控え財源調整にあたっては基金の取り崩しを行ったとあります。私はこの基金の運用については、それぞれの立場から意見の違いはありますが、使い方については慎重に運ぶことも必要ではないかと解しているところでございます。

なお、財政健全化の取り組みとして、地方債残高を今後10年間で20億円圧縮することを目標とし、今年度は起債償還元金6億に対し、起債発行額4億円とすることができたことは評価できる点であるとありました。しかし、私は評価の云々については本来自らが発することではなく、町民の方々によってなされるのが本来の姿であると解しているところでございます。

以上のような事柄を含め、平成30年度予算編成に伴う課題、姿勢について具体的な事柄を述べ、質問をいたします。

まず、去る9月29日、熊本県から県下全市町村の平成28年度決算に伴う財政指標

が公表されました。私たちも先の9月定例議会において本町の決算報告があり審査を終えたところでございます。その中で当然のごとく、経常収支比率と将来負担比率も示されました。あくまでも健全な比率であるということとして、しかし公表された将来負担比率を、その数値を県下全体を通して見るときに、苓北町の値、その数値に懸念を持ったのは私だけでしょうか。何か感じることはありませんか。町長の見解を求めます。

次に、繰越明許費の取り扱いについて伺います。6月定例議会で、次年度への繰越明許が報告されます。各事業を行う中で、財源内訳として当然のごとく地方債の借入れが発生をいたします。事業内容を別にし、翌年度に地方債借入額として決算に上程されるわけでございます。平成29年度においても、28年度からの繰越事業の予算ベースで約1億2,600万円が計上をされております。当初で予算化された現年起債発行額と繰り越しに伴う発行額をプラスすると、起債費元金償還から差し引きますと、単純計算ではございますけれどもわずか7,400万円となります。この考えはどう思われますか。お伺いをいたします。財政の健全化を述べるからには大きな事柄であると私は解しております。

それでは、次に個々の事業について質問をいたします。

まず、第1点に、第3期都市再生整備事業について。事業の推進においては、可能な限りいろいろな方々、方面から意見を取り入れて実施計画を進められることをまず望みたいと思います。その結果として、よりよい事業の推進が図られるのではないかと思いますからであります。私は、先の議会に提案された都市再生事業に対し、反対討論をいたしました。事業内容については概ね賛成の考え方でありましたが、一部にどうしても納得のいかない点があり結果として反対をしたわけでございます。この中で、私は、都市再生事業の中にアズレージョを用いることについては、地場産業の育成からにしても大いに推進すべきであると解しているところでございます。

例えば、現在実施予定の富岡港キーステーション整備事業において、壁面にアズレージョを使用した町内の案内板を設置することも一つではないかと考えますがいかがですか。

次に、第2点目に、土木関連予算において、以前は小規模、例えば300万円程度から1,000万円程度の局部改良事業が各地域からの要望等により実施されていたように記憶をしております。その件数が最近減少しているのではないかと思います。地場業者の技術の継承・育成のためにも、過去に要望があった箇所を再検討し、実施の方向で調整することにも必要ではないかと思います。

第3点として、私は先月、地区の区長会の懇談会に出席をいたしました。その折、地区全体の要望事項として、防疫用殺虫剤の配布に関する事項の提言がありました。この案件については、以前に殺虫剤による事故が発生し、その時点で配布及び散布の方法を

含め検討した経緯があります。結果として、下水道の普及率を考慮し、しばらくの間、継続して配布するとしたことと記憶をしています。長年にわたる事業に対する継続の考え方、併せて厚労省から殺虫剤を配布する公文書通達等、確かにそれぞれ一理あるのは承知をしております。なお最近、空き家対策が私たちの地区内でも問題化されるようになりました。荒廃が進み、この家屋を起因として、ネズミ、ハエ、蚊等の害虫が発生し、環境衛生上の悪化が見受けられ、その駆除を区民の奉仕による作業に当たっているのが現状でございます。このような状況も考慮していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、鳥獣害対策、特に最近はいノシシはもちろんでございますけれども、鳥による食害をはじめ、シカも見受けられたとの情報もあるようでございます。まさに、その対策は待ったなしの状況であります。町・農協・生産者の三者が一体となり今以上の対策が求められますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、国民健康保険特別会計について。私は本特別会計の運営について、連続して一般質問を行っております。内容はいつも一般会計からの法定外繰り入れであります。税金の使途について、公平性から法定外繰り入れについては望ましくないという意見は重々承知をしております。幸い今回厚労省は来春、県への運営移管を前に国保の赤字を税金で穴埋めすることを容認すると各自治体向けの説明会等で示したとあります。本町の見解をお伺いいたします。

以上で私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、平成30年度予算編成の課題と姿勢、特に将来負担比率について、そして当初予算と繰越予算、この件についての質問であります。

まず、将来負担比率に関してでございますが、将来負担比率とは一般会計会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことです。早期健全化基準350パーセント以上の団体は、財政健全化計画の策定を義務付けられることとなっております。

荅北町における平成28年度決算にかかる将来負担比率は128.7パーセントとなっており、国が示した基準となる350パーセントを大きく下回っておりますので、この件については心配いらないと。そして9月29日に新聞に発表されたあの表を見てどう思ったかということでございますが、よく見てみれば、水が豊富で水道もあんまり普及してない。そして下水道もあんまりやってないところが上位にきたのかなという認識でありました。まさに調べていただければわかるように、例えば熊本市の南隣である町

については1 m半掘ればすぐ水が出てきます。毎日30万トン以上の阿蘇の伏流水が流れ込んでおります。そのことによって、水道をつくる必要なかったと。ただし、下水道も掘れば今度は水が出てくるので、なかなか進まなかった。これがようやく始まったところであります。衛生上の問題等でですね。だから、そういうところについては、いろんな面で率が低い、当然のことであります。しかし、そういった意味でですね、苓北町の対応としましては、これまで水道、下水道と町民の生活に必要なものの整備を順次行ってまいりました。その結果、各々の普及率は簡易水道で96.3パーセント、下水道で95.7パーセントとなっており、町民生活の快適性の度合いを大いに向上させていると評価しているところでございます。

その後、東日本大震災後の緊急防災減災事業や近年の経済対策を積極的に活用したことにより地方債発行額も多くなり、地方債残高が増加してまいりましたが、国の厚い財政支援のもと、必要な事業を前倒しを含め実施したためであり、町政を中長期的に捉えると町財政負担は最小限に抑え、最大の事業実施を行ったためであると捉えております。

水道・下水道大型事業の普及を図ったことに鑑みれば、この128パーセントという率は低いのではないかと、私も含めて、議会もそして職員も頑張ってきた成果ではないかと考えているところでございます。今後も将来に負担を回さない財政運営を行う必要があると考えております。特に先ほども質疑の中で財源の内訳についてやはり我々も例えば起債をするのであれば利子のつかない起債、あるいは交付税補填のある起債、より今度は交付税補填が高い起債、これを求めてやっていくという方針の中で予算をつくっているわけでございます。しかし、今後もですね、抑えて抑えていくことだけが、業者育成のためにという質問もあっておりますが、私はそれが我々のやっていくべき道ではないと。必要な予算についてはですね、よく検討した上で、必要な予算を執行できるような財政状況をつくっていきたいと考えているところであります。

次に、繰越事業と公債費の関係の質問でございました。基本的には年度内執行に向けて、職員全員が努力をして取り組むべきではございますが、災害等で毎年やむを得ず繰り越しをしなければならない事業が出てまいっております。近年の状況といたしましては、毎年一定額を繰り越している状況でございまして、これは意図的にやっているわけではございませんで、自然に年度末に近なったらそういうふうになってきたと、執行できない部分があったということで繰り越しを議会にもお願いをしているところでございます。例えば、平成27年度から平成28年度への繰り越しは1億3,000万余りでございます。平成28年度から平成29年度への繰り越しは1億2,600万余りでございます。先ほど質問のときおっしゃられたやつは28年度から29年度、これは繰り越すやつばかり足して、次年度に繰り越すやつは引いておられない。当然、7,400

万になるわけですが、２７年度、２８年度の決算を見ますと、２９年度はですね、１億２,６００万プラスが出てまいります、まだ今のところいろんな案件で延び延びになつて事業もありますので、やはりそれは引いてから計算をして、その中で差額がですね、なかったらご批判を頂戴したいと、我々も反省をしていかなければならないと考えているところでございます。

起債残高は平成２８年度がピークでその後は減少させる計画としており、自然災害及び国の方針によってやむを得ずやらなければならない事業がないかぎり、当初予算で目標にそつて起債残高を減らしていくという考え方で、平成２９年度の予算平成を行ったところでございますので、どうぞご理解をさせていただいて、今後ともよりよい指摘をしていただきたいと考えているところでございます。

次に、平成３０年度の予算編成の課題と姿勢。富岡キーステーション整備について、アズレージョを使用した町内の案内をしたらいかがかということでございます。

これはやはり我が町の特性を生かした案件ですばらしい提案ではあると考えております。現状のことをご説明いたしますと、船客待合所の敷地内に天草広域圏協議会で設置した広域サイン総合案内板と苓北町が設置した町内の観光案内板がございまして、このうち広域サイン総合案内板につきましては、平成３０年度において長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録を見据え、板面の改修が計画されております。又、町が設置しております観光案内板につきましても、数年前に板面を更新したもので、案内板につきましては既存のもので十分対応できると。これを又、老朽化したときに今言われたようなアズレージョ、町の特性を生かしたものにしたらよいのではないかと考えております。

なお、提案していただいたアズレージョにつきましては、待合所内部の壁につける予定でございますので、町の特徴を生かしたアズレージョの作品提示、これも町のそれぞれの地域の特性のある風景なり歴史的遺産を表現をしていければと考えておりまして、これらの掲示を通じて地場製品のＰＲを図っていければと考えているところでございます。

次に土木関連予算で、常々３００万から１,０００万程度の局部改良事業が実施されておりました。高戸議員からは土木関連予算での質問もありました。現在道路改良事業といたしましては、町道田の平線、年柄１号線の拡幅や落石対策の事業に取り組んでいるところでございます。ご承知のとおり、全国各地で毎年のように大きな自然災害等が発生しております。国の財政状況も非常に厳しい中で、これらの案件に対応いただいておりますが、熊本県におきましても熊本地震の復旧・復興対応等に優先して予算配分がなされております。苓北町が要望いたしました平成２９年度の国庫補助金は要望額の半分ほどの補助内示額となっておりまして、予定していた事業ができない状況もあつてお

ります。

議員要望の建設事業者育成等の趣旨につきましては、我々も前向きに理解をしております。現時点では、振興計画にあげている案件、新たな地域から要望が上がってきた案件がございますが、案件ごとに優先順位をつけまして補助事業での採択をお願いしながら道路改良事業等に取り組んでまいりたいということで、今は非常に国全体の、例えば特別交付税に回す予算とかのが非常にひっ迫をしております。そして又災害を受けられる地域が非常に多いということで、そこに集中してるということで、我々もそれにはある程度我慢をして、やりくりをしていかなければならないと考えておりますので、そういう状況がきたならば又必要な改良等にですね、そういう財源を充てていければと考えているところでございます。

次に、防疫用の殺虫剤の配布についてでございますが、配布の根拠法であった伝染病予防法、寄生虫予防法等はすでに廃止されており、又、配布した殺虫剤による誤飲事故等を踏まえ、平成23年12月には国から通知が出ていますことは、先ほど議員の質問の中でのご指摘のとおりであります。その中で市町村が殺虫剤等を用いて消毒作業等を行う場合は、医薬品の販売業者が市町村の職員に当該殺虫剤等の取り扱いにかかる適切な指導を行った上で、当該市町村等の職員自らが散布等を行うこととされております。ここが変わってきております。

又、下水道の普及により地域環境も改善され、現在噴霧消毒を行っている区は町全体の約3分の1、乳剤を散布している区が約3分の1、両方実施されている区もございますので、実質的には約半分の区が配布をしておられます。残りの半分の区は配布を受けていない状況であります。このように約半分の区が配布を受けていないこと、そして通知を受けてからすでに6年が経過したまま、その通知を守っていないことを考慮し、平成30年度からは薬剤の配布を中止させていただきますのでご理解をお願いいたします。

なお、住民の皆さま方が医薬品の販売業者から直接殺虫剤等を購入し、当該殺虫剤等の取り扱いにかかる適切な指導を受けた上で、住民自らが殺虫剤等の散布を行うことはできるとされておりますので、30年度は行政区で殺虫剤等を購入し、一斉消毒作業をされる場合は、購入費の一部を補助として検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次には、鳥獣害対策でございます。鳥獣害対策につきましては、現在、鳥の被害対策では防鳥ネット等の資材購入補助を、イノシシ対策では農地の防御対策において電気柵をはじめとした防除資材の設置補助や苓北町有害鳥獣駆除対策協議会が行う侵入防止のための金網策の設置やイノシシの生息環境を解消する藪の伐採を実施しております。金網策の設置は9月補正で新たに4地区を追加したところでもございます。又、駆除対策

におきましては、町内捕獲従事者による通年にわたる有害鳥獣駆除の継続と、農協が天草猟友会に一定期間委託している駆除がございます。イノシシの平成28年度の捕獲頭数は679頭になりました。

防御や駆除で画期的な対策が見い出せないかぎり、来年度もこれらの対策を強力に押し進めていくことにつきるのではないかと考えております。この数字もですね、年々減っていくということじゃなくて、やってもやっても増えていく。何かもっといい方法がないのかという気持ちにもなっております。本当にいい方法があったら議会、町民あるいは町内外での方たちのいい提案がぜひいただければと考えております。高戸議員の意見がございました。この三者に加え、もっと駆除対策の中心となる町内「駆除従事者の会」の方々と更に連携を深め、一生懸命とにかく取り組んでまいります。

次に、国保特別会計についてのご質問にお答えをいたします。本来であれば、決算補填目的等のため法定外繰り入れで赤字を解消することや保険制度に必要な費用を法定外繰り入れで賄うことは国として望ましくないとの見解を貫いておりました。守っておりました。しかしながら、30年度からの国保制度改革では、各都道府県への移行に伴う対応方針として、保険税水準の統一が図られるまでは、これは大体36年頃までと聞いておりますが、被保険者の急激な負担増とならないよう十分配慮するため、激変緩和措置や決算補填目的等の法定外繰り入れを赤字と定義し、赤字市町村は赤字解消基本計画を作成をした上で、赤字の解消に取り組むこととしております。今般、赤字解消計画にかかる国の改正通知（案）が示され、県に対し当該通知（案）に対する意見照会があり、県より市町村にも意見の照会があったところでございます。現在のところ、何とかここに定義される赤字ではございませんが、今後赤字となった場合、公平性の問題もございしますが、国の正式な通知に従い、計画の策定を行うとともに、赤字の解消・削減に向けた取り組みを行うためには必要に応じた法定外の繰り入れを行うことになろうかと考えております。従来とは少し考え方を変えて、国の方針がそういうふうになりましたので、それにそった中で組合員の加入者の方々の負担も軽減をしていく。できますれば、財政上も健全化に向かうような形になればと考えているところでございます。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問に移りたいと思います。

明日は補正予算の審議が行われるわけでございますけれども、その中にも4,400万円ですか、相当の工請けがある事業もあるようでございます。この事業についてもですね、おそらく残された工期等考えますと繰り越しになろうかなと思います。私が心配するのはこの事業も含め、当然このあと年内に対応が必須とされている都呂々港の災害復旧事業、そしてもし工事箇所そのものが落ちていたらですね、広域基幹林道なり町道

の善亀線ですかね、あそこの工事も当然補正予算で対応しなくちゃいけないのかなと思います。そうしますと、これも含めたところがそっくりそのまま繰り越しになるわけですよ。ですから私は私たちが以前担当していた時分には、副町長もご存知だと思いますけど、ほとんどの事業についてが年内竣工年内着工で、繰り越しということはなかなか出てまいりませんでした。しかしながら、今は当然のごとく繰越事業は行われます。ですから、財政の健全化をいうならば、頭の隅にでもですね、この繰越事業というのは置く必要があると思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、出てきた場合は繰り越しをせざるを得ないわけですから、そして又併せて今後災害等、あるいは予算補正で出た起債はですね、当然上乗せをしてくるわけですが、来年度になっていく公算が強いと。この災害についても災害として認められた工事をやるのであれば、非常に我々の起債もですね、少なくて済みます。そういうことを考えればですね、繰り越しというのはなるべくすべきではございませんが、やむを得ずする場合は当然しなければならない。その中で、当初予算ベースで考えると当然我々は今10年間で20億の起債残高を減らしていくという目標をもっております。いわゆる27年度からの1億2,600万円の起債が移ってきたわけです。29年度に。それはそれとして、今度は本年度29年度当初予算の起債もある程度移っていくわけです。災害の分はプラスになるわけですが、それはあくまでも予期していなかった案件ではございますが、非常に負担が少ない、そういった面で繰り越しは繰り越しとして、だから我々としたら財政の健全化というのはやはり当初予算を見ながら、しっかりと抑えていくべきではないかと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） やむを得ず、繰り越しをする事業もあるように聞いております。それはわかりますけれども、できる限りですね、その繰り越しの起債カウントについても頭の隅っこでも結構でございますので確保するというか、考えていてほしいと思います。それから将来負担比率、町長今言われましたけれども、9月30日のですね、新聞社の名前言っていいかわかりませんが、郷土紙に熊本市から始まって苓北町まで県下一斉にずらっと書いてあるわけですね。これを見ますと3桁の数字をしているのが一番上と一番下、それからちょうど4分割するところ、あと2市町あるわけですが、私たちが将来負担比率300パーセントまでは大丈夫ですよと言っても、やはり一般の人たちはこの数字は難解と思われる方がなきにしもあらずじゃないかなと思いましたので、このような当初予算を策定する前に示しながらできるだけ健全化に向けてやってほしいという考えで質問をさせていただきました。

隣接している天草市、上天草市を見てもですね、私は上天草市はもう少し悪いのかな

と思っていたわけですがけれども、何と何と今のところ将来負担比率が基金等加えるとな
いんですよと報道されていたものですから、ちょっと違和感を覚えたわけですが、
この数字について再度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは先ほど感想を聞かれましたときに申し上げたとおりで
す。下水道とか水道をしっかりとやってないところは低いなど。上天草市やってますか。
あとでいいですよ。完全にはやってませんよ。天草市もそうです。それとあとそういう
面でですね、やはり国が財政の健全性をですね、数値を示したわけですね。それが35
0が300パーセントなのはわかります。200パーセント超えていけばですね、半分
以上超えてれば、それは当然ですが、我々もその100パーセント下を目指して健全化
を高めていきたいと考えておりますが、やはり下水道を100億余り使い、そして水道
にも都呂々ダムから引っ張る20億、まだ借金も終わってないんですよ。そういうこと
です。町民に一番大事な施設をつくった中での128パーセントですから、これは私は
評価して、今後は健全化財政も目指しながら、しかし必要な予算も出てくるでしょう
から、よく検討した上でそこは健全化を目指して頑張っていかなければならないと、そ
ういう考え方でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今、上天草市が下水道についてどうですかというお話をしたの
はしたけども、私も一時期その担当課長をしておりましたので、下水道の状況はある程
度は把握しているつもりでございます。ご案内のとおり旧松島町、あれだけ下水道で
すね、いろんな問題を抱えていた関係でまさか私は上天草市がこのような数字が出てく
るのはちょっとびっくりしたものですから、一つの例として挙げたわけでございます。
上天草市にいたしましても、ご案内のとおり旧大矢野町は八代港水ですよ。町長。泉
村から水道を引っ張っております。龍ヶ岳にいたっては芦北町ですかね、津奈木です
かね、あそこから海底送水で引っ張っております。それぞれやはり大きな課題を抱えて
おりながらも、こういった数字だからやはり苓北町もできるかぎり、3桁が2桁になる
ような努力もする必要があると思ひましたので、こういった質問をさせていただきました。

続いてですね、アズレージョについて再質問をさせていただきたいと思ひます。私も
こういった問題提起をするからには少し勉強しようということで、町内にアズレージョ
を用いた施設がないかということで聞いて、それぞれ見てまいりました。物産館なりそ
れからアダム荒川の記念公園ですかね。それから志岐小学校の体育館の玄関にそれぞれ
使用してございます。なんとこのパンフレットを持っておりますけども、販路拡大事業
委員会というのがもうすでに商工会の中にあるんだということを改めて認識不足をした

ところでございます。この中にいろんな面で利用それぞれあるようでございますので、できるならですね、販路拡大事業委員会もせっかくつくってあります。公共施設等にもう少し利用拡大について活用についてお考えはありませんか。ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今後必要なところにはつけていきたいということで先ほども答弁いたしましたように、明日ご審議いただく待合所の中にですね、つけていく。今後老朽化した案内板には今でもつけてあります。いろんなところに案内板にもつけてありますが、老朽化した場合にはアズレージョをなるべく使ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 販路拡大について行政ができるだけのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、土木関係なんでもございますけれども、大きな業者の育成も必要でございます。ただ、町内にも中小のそれぞれ業者もいらっしゃるようでございます。中小の見方をするわけではございませんけれども、以前、局部改良的にですね、少しずつ少しずつ先ほども当初質問いたしましたけれども、離合箇所とかいうような箇所の改良工事を怠った経緯もございます。それから特に中山間地帯においては今ほとんどの方が介護施設を利用されております。そこで少しよいところがあったら、そこでUターンができるんだけどなというふうな意見も、お話しもよく聞いております。そういったところで、単独でもですね、補助事業を受けるからには相当のある一定の工事をしなくちゃいけませんけれども、何か単独で300万から1,000万円程度の事業ができないものか、よろしくをお願いしたいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その件についてはそれぞれの地域が必要とされる案件について優先順位をつけてあとは現場の課にですね、判断を委ねたいと思いますが、一般財源を1,000万円ずつ10件出せば1億円になります。そういうところでその辺のセーブはしながらですね。必要なところに必要じゃないところにわざわざ使うっちゃうわけにはいきませんので、必要なところには必要なものを今後どこまで対応できるか。土木管理課等に優先順位をつけてもらいながらですね、実行してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 優先順位をつけながらもですね、やっていただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、防疫用殺虫剤の配布の件でございますけれども、一部補助ということのできるだけ、行政区も大変でございます、町も大変だと思いますけれども、できるだけ公的な補助についてご検討の方お願いしたいと思います。

それから先ほど私空き家対策で少し述べたわけでございますけれども、現在各行政区からですよ、空き家に対してここが先ほど言いましたけれども、ハエとか蚊の発生のもとなんですよということであつたら、水道環境課長、どういうふうな今そういった相談があつた場合の対応はどの程度進んでいるか。よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 補助率につきましてはですね、ちょうど現在のところ2分の1、半額補助というのを一応予定をしております。又、空き家に対しての環境上の問題につきましては、議員ご指摘のとおり、野良猫とかですね、ネズミ等が住みついているとか、周囲の雑草が栄えてハエや蚊などが発生している等が考えられるわけでございますけれども、そのような相談があつた場合にはまず所有者、所有者が町外におられるというような場合につきましては、町内で管理をされている方などを調査をいたしまして、相談内容を伝えて対応していただくように現在のところお願ひをしている状況でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 空き家についてもですね、以前は、その地域に住んでおられて、一緒に地区のいろんな行事等々にも参加していただいた経緯もございますので、今いろんな理由があつて空き家となっておりますけれども、知り合いとか知人とか親戚に連絡するのもいいわけでございますけれども、行政区も困っていることがあつたときはですね、行政でできるだけのご協力と言ひますか、協力方をお願いしたいと思ひます。少し考えが甘いぞと言われればそうかもしれませんけれども、その行政区を担当するそれぞれの役員の方々も大変でございますので、理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、鳥獣害対策で再質問をさせていただきたいと思ひます。イノシシによる被害については、いろんな電気柵とかいろんな方法でそれぞれ現在進められております。引き続き、この対策事業等もお願ひしたいわけでございますけど、最近異様ですよ。以前は防蛾灯が夕方になると点滅し、本当幻想的な中にレタスの栽培ができるということで、本当絵になるような苓北町の風景でありました。しかしながら、今では黒いマルチがパタパタパタパタッというふうで何だろうかと思ふ風景もございます。何と何と鴨の対策なんですよということで。農林課長、ご存知ですけれども、鴨はなかなか降りるのが不得意だそうございまして、ああいった障害物があると下りにくいということで、それぞれ生産者の方々もですね、苦勞してああいうふうな対策をとられているよう

でございます。これについてはネットですね。あれが一番いいということであるよう
でございますけれども、あまり早く被覆すると高温障害が出るからなということの一方
では、やはりこれが今のところ一番効果がありますよということでございますので、引
き続き、ネットによる被覆に伴う購入に対する補助と言いますか、それをお願いしたい
と思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） レタスですね、生育初期の蛾などの害虫対策におき
ましては、議員が申されたとおり防蛾灯の導入、あるいは効果の高い箱苗用の薬剤の導
入、これで対応できておりますが、鴨ヒヨドリの被害も又生育初期ですね、柔らかい
葉に食害が及んでいる状況でございます。このため町では5年前からですね、防鳥ネッ
トの補助を始めております。防鳥ネットは強風によるレタスの傷みも防ぐ効果がありま
す。そして、又数年間再利用できるという効果も又ございますので、引き続き来年度も
これらの補助を継続する予定でおります。今後とも農家の栽培の変化にですね、即した
効果の高い補助を関係者の方々と考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。レタスの価格が上がると必
然的に所得も上がってまいります。常日頃から言われている国保税の納入もですね、よ
り一層スムーズにいくのではないかと思いますので、やはり必要な財源についてと言ひ
ますか、それは必要なしかを町の方からも投入していただきながら、各家庭農家が健全
な経営に育つよう、よろしくご協力方と言ひますか配慮をお願ひしたいと思ひます。国
保につきましては、石田議員の質問の中で来年度は一応上げないというふうな回答であ
ったように私は自分なりに理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひま
す。この先、今から先もですね、今度はインフルエンザ等々が発生する時期でもありま
す。なお一層行政側からの啓発と言ひますか、いろんな予防策について町民の方々に
お知らせを願うと幸いかなと思ひているところでございます。

以上でございますけれども、私も財政健全化をする一方ではですね、大いに工事をし
てくださいという全く矛盾した点もあることは自分自身も言ひながら承知をしておりま
すけれども、よろしくその点をご理解を願ひたいと思ひます。大きな事業をすることも
確かに必要ではございます。しかしながら、速効性がある小さな事業についても町長、
目をむけてやってほしいと思ひます。そして3月、次回の定例会にですね、みんなが納
得するような新年度予算が上程されることを祈念いたしまして、私の今回の全ての一般
質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告7番、倉田でございます。皆さま方におかれましては、長時間にわたりまして大変お疲れかと存じますが、最後の質問者でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最初に苓北町の小中学校教育行政についてでございますが、ご承知のとおり近年の少子高齢化が進み、青少年を取り巻く環境も大きく変化する中、教育分野においても多様な改革が進められております。平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正のもと、地方自治体に設置されていた教育委員会代表の教育委員長が教育長に統合された。そのような中、この度10月1日付けで苓北町第13代教育長に就任されました濱崎敏和新教育長におかれましては、大変ご苦労様でございます。同時に新教育長におかれましては、これまでの教育現場での豊富な知識と経験を積み、大いなる期待をいたしているところでございます。先ほど熱意ある思いのご挨拶をいただきましたが、改めて教育長の所信について伺いをいたします。

2点目に、町内小学校の統合についてお尋ねをいたします。この件につきましては、先に浜口議員より質問がなされておりましたが、改めて質問をさせていただきます。

近年我が国は少子化に伴い、児童生徒数の減少が進んでおりますが、今年5月5日の熊日新聞に総務省がこどもの日を前に、人口推計4月1日時点で外国人を含む14歳以下の子どもの数は前年より17万人少ない1,571万人で36年連続減少し、熊本県においても前年より2,000人少ない23万9,000人とありました。

現在苓北町内の4つの小学校の児童数は356人、中学校は192人の生徒数となっております。このような中、現在都呂々小学校では1年生3人、2年生2人の複式学級で、今後もこの傾向はそう変わらないのではないかと思います。平成34年度では都呂々小学校全学年に複式学級が見込まれております。又、坂瀬川小学校でも平成33年度に2年生、3年生の複式学級が予想される中、平成35年度の小学校全児童数は現在の356人から46人減少し、310人と推測されております。

このような状況と今後の町内の保育園児、乳幼児の動向を見ても統廃合は大きな課題ではないかと思われれます。小学校の統廃合については、児童をはじめ保護者、地域住民、自治体等々の思い、考え方も多種多様ではありますが、児童を中心に考慮をすべきところが大きいものと思われれますが、教育長の見解をお伺いいたします。

3点目に小中学校の道徳科実施についてでございますが、ご承知のとおり平成27年4月学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成30年4月1日から小学校及び特別支援学校小学部、平成31年4月1日から中学校及び特別支援学校中学部において道徳科が新たに実施されますが、この背景には平成23年大津市で起きた男子中学生がいじめを受け、それが発端とも言われております。現行の学習指導要領と新設の特別教科の道

徳科の主な相違点についてお尋ねをいたします。

4 点目に苓北町青少年国際交流オーストラリア中学生等研修の更なる発展についてお尋ねをいたします。国際化に伴い、苓北町においては平成元年に外国青年招致事業で、中学校等の教育現場に外国語指導助手を受け入れ、又、平成3年には青少年国際交流事業で、中学生8人がカナダのバンクーバーへのホームステイ研修に参加され、今年で25回となる研修先はオーストラリアのマジーでございました。今回は中学生6名と引率お二人の計8名が参加されております。又、平成14年9月にはマジーから中高生14人と引率の方3人が苓北町へホームステイにみえられ、今日まで多くの参加者はそれぞれの立場で多くの成果を出されておられます。そして、ここ十数年苓北町からは研修先はマジーが主であり、今後相互理解のもとではありますが、これまでの研修と並行し、ICT教育機器を活用した日常幅広い生徒、友人等との交流ができれば語学の向上、又、学習状況や学校の様子等、よりその効果も高まり、ひいてはマジーと苓北町の交流も更に深まると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

最後に横断歩道新設についてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成27年6月議会一般質問で、富岡百間土手改修工事に伴い通学路が変更され、元袋・尾越地域の児童等は百間土手下の東海岸を通学しておりました。現在もそうですが、関係保護者より、一丁目公民館付近に横断歩道の新設を希望されましたが、前回の教育長答弁では、要望付近の現地確認では児童の横断には危険が予想される。今後、学校、PTA、地域の方々と協議の上、警察、道路管理者等、関係機関への要望を検討していきたいとのことでした。現状についてお伺いいたします。

以上。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。倉田議員様から5点ほどご質問をいただいたように思います。まず、小中学校の教育行政についての所見、それから小学校の統廃合、小中学校の道徳科、それからオーストラリア研修、そして横断歩道設置についてでございます。順を追ってお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、小中学校教育行政についての私の所信ということでお尋ねですので、2点述べさせていただきますと思います。ちょっと引用になりますけども、ご了承ください。教育基本法第2章教育の実施に関する基本第5条義務教育第2項に次の条文がございます。義務教育として行われる普通教育は、各個人の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、又、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。又、同法第6条第2項の後半には教育を受けるものが学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならないと記されております。本町に

においてもその目的にそって力強く学校教育活動が推進されておりますが、更なる学力の向上として、自分に誇りを持ち、他人を受け入れることのできる温かい人間関係の構築等、個別の課題は常に流動的で内在していると考えます。学校現場においては職員自身が服務規律の順守に努めるとともに、これらの課題の二点防止及び早期解決に組織として取り組むことで児童生徒一人一人の笑顔が増えていきますよう、教育委員会として指導助言を行ってまいります。

又、学校は地域の方々の協力なしではその機能を十分に果たすことはできません。これまでの学校支援本部事業を基盤として、地域に児童生徒が呼びかけたり出掛けたりして一緒に地域づくりに参画する。地域学校共同活動の取り組みを推進し、ふるさとと呼べる町れいほくの具現化を図りたいと考えております。

次に、小中学校の統廃合についての見解を申し上げます。先ほどは複式学級のメリット・デメリットという観点から統廃合に対する見解を申し上げたところでございます。今回、新たに統廃合についての見解ということでございます。しかも、子どもを中心という形でその立場から統廃合についての見解を申し上げさせていただければと思います。

児童生徒の減少により本町でも都呂々小学校におきまして、複式学級が編成されております。議員ご指摘のとおりでございます。これは義務教育、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づくものでありまして、2の学年で組織する学級では16人、1年生を含む場合は8人以上の児童が在籍していることが複式学級を解消するための条件となります。統廃合することによって、複式学級は解消されることとなりますが、先ほどのメリット・デメリットの観点から申し上げましたように、現時点では新たに子どもの立場から次の理由により統廃合は考えておりません。

第1点としまして、小さい子どもにおいては幼少期におければおくほど、幼いほど家庭地域等の身近な人々が温かく見守り、言葉をかけていく教育環境が望ましいというふうに考えております。第2点としまして、先ほどとちょっと重なるところがございます。第2点、児童の学力充実及び社会性の伸長については、学校の適切な指導とテレビ電話による授業、スクールバスを利用したの合同事業、学習支援員の活用等により学力は保障されていること。3点目の理由です。今後求められる地域学校共同活動の拠点として、地域の活性化に果たす小学校の位置付けは非常に大きいことがあります。ただ先ほど申し上げましたように、この問題については地域保護者の方のご意見を伺いながら柔軟に対応していく必要があるというふうにも考えております。現時点での見解はこのように統廃合はしないという形で申し上げたいというふうに考えております。

3点目に、道徳についてお尋ねでした。現行学習指導要領と新学習指導要領の道徳の相違点について。改定の趣旨につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりでござい

ます。いじめ問題への対応、これが大きな改定の背景にあります。平成27年3月27日、学習指導要領の一部改正に伴い、道徳が特別の教科・道徳として位置付けられ先行実施されました。道徳教育は教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤としての道徳性を養うことを目標としております。他者とともが、いじめ問題の対応だというふうに考えております。

各学校におきましては、このような道徳教育の要として道徳の授業が年間35時間実施されてまいりました。1年生にあたりましては34時間になります。入学式の週は行いませんので。今回の学習指導要領の改正におきましても、目標と指導時数は従来と何ら変わることはありません。小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科・道徳が実施されます。

相違点を申し上げます。まず、道徳の時間であったのが、特別の教科・道徳として格上げっていうふうに書かれておりますけども、教科として設定されました。ですから教科書がございます。今回新しく道徳の教科書が選定されております。それから目的としまして、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。わかりやすく括弧書きで説明にもありましたように、答えが一つでない道徳。どういうことなのかということで、ちょっと新しい教科書のほうめくってみましたが。学級文庫をつくったと。これ物語文で書いてあります。学級文庫をつくりました。これはみんなが本を読んでもらいたいためです。ところが、学級文庫が整理整頓を怠ってどんどん荒れていきます。そこで、学級の中での提案がございました。みんなで決まりをつくろう。決まりをやぶったものには罰を与えよう。学級会にかかりました。そのときあなたはどうしますか。反対意見として、みんなが心掛ければいいじゃないか。その議論をあなたはどちらの立場ですかという、立場をはっきりさせて最終的には一人一人が考えて、どうすれば学級文庫は整理整頓されて、みんなが利用できるようになるんだろう。そういう例題が今回の教科書には出されていたように思います。そのように答えが一つではない道徳。これもあり得るんだということです。それから、もう一つ。評価がなされます。小学校の通知表では評価の場合、昔、私どもは1、2、3、4、5でした。近頃は◎、○、△とか、○、△、×っていうのもひょっとすればあるのかもしれませんが。そういう評価がなされます。ただ道徳ですので評価はそういう記号式ではなくて、道徳性、内容項目っていうのが実は19から20項目教えなさいっていうのがあります。それに基づいて、文章表現で記述することと。

特別の教科・道徳としての格上げ。教科書があること。そして、答えが一つでない道徳、そういう話し合いを重視すること、評価がなされることが大きな相違点になってまいります。

次に、町青少年国際交流事業オーストラリア等中学生研修等の更なる発展について申し上げます。

苓北町では国際性豊かな人材の育成を目指して、平成3年から国際交流事業を実施しております。この間299名の生徒引率者が本事業を通して見聞を深めるとともに、語学力を高めてきたように思います。大変有意義な研修だと認識しております。これらと並行して、インターネット等を活用して日常的な交流をすれば、更に効果があるのではないかというご提案をいただきました。ありがとうございます。ただ、現在の授業内容から判断するとき、多くの中学生にとって身体表現を含まず、会話だけで意思の疎通をはかっていくというのはまだ難しいのではないかとそういう現状でございます。平成30年度から小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の週2時間の英語の授業が始まります。まずは、その英語の授業の充実を図り、英会話力の向上を目指していきたいというふうに考えております。ご了承ください。

それから最後になります。横断歩道新設についてでございます。富岡一丁目公民館前道路への横断歩道新設要望についてですが、平成27年10月に通学路危険箇所等の現地調査の中で、当該箇所も警察署に確認してもらったと聞いております。その後、総務課交通安全担当者と警察署との協議の結果、交通量も少なく、又道路幅員も狭いため横断歩道の設置はできないとのことでした。ただし、横断指導線の設置は可能ではないかとの助言がありましたので、総務課担当者から道路管理者である天草広域本部土木部公務2課に設置について問い合わせをしていただいて、現在協議中だということでございます。

以上、私の立場から横断歩道設置について答弁させていただきました。倉田明議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 只今、縷々ご答弁をいただきました。一番目の教育長のいわゆる所信、考え方等につきましては、いわゆる基本法を順守しながら学力強化に努めたいと。併せて、やはり地域とともに協力して進めたいということでもございました。基本的に大きくまとめればそういった形、考え方になろうかと思います。先ほど先生も言われましたように、非常に教育を取り巻く状況等はやはり年々変わってきております。いろんな諸課題等もありますが、一つ熱い思いでまい進されることを希望しております。お世話になります。

小学校統合については、先ほど浜口議員のときにもご答弁ありました。確かにですね、小人数は小人数なりの良さ、あるいは大多数の児童の場合は、それなりの又、良さ、これはあろうかと思います。そういった中で、幼児期、いわゆる小学生においては、今の答弁ではやはり地域の環境とともにやはりあったほうがいいのではないかとい

うようなお話でございました。非常にですね、これは悩ましい問題ではあります。ただ全国的な傾向としましては、やはり地方では統廃合が進んでいるかなと思いますが、それはそれとしていろんな考え方もあろうかと思ひますし、教育長のお考えは伺ひました。いずれにいたしましても私たちもですね、引き続き児童のいわゆる心身共の発達と学力増進にですね、寄与できればと思ひております。よろしくお願ひをしておきます。

議長にお願ひいたしますが、この小学校の統廃合についてできたら町長の見解をお聞きできればと思ひております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今の時点では教育長が答弁したのとほとんど一緒でございます。そういうことでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。そういうことでですね、いろんな子どもに接する方法はあろうかと思ひます。引き続きですね、見守っていききたいし、又、頑張っていたきたいと思ひております。又、保護者等ともですね、今後そういった協議の機会があればですね、お話いただければ幸いだと思ひます。

3点目のいわゆる小中学校の道徳の教科としての取り入れ、非常に先ほど先生、教育長から説明がありましたように、その評価は点数じゃなくして記入と、文章で。やはり私もそのほうが個人的にはいいんじゃないかなろうかと思ひております。そこで、やはり先ほど言われたように答えが一つじゃないんだと。非常にそういう観点、視点は大事だと私も思ひております。例えば、恐縮なんですけど、山のてっぺん、このてっぺんにもですね、いわゆる360度から登れる道があるということで、私あまりいろんな角度からですね、答えを導いていかれればと思ひております。よろしくご指導方お願ひをしておきます。

先ほど、いわゆる1年生については、時間的に若干少ないと。大体1週間に1回、年間で35回ぐらいというふうに聞いておりますが、これ記入とか、今までも記入だったと思ひますが、先生方のそういった対応の時間、又そういった年間に35回、これは余裕っちゃうか無理はないんですかね。その点を1点お願ひします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 年間35週っていうのは決められておりまして、週に1回という形になります。年間35週っていいものは、例えば金曜日だけその週になったとしても1週と数えます。1日であったとしても、その週に含めたら1週というふうに数えまして年間35週以上はする。もちろん35週以上にはなります。そして、その中でそれぞれの授業時数が決められておりまして、道徳に関しては35時間、週に1回は必ず行うようにという位置付けがなされております。以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 私の小学校時代もこういった道徳という言葉聞いたことがあります。非常にわかるようでわからなかった感がいたしますが、やはり先ほど先生がおっしゃったようにやはり子どもたちの基本的なものの考え方、特に友人関係、やはり今往々にして言うならば、一部かもしれませんが、やはりこの命の大事さ、これをですね、やはりもっともっと重んじて、又家庭でも学校でも地域でもですね、やはり取り組んで触れていかなければいけないんじゃないかと思っております。引き続きご指導方よろしくお願いいたします。

次に、いわゆるオーストラリア中学生研修等のいわゆる更なる発展ということでご答弁をいただきました。非常にですね、いろいろな課題等もあろうかと思いますが、ただ幸いにもオーストラリアと日本の場合には時間差が1時間ぐらいということで、割と生活時間帯は似てるなという思いがいたします。

今回の資料に配布つづっておりますが、総務常任委員会のほうで所管事務の調査で各小学校、そして中学校を回っておられます。その中で、小学校4校においてはいわゆるICTの活用が非常にいいということでございました。そういうことも含めましてですね、やはり今後はそういった時代かなということを含めですね、やはり積極的に取り組んで、範囲内ですけどもね、いただければという希望をもっているところでございます。普段からいろんなこの機器の導入につきましては、やはり子どもたちの思考力の低下とかあるいは不足する部分もあるんじゃないかということが指摘されておりますが、やはりですね、相対的に見れば私は今後そういった時代に移っていくんだろうとやはり思っております。メリット・デメリット、このICT教育にあります、やはりですね、一般的に言われているのはやはり今後更に技術が進み、いわゆる人工頭脳やロボットをどうの進化で現在私たち人間の役割は半分ぐらいは不要になるんじゃないかなろうかと。これはあくまでも本当に書かれているのを参考に述べさせていただいておりますが、やはりそういった高度な情報化社会の中で、やはりこの情報を取捨選択することが必要で、情報や技術から逆に振り回されないようにですね、やはり考慮していく必要もあるだろうと記されておりました。この更なる発展についてはいろんな角度から今後ですね、検討いただければと思っております。先ほどもちょっと質問で触れさせていただきましたが、ここでですね、私、先ほど質問の中でひいてはマジーと苓北町の交流が深まればという観点から町長へお尋ねをいたしますが、ご承知のとおり、マジーとは今回で19回ほとんど最近ではマジーのほうに行っておられます。そして又、14年はマジーのヨー市長がこの議場にもおいでになって、いろいろとご挨拶等をした経緯があります。その中で、いわゆる当時ヨー市長は苓北と姉妹都市を締結したいというご意向があられたわけでございます。ご承知かと思いますが、マジーもやはり炭鉱、あるいは農

業、あるいは観光、苓北においても昔、炭鉱群が多くあったわけでございますし、いろんな面で類似した面もあるのかなと思っております。町長におかれましては、マジーのほうにもご挨拶と言いましょいか出ていかれていると思うんですが、このいわゆる姉妹都市的な感覚について町長のご意見をいただければと思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） マジーとはやはり九州電力の発電用の石炭を運んでくるということが大きな要因で中学生を派遣をすると。最初の1、2回目はですね、旅行業者に選んでもらって、夏涼しいところ、病気にかかりにくいところを選んでカナダに行ってもらっております。そういった観点で言えば、マジーはちょうど日本と気候が反対でございます。冬の間でございますので病気にかかる心配はあまりないだろうと。そして非常に治安が良好であると。そして何と言っても苓北町の発展を支えてくれる発電所用の石炭を出してくれてるというような状況でございましたが、残念ながらですね、我々は毎年行くんですが、先方さんはやっぱり相互交流になっていないというのが一つの心配するところでございます。やはりそういった意味ではですね、相互交流ができないか。私も一度は公費で行かさせていただきました。始める前に。2度目は私費で行ってまいりましたが、その際もお伺いした結果ですね、先方ではこういう事業には公費は使わないということでありまして、自費でこの前も1回だけ来て、その後ほとんどお見えになれません。我々としたら又今回のことも踏まえて、次回もマジーにお願いをすることになると思っておりますが、やはりその折にその旨今でも、市長さんがたぶん変わっておられると思いますが、その考え方がおありになるのか。その前にやはりもうちょっと苓北のことも深く知っていただきたいと。相互交流ももうちょっとできないのかなと。そういうことを踏まえて、お互いにもう少し理解し合った中で姉妹提携ができればもう大変嬉しいなと思うところであります。そういった意味でですね、我々も私は2回行きました。1回は公費で行かせていただきましたが、町民の皆さんも大人もやっぱり行ってみるべきじゃないかなと。そのときは議会も含めて、私も私費で町民の方の希望者も募ってですね、行ってみたら向こうの状況もわかる。そしてマジーもこの前来たときも自費で来られたそうなので、そういった意味でですね、理解が相互にもうちょっと関わりが必要ではないかなという気がいたします。その結果、姉妹提携というのができれば素晴らしいなと思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 町長におかれては非常にプライベートでも大変であったと思いますが、やはり今ご答弁ありましたように、やはり民間サイド、我々もですね、やはり積極的と言いましょか、可能な限りですね、やはり行くなり、又同時にですね、マジーのいわゆるいろんな資料とかあるいは活動研修の写真とかやはり苓北町も4年に1回

ですけれども、産業文化祭が開催されております。やはりそういう行事の折に、やはり向こうの情報をパネルにしてですね、1コーナーぐらい設けて、苓北の住民の方のご理解等をいただければですね、よりご理解が進み、又今後大勢で行くならば費用的にも安いかもしれませんし、そういう案があれば、やはり町民の方も行ってみようということもあるかもしれません。そういった意味では、以前ある議員がマジーに行こうということを経験的に言うておられましたが、今改めてですね、やはりそういったグローバル化の時代に合った中で、やはり我々大人も積極的にですね、やはり行動していかなければと思っております。そういう意味では、町長がおっしゃられるようにそういう機会があったら向こうの方と協議されてですね、前向きに検討いただければと思っております。ありがとうございます。

そしてですね、最後に横断歩道の件で教育長から答弁がありましたが、結論的には横断歩道としては厳しいということでした。それに対する代案があるということで検討をされているようでございます。いずれにいたしましてもですね、やはり先ほど来、今日も出ておりましたが、やはり交通事故がですね、やはり予防できて、又1件でもですね、少なくなるようないろんな角度からですね、検討対応と思っておりますので、ご尽力方よろしくお願いします。

答弁いいです。終わります。

○議長（山本政人君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

これで一般質問が全て終了をしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れでした。

—————○—————

散会 午後4時40分

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日（木）

（第 2 日 目）

平成29年第16回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成29年第16回苓北町議会定例会は、平成29年12月14日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛
監 査 委 員	登本 玄一		

8. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 8 号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度
8月分・9月分・10月分） |
| 日程第 2 | 報告第 9 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 3 | 報告第10号 | 所管事務の調査（総務常任委員会）結果報告について
（委員長報告） |
| 日程第 4 | 承認第11号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第11号 | 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 5 | 議案第57号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第 6 | 議案第58号 | 荅北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第 7 | 議案第59号 | 荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例について |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 荅北町港湾管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 平成29年度荅北町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成29年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第12 | 議案第64号 | 平成29年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第2
号） |
| 日程第13 | 議案第65号 | 平成29年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第14 | 議案第66号 | 平成29年度荅北町水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第67号 | 平成29年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第16 | 議案第68号 | 荅北町老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第69号 | 荅北町町民総合センター等の指定管理者の指定につい
て |
| 日程第18 | 議案第70号 | 荅北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者
の指定について |
| 日程第19 | 議案第71号 | 荅北町斎場の指定管理者の指定について |

- 日程第 2 0 諮問第 1 号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 1 発委第 1 号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
- 日程第 2 2 請願第 2 号 日本政府による核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3 請願第 3 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出に関する請願について
- 日程第 2 4 閉会中の継続審査（調査）の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第8号 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度8月分・9月分・10月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第8号、例月現金出納検査の結果報告書（平成29年度8月分・9月分・10月分）が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第8号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第9号 定期監査の結果報告について

○議長（山本政人君） 次に、日程第2の議事に入ります。監査委員は、着席をお願いします。

〔監査委員着席〕

○議長（山本政人君） 日程第2、報告第9号、平成29年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

平成29年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

定期監査の結果公表書について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 皆さん、おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

さて、この度、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査を実施いたしました。

定期監査の実施方法につきましては、事務監査と現地調査の両面から実施し、今年度は新たに役場庁舎や保健センター施設内の整理整頓状況や機器の整備がなされているかも監査の対象といたしました。

定期監査を実施しました結果については、なんら法令に違反するような事例は見受け

られず、関係諸帳簿、証憑類はよく整備されておりまして、係数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。

皆さまのお手元に平成29年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、その19ページに地方自治法第199条第10項による監査意見及び要望事項を取りまとめておりますので、ご覧ください。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたしますしまして、私の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、監査委員にお断りして町長なりにお尋ねするということでしょうか。

中身はですね、4ページに（3）で1年間有期の非常勤職員雇用状況が示されています。その中で教育委員会に学校教育指導員1人が配置されています。これは、以前にちょっとこのことについてお尋ねしたところが、当時の教育長が一般行政を卒業して、卒業してといいますか、経験して教育長に就任したと。だから、学校現場の状況がなかなかわかりにくいので、そういう学校の経験、校長先生を経験された方に就いていただいているというような説明があったと記憶しております。

今回、新たに濱崎教育長が就任していただきました。濱崎教育長は、昨日の所信表明の中でも発言がありましたように、一般質問の中でも発言がありましたように、40年近い学校現場の経験をお持ちでございます。となれば、当初、この学校教育指導員の設置の理由が説明されとった条件とは状況が変わってきたのではないかというふうに思うわけですね。ということですので、29年度途中からということはいませんが、30年度、新年度でもこの学校教育指導員を配置する予定があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） それでは、それ許可しますけども、どなたが答弁されますか。教育長。

○教育長（濱崎敏和君） では、失礼いたします。

学校教育指導員、3年と6ヶ月ほど組まれておりました。

○8番（浜口雅英君） 議長、これはちょっと人事に関することですので、教育長、これはまさに昨日の教育長就任が法律の改正に基づいてなつたと。それで、なぜ、どう変わったかという、これまで教育委員会の中で教育行政を決めていたという部分が、危機管理とか、そういういろんなものを是正するために、町長の直属という形で教育長が選任されたというふうに法律改正があったんではないですか。とすれば、この教育委員会の中に関する部分については、教育長がどうこう言われるよりも、町長がそのことに

ついてはこう考えているという考えをお聞きしたい。だから、当初、町長にお尋ねしますがということでしたので、そういうことで配慮をお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういった形で人事の教育委員会の内のことまで私に権限を与えていただくということであれば、非常にうれしいことです。もっと徹底したことができますと思いますが、教育長の人事権は町長が持っております。そして、教育の内容については、教育長をはじめ、教育委員会にお任せするということの法律の趣旨だと、私は理解をしております。

○議長（山本政人君） それでいいですね。浜口君。

○8番（浜口雅英君） それは、という言い方であれば、例えば、これはちょっと適当な例かどうかわかりませんが、各課長は俺が選任したんだと、各課の中の人事とか何とかそういう部分については、若干は当然、課長さんの意向が、汲む分があるかどうかというふうに思いますけども、これはその仕事の内容をどうこうということじゃなくて、この指導員を置くか、置かないかですね。年間、いくらですかね。200万ぐらいですか。その置くか、置かないかちゅうのは、やはりこれは町長の裁量権に入るんじゃないんですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのことも含めて、先ほど申し上げましたように、私に権限が与えていただいているなら非常にありがたいことだと思っております。ただし、教育の内容については、やはり教育長、教育委員会にお任せすると。人事とか、施設整備とか等については、当然、今まで以上に町長の権限が教育委員会に行き渡っているというような解釈をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そこは、やはり教育行政に対する自分の思いがいっぱいあると、町長、再三おっしゃっておられます。それで、その思いが今回の法律改正で実施できると、町長の意向がですね、苓北町の教育行政に大きく反映できると、そういう形に今度の法律が改正でなったわけですので、私は、やはりこの部分については町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 何度も申し上げますが、そうしていただけるのであれば、私は町全体が一つの方向に向くのではないかと考えております。ただし、それは人事で解決して、教育の内容については、町長がやはり具体的なことであまりその中に入り込むべきではないということを教育委員会から聞いております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 監査結果報告書の4ページなんですけども、ここを見るかぎりでは、海岸漂着物回収職員がどこにも入っていないような気がいたしますが、それはどこへ入るのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本政人君） 代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 石田議員の質問にお答えをいたします。

ここ表を作っておりますが、詳細にわたっては課長に答弁させたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。じゃあ、課長よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 海岸漂着物の回収の作業につきましては、一応ここで1年間有期の非常勤職員ということで掲げておりますけども、29年度につきましては、一応11ヶ月間の雇用ということで、1年間ということでございませんので、この表には掲げておりません。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 4ページの件でお尋ね。

○議長（山本政人君） 4ページですね。

○1番（松本良人君） これもお許しをいただければ、町長をはじめ、教育長さんにもお尋ねをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいでしょうかね。

実は、浜口議員の考え方について再度質問をいたします。私、前回のうんぬんは知りませんけれども、聞くところによると学校関係がわからんから、そのためにその学校教育指導員を置いたんだというようなことで置かれたという経緯があれば、その点を教育長、町長を含め、どなたでも結構ですので、今回に至った経緯、今後の新年度からうんぬんという、改めてですね、ピシッとされた釈明をいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 設置をされたあれですか。考え方ですね。

○1番（松本良人君） 釈明という言葉は悪いんだけど、釈明が悪ければ、考え方とか、方針とか。

○議長（山本政人君） 考え方でよろしいと思います。

○1番（松本良人君） そちら辺を。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、そのときの状況は、学校指導員はやはりそれぞれの校長先生、そして学校の教育の在り方についてしっかりと専門家が指導をしていって、教育の内容を高めるためということで、学校指導員を置くということで理解をしておりました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） そうであれば、現在の、もう重複になりますけれども、教育長さん、専門の履歴をお持ちでございますので、十分にそれに代わることもできるということでございます。今後の問題としてどうなるのか、あるいは、当時、前教育長を任命なされたときに、専門職がおらんから学校指導員も置くんだというような答弁がなされたということでございますので、それとの兼ね合いは今後どうなるのかちゅうのをお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。

まずは、学校教育指導員の職務というのをご存じかと思えますけれども、ご説明申し上げます。学校教育指導員の職務といたしましては、学校経営全般に関する校長からの相談、それに対する助言・指導ということを行っております。日常的に行っておりますのは、町内全ての先生方の授業を現場に行ってみます。5年未満の先生方につきましては年に3回、5年以上経験をなさっている先生につきましては年に2回ずつ、子どもたちと一緒に授業を見させていただきまして、それについての反省をその次の時間に行います。そして、午後からは、その授業に対する反省をペーパーにして次の授業ではこのように生かしてくださいという、子どもたちの学力向上、それから学級経営についての助言を行っているところでございます。

教育長職といたしましては、その他授業を見に行く、まず物理的な時間はございません。教育長室におりまして、その他の職務に執務にあたると同時に、学校からの問い合わせを受けるという、その仕事が非常に多うございます。

指導員は、こちらから出かけて行きまして、そして学校の問題点を直に解決していて、あるいは未然に防ぐという仕事をしておりますので、教育長職と学校教育指導員の職務は全く違うものでございますので、ぜひこのあとも学校教育指導員は必要なものであるというふうに、私は現在の状態で考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 教育行政には力を入れてもらうのは大変いいんですけれども、わかりました。教育長さんのお話は、わかりました。

ただ、当時、前教育長を任命されるときに、その理由として教育長がわからんから、学校現場のことをわからんから、その方を学校関係の専門の方をそういった形で入れるということをこの議会のところで答弁なされたということに、私は問題があるんじゃないかなと、私は思いますけれども、そこら辺、監査委員さんのあわせてその問題が単純なもので、今後はこういうことでやる。当時、今、教育長さんがおっしゃったような回答であれば、私は追求しませんけれども、その回答が、何回も言うようでご

ございますけれども、前教育長が不慣れであったから、その補うために学校指導員を置く
というようなことがここで回答がなされたということについて、どうお考えになるかと
いうことをお聞きをいたします。

○議長（山本政人君） どうでしょうかね。しばらくの間、休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時47分

再開 午前9時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第9号、平成29年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員さんには、長期間の定期監査、大変ご苦勞様でございました。ご退席されて
結構でございます。どうも本当ご苦勞様でございました。

〔監査委員退席〕

-----○-----

日程第3 報告第10号 所管事務の調査（総務常任委員会）結果報告について（委員 長報告）

○議長（山本政人君） 日程第3、報告第10号、所管事務の調査（総務常任委員会）
結果報告についてを議題とします。

総務常任委員長に報告を求めます。山下時義総務常任委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） おはようございます。

平成29年11月10日、苓北町議会議長、山本政人様。総務常任委員会委員長、山
下時義。

総務常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第77条の規定により、下
記のとおり報告いたします。

記、1、調査事件名、管内小中学校5校、学校給食共同調理場の運営状況など及び天
草市における廃校を利用した誘致企業の事業運営などについての視察調査。2、調査の
経過、調査期日、平成29年11月9日木曜日、10日金曜日。（2）調査場所、坂瀬
川小学校・志岐小学校・富岡小学校・都呂々小学校・苓北中学校・学校給食共同調理
場・株式会社デンソー天草事業所。（4）出席委員、山下時義委員長、浜口雅英副委員

長、野崎幸洋委員、山本政人委員。(4) 欠席委員、山本政人委員(11月9日富岡小学校視察)(11月10日株式会社デンソー天草事業所視察)。(6) 委員以外の出席、山本政人議長、執行部出席、汐崎正喜教育課長、松村保則課長補佐、吉村浩美主幹。

(7) 委員会書記、龍岡学議会事務局長。調査の内容、【小中学校】学校の教育方針ほかについて。【学校給食共同調理場】①学校給食の衛生管理について。②学校給食費における食材価格等の動向について。【株式会社デンソー天草事業所】①事業概要について。②進出のきっかけについて。③立地自治体にある天草市との関係について。

視察調査結果の概要、意見・要望等を申し上げます。

(1) 管内小中学校5校、学校給食共同調理場の運営状況などについて、別紙のように議案に送付しております。この主な事項について報告をいたします。

まず、小中学校においては、1、学校の教育方針について、2、学校の現状等についてを伺っております。その中で2の③施設の現状と課題について、施設面については、各学校と教育委員会で調整が行われるとともに、とりわけ志岐小学校では、現在、放送室を難聴学級として使用されているところでございました。この件については、施設面での環境整備を速やかに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、2の⑥ICT教育について、先行的に実施されている富岡小学校において、児童の学力向上につながっているという意見が出されました。苓北中学校においても公的環境整備を行っていただきたいと思いますと思っております。

次に、2の⑦の冷房施設について、全ての学校において設置をお願いしたいということでございます。富岡小学校の2階の教室では、夏場は40度を超えるときもあるという意見も出されました。同じく、志岐小学校でもですね、夏場に高温になるという意見が出されました。このことについては、早急な検討をお願いしたいというようなことでございます。

次に、2の⑧トイレの和式・洋式についてでございます。いまだに和式の便器が多い状況になっております。家庭や職場のトイレは温水洗浄便座が大半であることから、学校施設においてもそのようにですね、逐次進めてもらいたいということでございます。

2の⑩町内に居住されている県費教職員の数について調査を行いました。69人中19人が町内居住者であります。通勤されている先生方が50人いらっしゃるというような現状であります。なるだけですね、やはり苓北に居住をしていただいて、朝夕に子どもの指導にあたっていただければというような感想を持っております。

次に、4の要望について、子ども議会開催に対する考え方を伺いました。坂瀬川小学校の校長からは、小学6年生から公民が学習内容に入ってくると。又、苓北中学校の校長先生は、選挙権が18歳からとなっており、早い時期からそれを勉強することは良いことであり、町議会に触れること、意見発表することは大切なことであるとの意見が出

されました。町当局、町教育委員会における次代を担う生徒の意見発表の場、子どもの議会の開催を要望するものであります。

この視察のですね、大切なこととして、全員で小学校4校、中学校、芥中の授業参観を行いました。教師の真剣なご指導と生徒の真剣な授業がうかがえて、整理整頓もよく行き渡っていると感じました。

次に、学校給食共同調理場においては、先ほど申し上げました2点について状況を確認いたしました。その中で、表示されている献立を確実に提供できるようにしてもらいたい。2番目に、食材は国内産を使用すべきであるということを要望しました。例えば、米については、除草剤あるいは途中のいろいろな農薬を使用するんですが、それと元肥あるいは追肥、穂肥と行っていくわけですが、農協には必ずその記帳を出してですね、消費者に対する安全性を高めるものだけを出荷して受け入れをするというような決まりになっております。子どもの健康を考えますと、こういう食材をですね、今後使用していただきたいというようなことでございます。

2番目に、天草市における廃校を利用した誘致企業の事業運営等について報告いたします。株式会社デンソーが自動車分野の開発で培ってきた技術を応用し、天草市における総事業費2億7,000万円となるプラントは、廃校となった五和西中学校跡地を天草市から貸借して設置し、グラウンドだった場所に培養槽を設置、事務所や室内実験室は体育館を利用しております。従業員は7人、うち3人は天草市に住民票を移しておられます。うち2名は地元雇用となっております。株式会社デンソーの取り組む新事業重点8分野の1つとして、脱化石燃料による地球環境保護、大分県の別府温泉から採取した微細物藻類の大規模屋外培養実証プラントが稼働し、そこで培養する光合成により二酸化炭素を吸収して自動車などに使えるバイオ燃料をつくり出す藻です。愛知県に本社を置くデンソーが天草の地を選んだのは、温暖な気候と豊富な日照、きれいな水と藻の培養に適した環境が整っているとのことでございました。価格を軽油レベルに引き下げるのが目標で、東京オリンピック需要を見込み、平成32年度の商品化に向け、遺伝子レベルの研究が進められております。又、燃料だけでなく、養殖用飼料や健康食品用の栄養素として活用可能ということでございます。天草地域における今後の事業拡大の際には、ぜひ芥北町に進出していただきたいというような要望を行って帰ってきたということでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松野君。

○4番（松野重幸君） 委員長に報告書の中をちょっと確認をしておきたいと思いますが、この中で出席委員、欠席委員というのが、3番、4番であります。山本政人議長

は、総務委員の委員であり、当然、出席をされております。ここの報告書の中では、出席をされているにも関わらず、欠席委員として山本委員を取り扱っておられます。そして、5番目に委員以外の出席ということで、山本政人議長というふうに書いてありますが、これは本来ならば、委員が優先すべきであって、議長はほかの所属していない委員会に出席された場合には、委員以外の出席というふうに当然報告をすべきではないかと思いますが、そこら辺の考え方について、これは委員長に聞いてよかっかな。委員長の報告に対してですから、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 山下委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） 確かに松野委員のおっしゃるのはわかるわけですが、報告書の様式としてですね、委員ではあられますが、議長でもあられるというふうな立場でございます。各報告書には、必ず議長が出席された場合はですね、これは議長名を出すというようなことが慣例になっておりますので、ここでは議長ということで出しております。欠席ということは、ここにちょっと議長の用事がありまして、出席できませんでしたので、そのことを事実として記載していると、このように解釈していただければ、結構かと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○4番（松野重幸君） はい。

○議長（山本政人君） ほかに。松本君。

○1番（松本良人君） 内容についてお尋ねをします。

I C T教育についてというので、すみません、3枚目ですね、学校報告の視察の学校の関係の中でありましたけれども、メリットがあったというようなご報告でございましたけれども、デメリットのほうはお尋ねにならなかったのか。これについては、いろいろとですね、ちまたではメリットもあるが、デメリットもあるというようなことも言われております。ここら辺はなかったかどうかをお聞きをします。

それから、次の冷暖房の設置についてということで、私、昨日ですね、その7番のその次ですね、設置をお願いしたいということでございます。私、一般質問をいたしました。来年でもしてくださいということで申し上げましたけれども、来年度は中学校のみだと。小学校については31年度以降だということで、明確な回答はございませんでした。そこで、総務委員会からのこういった中でも取り上げてありますので、特に志岐小、富小においては、室内温度が夏場は40度になるというようなことも調査をなさっております。総務委員会のほうでも極力ですね、推し進めていただきたい。そして、子どもたちの健全な教育の場を提供していただきたい、そう思って、これは総務課、総務委員のほうにお願いをいたしておきます。

それから、視察調査の結果、概要でございます。お隣の五和町のほうで視察なされたということでございますが、今、苓北町で利用がなされていないのは都呂々の中学校のみでございます。運動場、体育館等を利用したデンソーの廃校利用ということでございますが、都呂々中学校のグラウンドは現に小学校が使っております。そして、ときには熊本県全体からハンドボールをしに来て、年に1、2回、相当な数の方がのっとして、あそこのグラウンドは100%学校の施設として使っておりますけれども、このデンソー以外に都呂々中学校に類似したところはなかったかどうかですね、視察場所に。私もこのデンソーのうんぬんは知っておりましたけれども、グラウンドを使っているということでございましたので、見に行っておりましたけれども。

それから、最後にですね、天草における今後の事業拡大の際にはぜひ苓北町に進出していただきたいというようなことを要望を行っておるということでございますけれども、この点についてもグラウンドを使った場合は、駐車場等に相当な影響を及ぼすんじゃないかなと。あるいは、その施設の拡大には支障を及ぼすんじゃないかと思しますので、そこら辺の兼ね合いを聞いて、委員長にお許しをいただければ、ご質問をいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 山下委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） ICTのことについてはですね、デメリットについてはお聞きしませんでしたので、答えられません。

それから、冷暖房のことについては、報告したように非常に富岡小学校あるいは志岐小学校ですね、夏場は40度にもなるというようなことで、非常にこの地球温暖化との関係もありますし、又、予算の関係もありますでしょう。そういうこともあってですね、やはり40度といいますと人の体温以上にあるわけですから、勉強するのに障害が出てくるということが考えられますので、なるべく早くにですね、冷暖房にはしていただきたいということ。

それから、トイレの件についてもですね、もう一般の家庭が温水式の便座の便器が使用されておりますので、これも逐次行っていただきたいという、これは総務委員会としての執行部に対する要望でございます。

それから、廃校の問題でございますが、まだ都呂々中学校はどうするというようなことは、私たちは考えておりません。この前、都呂々の説明会の折にですね、都呂々の特別教室、大体使用するんじゃないんですかとお聞きしたところ、下請けの関係もあって全部利用させていただくんだというようなお話がなされました。又、グラウンドについても、松本議員もご存じのように小学校も使っておられますし、都呂々の町民体育祭なんかはですね、町民のそういう大会の場に使うわけですが、これは当然のこととして残すべきであるというようなことでございます。そういうことでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 廃校の関係でちょっとお尋ねしますが、せっかくの視察でございますので、私、都呂々中学校に類似したような企業が入っているところは、ほかにはなかったのかなというようなことも併せて聞いたつですけれども、五和町ではですね、私たちが近いからちょっと見に行っても結構なんですけれども、やはり議会として行くとなら、ちょっと遠かところでもいいんじゃないかなと、もしあればですね、そこら辺併せてですね、もしあったらそういったことで、まだあるからということでも教えていただければ、助かると思います。

○議長（山本政人君） 山下委員長。

○総務常任委員長（山下時義君） この廃校を利用した跡地利用というようなことで、今、坂瀬川なんかは出張所と公民館をされております。ほかにもですね、そういう場所があったならば、今後、町議会でも視察をしてですね、町の行政に生かしていただきたいと、このように思っておりますが、廃校の場合、都呂々中学校は該当するわけで、都呂々中学校は、先ほどから述べておりますように、風力電力のですね、そういう事務所とか、あるいは下請け業者の事務所として活用するというようなお話がっておりますので、それ以外にですね、有効利用の話があったならば、また総務委員会で検討しまして、そして視察をし、今後の町の行政に生かしていこうという考えは持っております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかにないようです。

これで、報告第10号、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

—————○—————

日程第4 承認第11号 専決処分の承認について

専決第11号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、承認第11号、専決第11号、専決処分の承認について、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第11号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度苓北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いす

るものでございます。これは、衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査執行のための補正でございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、平成29年度一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明します。

補正の内容ですが、歳入歳出それぞれ573万円を増額しまして、総額を48億6,251万9,000円とするものです。

今回の補正は、衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査執行事務に関する増額補正です。

6ページをお願いします。歳入です。款14県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、節5選挙費委託金573万円の増額は、衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査事務委託金です。

7ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費、節1報酬から8ページの節18備品購入費は、衆議院議員選挙に要する経費として570万円の増額補正です。目4最高裁判所裁判官国民審査費、節11需用費3万円の増額は、最高裁判所裁判官国民審査に要する経費です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第11号、専決処分の承認についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 議案第 5 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第 5、議案第 5 7 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 5 7 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日提出、荅北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、両立支援制度にかかる民間労働法制の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、育児のための深夜勤務の制限等にかかる子の範囲の拡大及び介護のための時間外勤務の制限を新たに規定するにあたり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年荅北町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、第 8 条の 2、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定におきまして、第 1 項中「達するまでの子」の次に「民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。」を加えるものでございます。

これは、育児のための深夜勤務の制限等にかかる子につきまして、これまでは、法律上の親子関係である実子・養子に限られていたものを、特別養子縁組監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子、こういった法律上の親子関係に準じると言えるような関係のある子については、対象となる子として範囲を拡大するものでございます。

なお、特別養子縁組監護期間中とは、原則として 6 歳未満の未成年者の福祉のため特

に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させるために必要な試験養育期間を言います。又、養子縁組里親とは、養子縁組を前提として、要保護児童を養育する里親制度を言います。

次に、第２項に「任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第２項に規定する勤務、これは時間外の勤務になりますが、（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。」という規定を新たに設け、３歳に満たない子のある職員については、請求があった場合において、正規の勤務時間以外の時間における時間外勤務の制限を定めるものでございます。

次に、改正前の第２項を第３項に、第３項を第４項に、第４項を第５項にそれぞれ改め、併せて条文の整理を行うものでございます。

なお、改正後の第４項につきましては、第１項から第３項までの子に関する規定部分を要介護者に読み替える規定を定め、介護のための職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めるものでございます。

新旧対照表、次のページ、２ページをお開き願います。

第１２条の改正は、年次有給休暇の規定におきまして、第１項第３号中「公庫の予算及び決算に関する法律第１条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるもので、この法律自体の廃止に伴い、現在は、沖縄振興開発金融公庫に限定されているため改めるものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第５７号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第58号 苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第6、議案第58号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第58号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による民間労働者の対応を踏まえ、公務においても国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、職員並びに非常勤職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得等の要件の見直しを行うにあたり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の育児休業等に関する条例（平成4年苓北町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、第2条第3号の改正は、育児休業が可能な非常勤職員の育児休業期間について、これまでは、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れられない等の場合に、例外的に子が1歳6ヶ月に達するまで延長できると定めていたものを、1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を最長2年まで延長できるように定めるもの、及び条文の整理を行うものでございます。

次に、第2条の2の規定の追加は、育児休業法第2条第1項で規定する育児休業等の対象となる子について、法律上の親子関係である実子・養子のほか、改正育児休業法で規定された、特別養子縁組監護期間中の子、並びに養子縁組里親に委託されている子のほかに、条例で定める者として、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親

等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子も対象として、条を追加し、規定するものでございます。

次のページ、2ページをお開き願います。

第2条の2を追加したことによりまして、改正前の第2条の2を第2条の3に、第2条の3を第2条の5にそれぞれ改めるものでございます。

次のページ、3ページをお開き願います。

新たに第2条の4として、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合として、子が1歳6ヶ月到達日までに、その任期が満了しない場合にあっては、育児休業の取得が可能となる規定を加えるものでございます。

次に、第3条の改正は、育児休業法第2条第1項のただし書の条例で定める特別の事情について、条文を整理するものでございまして、この場合の特別の事情とは、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときに再度の育児休業ができる規定となります。

次のページ、4ページをお開き願います。

第10条の改正は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、条文を整理するものでございます。

次のページ、5ページをお開き願います。

第18条の改正は、部分休業、介護時間制度及び育児時間休暇を同日に、同じ日に取得する場合においては、その合計時間を合わせて2時間までとする、調整する規定を定めるものでございます。

それでは、条例（案）本文の3ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第59号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第59号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第59号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改定することに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

今回、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、平成29年度の職員給与の改定を行うとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を、民間に見合うよう、引き上げるものでございます。なお、平成29年12月期の特別給である期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については平成29年12月1日から、平成30年度以降の特別給の支給月数の改定については平成30年4月1日から実施するため、条建てにして改正をするものでございます。

条例本文の1ページをお開き願います。

まず、条建て第1条は、平成29年の給与改定及び各手当の額の改定でございます。

議員の皆さまご承知のとおり、昨年は、熊本地震の影響により、民間給与との比較調査が実施できなかったことなどによりまして、熊本県及び熊本市のほか、本町を含む4市23町村の27自治体が改定を行いませんでした。

このため、平成29年の給与改定は、熊本県人事委員会勧告に沿って、熊本県内の民間企業の給与と職員給与の格差1,203円、0.33%を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、職員のボーナスの支給月数を民間に見合うよう、0.20月分引き上げるものです。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

まず、第1条の改正は、第6項を第5項に改めるもので、これは地方公務員法の条項

ズレによる改正でございます。

次に、第8条の2の改正は、初任給調整手当の限度額の改定で、第1項第1号で、医療職給料表の適用を受ける職員で本号に該当する職員について、41万3,300円を41万4,300円に、同項第2号で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要として、本号に該当する職員について、5万円を5万600円に改めるものです。なお、苓北町には町営病院等はありませんので、該当者はおりません。

次に、第17条の改正は、宿日直手当の改正で、第1項で、通常日の手当について、1回につき、4,400円を4,200円に改め、同条第2項で、執務が行われる時間が、通常の日2分の1に相当する日の手当について、1回につき6,500円を6,300円に改めるものでございます。なお、本町においては、現在は、宿日直勤務は実施をしておりません。

次に、第20条第2項の改正は、勤勉手当の乗率、掛け率を100分の80を100分の100に改めるもので、12月期の職員の勤勉手当支給月数を0.20月分引き上げるものでございます。

次に、別表第1第3条関係を次のように改めることとし、別紙のとおり給料表の改正を行うものでございます。後ろのほうにそれぞれ改正後と改正前の給料表を添付させていただきます。

なお、今回の改定は、先ほども申し上げましたけれども、昨年改定を行わなかったことから、2年ぶりの引き上げで、給料月額では、高卒初任給及び大卒初任給で2,500円、若年層についても同程度、そのほかは、それぞれ242円から1,700円の引き上げ、平均890円の引き上げを基本に、職員全体平均では1,404円の引き上げとなっております。

次に、条建ての第2条の改正は、第20条第2項中100分の100を100分の90に改めるもので、職員の勤勉手当の支給月数を第1条の改正規定から0.10月分引き下げるものでございますが、平成29年の給与改定前の支給月数0.80月と比較しますと、6月の支給分が0.10月分、12月の支給分が0.10月分、合計0.20月分の引き上げとなるものでございます。

附則といたしまして、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（苓北町職員の給与に関する条例、以下「給与条例」と言います。第20条の規定を除く。附則第3条において同じ。）による改正後の給与条例の規定は平成29年4月1日から、同項の規定（これは給与条例第20条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用するとして、平成29年の給与改定について、給料は平成29年4月に遡及して適用、勤勉手当の支給は

1 2 月分の支給分から適用させるものでございます。

附則第 2 条は適用日前の異動者の号級の調整の規定、附則第 3 条は給与の内払の規定、附則第 4 条は切替日前の異動者の号級の調整の規定、附則第 5 条は規則への委任の規定をそれぞれ定めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。高戸君。

○3 番（高戸幸雄君） 2 年ぶりの改定ということで、昨年、私は一般質問でいろんなことを述べましたけれども、良かったんじゃないかなと思っているところでございます。

ただ、1 つちょっと私、気になるのが、給料表をですね、行政職給料表だけ改正前と改正後が添付してございますけれども、技能級、私は、勘違いならいいんですけども、技能職給料表の適用の職員が 1 人いたんではないかなと思いますけども、その点はどうなるんでしょう。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 技能職労務員につきましては、規則で制定されておりまして、本条例の改正に併せてですね、規則の改正を行う予定でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3 番（高戸幸雄君） ありがとうございます。私の取り違えのようでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第 59 号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 8 議案第 60 号 錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

について

○議長（山本政人君） 次に、日程第８、議案第６０号、錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第６０号、錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり廃止することとする。

平成２９年１２月１３日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、錦戸春美基金にかかる事業が完了したためでございます。

次のページをお願いします。

平成２９年苓北町条例、錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例（平成２１年苓北町条例第１０号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をいたします。

錦戸春美基金は、錦戸春美様の遺言から、坂瀬川小学校及び坂瀬川中学校に関する環境整備、教材の整備、校舎等施設の整備等に充てる財源として、平成２１年３月に「錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例」を制定し、基金を充当してきたところでございます。

当初の基金額は、１，３１１万７，７３８円ございました。平成２１年度から、小学校の記念植樹をはじめ、校舎・体育館・プール等の修繕や改修に関する費用の財源として基金を充当してまいりました。

この度、平成２８年度で本基金の残額が０円となり、基金の事業が終了しましたので、「錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例」を廃止するものでございます。

２８年度までに充当しました基金の総額は、１，３１８万５，２３２円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。浜口君。

○８番（浜口雅英君） このことについては、事業が完了した旨はご遺族の方かどなたかに報告といたしますか、了解といたしますか、そういう手続きはとられたのかどうか。

それから、この平成２１年から今日までの業績に対する顕彰碑ですかね、そういう部分の設置は考えておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 錦戸春美様につきましては、ご遺族がございませんので、その点、教育委員会のほうとちょっと話をしていきたいと思います。

それから、顕彰碑ですけれども、平成21年度に春美様のこの遺言の1つにですね、桜の木を植えてほしいというような項目が1点ございました。あとは、この施設整備、子どもたちのために使ってくださいというような内容でございましたので、平成21年度にその桜の木等の記念植樹、それからその春美様の記念の標柱を同時に設置をしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） その標柱はですね、ずっと残るような形で今後管理を続けていただきたいと。貴重な本当非常にありがたい財源だったというふうに思いますので、ぜひ丁寧な対応をしてほしいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、錦戸春美基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第61号 苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、議案第61号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第61号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町港湾管理条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町港湾管理条例中、公共空地及び水域等にかかる占用料

を改正する必要があるためでございます。

次ページの改正条文をご覧ください。

苓北町港湾管理条例（昭和60年苓北町条例第12条）の一部を次のように改正する。

改正内容について説明を申し上げますので、新旧対照表をおめくりいただきたいと思ひます。

今回の改正につきましては、平成29年3月議会におきまして、港湾管理条例中、使用料、占用料等の額の見直しを行ったところでございます。占用料につきましては、周辺の固定資産評価額等を参考にして定めているところでございますが、その際に港湾管理施設内よりも公共空地・水域部分の占用料が安価に設定されておりますことに気づいておりませんでした。この公共空地・水域部分の占用料については、条例ではなく、規則で運用をしていたところでございますが、今回この公共空地及び水域部分ということで、条例第5条の2でございすけども、従前の条文中に「、及び水域」についてを加えております。

併せまして、別表第2のあとでございすけども、別表第3又は別表第4に定める額にという項目で、そこを追加をさせていただいております。

同じく、5行目の条文中に「占用料又は」という項目を追加をさせていただいております。

今回の改正につきましては、別表第2でございすけども、次ページの項目中、「棧橋」、それから「建物」等の項目一部を、別表第3のほうに新たに定めているところでございます。

参考といたしまして、2枚戻っていただき、右上に別紙1と掲げてあります分をご覧くださいというふうに思ひます。

従前の別表第2の占用料の中に、新たに11番といたしまして、工事用の板囲、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦、その他の工事用材料という項目を追加しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、右上に別紙2と掲げてあります別表第3をご覧くださいというふうに思ひます。

今回、第3といたしまして、公共空地・水域にかかる占用料の額を新たに定めることといたしました。

条例案に戻っていただきまして、附則でございすけども、施行期日でございます。

1、この条例は、平成30年1月1日から施行する。経過措置でございす。2、改正後の規定は、この条例の施行の日以後の許可にかかる占用料・使用料について適用し、同日前の許可にかかる占用料・使用料については、なお従前の例によるということであり

たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 関連すると思いますが、もしわからなかったら結構でございます。港湾管理については、大変これはなんですかね、地味な仕事ですね、大変だと思いますけれども、廃船あたりの状況はどうかと。

それから、不法の係留あたりはないかな、長期のですね、不法の係留、そういったこと。今後についても、特にそういったことが懸念されるわけですが、そこら辺をお尋ねします。

これ、よければですね、無理はしません。漁港も同じじゃなかろうかと思うので、そこら辺わかっておたら教えていただきたいなと思っております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今現在、町が管理しております港湾につきましては、都呂々港と上津深江港がございます。上津深江港につきましては、ご承知のように漁港という形での利用というのが主なものでございますけども、今現在、プレジャーボートといいますか、個人所有の遊漁船と漁船の利用があっているというふうに理解をいたしております。そういう中で、一応私が把握しております限りの中では、その廃船を放置してあるというのは無いというふうに理解をしているんですが、おっしゃるように係留されてあまり利用されていないような船舶がですね、見受けられる状況については確認をいたしておりますので、今後、ちゃんと管理者がですね、いるのかどうかについて確認をいたしまして、もう利用されない船舶については所有者に処分をしていただくという方向で対応してまいりたいというふうに思います。都呂々港につきましては、今のところ係留してある船舶はございません。

以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 廃船の状況についてでございますが、放置をして、長年経過しましてですね、やはり沈んでいるものとかですね、朽ち果てているものというのが、あとは、陸揚げしてですね、また放置して、放置ちゅうか、経年で処分していないものが見受けられますので、その辺は漁協とも相談いたしまして、今後、対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） そこら辺、もし、上津深江は、港湾をですね、やっぱり漁師の方が利用されておりますので、そういった不法の係留とか、あるいは長期の係留、ある

いは無許可の係留とかなんかの船の係留等があれば、相当やっぱり漁師の方々にやっぱりその港が使い勝手が悪いんじゃないかならうかなと思います。それから、背後地あたりでも、今後はですね、やっぱり漁師を辞められた方なんかが不法に置く可能性がございますので、しっかりとやっぱり管理していただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、苓北町港湾管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第10 議案第62号 平成29年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 日程第10、議案第62号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第62号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億4,205万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億457万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費の調整、国庫補助金等の確定に伴うも

の、富岡港船客待合所改修事業、保育所運営事業、災害復旧事業に関する補正が主なものでございます。

歳入につきましては、町税の精算見込み、保育所運営費の補助金の増額、都市再生整備計画事業、災害復旧事業にかかる国庫補助金並びに起債が主なものでございます。

歳出につきましては、富岡港船客待合所の改修、選挙費の精算、民生費で療養給付費負担金決定による負担金の増額や保育所運営補助金の増額、土木費等において災害復旧事業費の計上が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第62号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,205万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億457万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正。1追加で苓北町老人福祉センター管理運営業務、平成30年度から平成32年度、限度額3,645万円と協定書により発生した額、苓北町町民総合センター等管理運営業務、平成30年度から平成32年度4,722万3,000円と協定書により発生した額、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機管理運営業務、平成30年度から平成32年度4,240万2,000円と協定書により発生した額、苓北町斎場管理運営業務、平成30年度から平成32年度970万2,000円と協定書により発生した額、苓北町振興計画策定事業、平成30年度500万円でございます。

7ページをお願いします。第3表、地方債の補正でございます。1追加で、災害復旧事業債、農地等災害復旧事業で220万円、公共土木施設災害復旧事業で860万円を追加するものでございます。2変更で、公共事業等債、都市再生整備計画事業で2,820万円増額し、限度額を4,770万円に、漁村再生交付金事業で180万円増額し、2,200万円に、道路事業で510万円減額し、2,390万円に、緊急防災・減債事業債、緊急防災・減債事業で430万円増額し、4,640万円とするものです。

10ページをお願いします。歳入です。款1町税、項2、目1固定資産税は、本年度徴収見込額の増により3,150万円の増額です。

11ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金は、保育所入所児童保護者負担金800万円の減額です。

12ページをお願いします。項2分担金、目2農林水産業費分担金は、農地等災害復旧費申請者分担金190万1,000円の増額です。

13ページをお願いします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目4商工使用料は、物産館施設使用料59万5,000円の減額。目5土木使用料は、実績見込みで公営住宅使用料ほか合計で43万3,000円の増額です。

14ページをお願いします。項2手数料、目4災害復旧手数料は、農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料10万4,000円の増額です。

15ページをお願いします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金は、対象事業費の増額に伴い更生医療給付事業国庫負担金ほか合計で426万5,000円の増額。節2児童福祉費負担金は、保育所運営費国庫負担金1,365万3,000円の増額。目3災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,740万9,000円の増額です。

16ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2社会資本整備総合交付金は、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）で1,254万円の増額。節11社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、146万2,000円の増額。目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金は、地域生活支援事業国庫補助金、臨時特例給付金事業補助金合わせて213万6,000円の増額。節2児童福祉費補助金は、子どものための教育・保育事業費補助金28万6,000円の増額。目3土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金は、防災・安全社会資本整備交付金（地方道路交付金事業）704万円の減額。節2住宅費補助金は、公営住宅等ストック総合改善交付金40万8,000円の減額です。

17ページをお願いします。項3委託金、目2民生費国庫委託金は、国民年金事務委託金97万2,000円の増額です。

18ページをお願いします。款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金は、更生医療給付事業県負担金ほか合計で213万2,000円の増額。節2児童福祉費負担金は、保育所運営費県負担金682万7,000円の増額。節3保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金で、事業費確定により33万6,000円の減額です。

19ページをお願いします。項2県補助金、目1総務費県補助金は、土地利用規制等対策交付金2万3,000円の増額。目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、多子世帯子育て支援事業補助金90万1,000円の増額。目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は補助金確定により、中山間地域等直接支払事業補助金ほか合計で149万6,000円の減額。節3林業費補助金は、森林林業木材産業基盤整備交付金40万円の増額。節4水産業費補助金は、農山漁村地域整備交付金200万円の増額。目7災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧補助金は、453万1,000円の増額。目8商工費県補助金、節1商工費補助金は、熊本県消費者行政推進事業

補助金10万円の増額です。

20ページをお願いします。項3県委託金、目1、節1総務費県委託金は、自衛官募集事務委託金3万2,000円の増額。節3住民基本台帳費委託金は、旅券事務一般交付金1,000円の減額です。節4統計調査費委託金は、学校基本調査ほか合計で10万2,000円の増額。節5選挙費委託金は、選挙にかかる精算で24万1,000円の増額です。目2民生費県委託金、節1社会福祉費委託金は、障害者手当等事務交付金4万3,000円の増額。目3衛生費県委託金、節2環境衛生費委託金は、浄化槽の設置等に関する事務交付金1万8,000円の増額。目4農林水産業費県委託金、節1林業費委託金は、鳥獣捕獲許可事務委託金6,000円の減額。節2水産業費委託金は、富岡漁港環境美化事業委託金48万6,000円の減額。目6土木費県委託金、節1港湾費委託金は、富岡港港湾施設使用料徴収事務交付金ほか合計で3万円の増額です。

21ページをお願いします。款15財産収入、項1財産運用収入、目2、節1利子及び配当金は、財政調整基金預金利子ほか合計で30万3,000円の増額です。

22ページをお願いします。款17繰入金、項1特別会計繰入金、目3、節1宅地造成事業特別会計繰入金は、453万6,000円の減額です。

23ページをお願いします。款19諸収入、項3、目1、節1貸付金元利収入は、奨学金償還金7万円の増額です。

24ページをお願いします。項5、目1、節2雑入は、社会保険料等ほか合計で20万9,000円の増額。目2過年度収入、節1民生費国庫負担金過年度収入は、児童手当国庫負担金過年度収入ほか合計で989万5,000円の増額。節2民生費県負担金過年度収入は、児童手当県負担金過年度収入ほか合計で484万5,000円の増額。節3民生費負担金過年度収入は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金過年度収入559万5,000円の増額です。

25ページをお願いします。款20町債、項1町債、目1、節1総務債は、都市再生整備計画事業で2,820万円の増額。目2農林水産業債は、漁村再生交付金事業で180万円の増額。目3土木費、節1道路橋梁費は、道路事業で510万円の減額。目4消防債、節1緊急防災・減災事業債430万円の増額。目6災害復旧事業債、節1農林水産施設災害復旧事業債、節2公共土木施設災害復旧事業債合計で1,080万円の増額です。

26ページをお願いします。歳出です。款1、項1、目1議会費、節2給料から節4共済費は、職員の給与改定等にかかる人件費の調整です。以降人件費については、説明を省略させていただきます。節9旅費は、20万5,000円の減額。節11需用費は、議場のマイクユニットの修繕料ほか22万円の増額。12役務費は、5,000円の増額。18備品購入費は、アンプ購入費3万円の増額。節19負担金補助及び交付金

は、5万円の減額です。

27ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2から節4は、人件費。節11需用費は、不足するガソリン代、OA機器の修繕料等66万7,000円の増額。節25積立金は、主に28ページの土地開発基金積立の減額により合計で423万3,000円の減額です。目4会計管理費は、人件費。目5財産管理費、節9旅費は、富岡港船客待合所有効活用検討委員会費用弁償5万円の増額。節11需用費は、旧郷土資料館の電線引込電柱の支線張り替え修繕料16万円の増額。節12役務費は、富岡港船客待合所改修にかかる建築確認手数料17万6,000円の増額。節13委託料は、町有地の境界測量と富岡港船客待合所改修にかかる監理業務委託料188万6,000円の増額。29ページ、節14使用料及び賃借料は、船客待合所改修にかかる仮設事務所のリース料150万円の増額。節15工事請負費は、船客待合所改修工事請負費4,700万円の増額です。目6企画費、節2から節4は、人件費。節11需用費は、消耗品費で14万円の増額。役務費は、現在実施している航路利用者の宿泊費助成の周知のための広告料ほか8万9,000円の増額。節13委託料は、苓北町振興計画策定業務委託料ほか204万4,000円の増額です。

30ページをお願いします。節19負担金補助及び交付金は、地方バス運行補助金38万6,000円の増額です。目8諸費、節11需用費は、消耗品費ほか4万2,000円の増額。目10交通安全対策費は、台風被害のカーブミラー修繕等60万円の増額。目11地域間交流費、節11需用費は、1月に苓北町で開催されるロアッソのミニキャンプの関連で10万円の増額。目12庁舎管理費、節11需用費は、庁舎玄関前の区画線補修等の修繕料、警備員室電話システム修繕料ほか66万8,000円の増額。目13電算システム管理費、節13委託料は、年金システム並びに住民票の旧姓併記等住民情報システム及び住基ネットシステム改修委託料243万4,000円の増額。目15企業誘致対策費は、人件費です。

31ページをお願いします。項2徴税费、目1税務総務費は、人件費。目2賦課徴収費、節12役務費5,000円の増額。節13委託料は、電子申告導入委託料50万円の増額です。

32ページをお願いします。項3、目1戸籍住民基本台帳費、節2から節4は、人件費。節11需用費は、1,000円の減額です。

33ページをお願いします。項4選挙費、目3衆議院議員選挙費は、選挙事務費の精算により合計で29万3,000円の増額です。

34ページをお願いします。目4最高裁判所裁判官国民審査費は、財源区分の変更です。

35ページをお願いします。項5統計調査費、目2指定統計費は、事業の精算見込み

により合計で１０万２,０００円の増額です。

３６ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節２から節４までは、人件費。節２０扶助費は、臨時福祉給付金事業の確定により１６５万円の増額。節２８繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金１３６万２,０００円の減額。目３老人福祉センター費は、節１１需用費、修繕料２４万６,０００円の増額。節１８備品購入費は、故障した食器消毒保管庫の買い換え３０万２,０００円の増額。節１９負担金補助及び交付金は、不用となりました１００万円の減額。目４介護保険事業費、節２から節４は、人件費。節２８繰出金は、事業の確定見込みにより２４０万９,０００円の増額。目５後期高齢者医療費、節２から節４までは、人件費。節２８繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金４４万７,０００円の減額。目６障害福祉費、節１３委託料は、障害者自立支援給付支払い等システム改修委託料９０万９,０００円の増額。節２０扶助費は、更生医療給付事業ほか、次のページにかけて合計で８５３万円の増額。目７新ふれあい館管理費、節１１需用費は、修繕料１４万５,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１９負担金補助及び交付金は、職員処遇改善等により保育所運営費補助金２,７７８万８,０００円の増額。節２０扶助費は、多子世帯子育て支援事業１１５万円の増額。節２３償還金利子及び割引料は、平成２８年度保育所関係補助事業の精算により返還金７１万９,０００円の増額です。

４０ページをお願いします。項４、目１国民年金事務取扱費は、人件費です。

４１ページをお願いします。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節２から節４までは、人件費。節２３償還金利子及び割引料は、２８年度養育医療費事業の精算により返還金１０万１,０００円の増額です。目３環境衛生費、節９旅費３万円の増額。節１３は、境界測量委託料２０万円の増額。目５健康増進事業費、節２３償還金利子及び割引料は、健康増進事業県負担金返還金６万６,０００円の増額です。

４２ページをお願いします。項２清掃費、目１清掃総務費、節２から節４は、人件費。節９旅費は、一般廃棄物処理対策推進委員費用弁償６万円の減額。目２塵芥処理費は、財源区分の変更です。

４３ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、目２農業総務費は、人件費。目３農業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、実績により１４６万１,０００円の減額。節２３償還金利子及び割引料は、１,０００円の増額。目５農地費、節１９負担金補助交付金は、農地等小災害復旧事業補助金３０万円の増額です。次のページ、目６農業経営基盤強化促進対策事業費、節１９負担金補助及び交付金は、５万円の減額。目７堆肥センター費、節９旅費は、視察研修旅費３万５,０００

円の増額。節１１需用費は、修繕料８０万円の増額です。

４５ページをお願いします。項２林業費、目１林業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、事業を間伐等森林整備促進対策事業から森林環境保全整備事業補助事業で実施するための組み替え。目２林道費、節３、４は、人件費。節１２役務費、節１３委託料は、地滑り災害箇所の安全装置の通信費並びに設置業務にかかる委託料です。

４６ページをお願いします。項３水産業費、目１水産業振興費、節３、４は、人件費。節１１需用費は、商品開発材料代等１６万５,０００円の増額。目３漁港建設費、節２、３は、人件費。節１５工事請負費は、志岐漁港臨港道路整備工事費５００万円の増額です。

４７ページをお願いします。款６商工費、項１商工費、目１商工総務費は、人件費。目２商工業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、天草市消費生活センター負担金１０万円の増額。目３観光費は、財源区分の変更です。

４８ページをお願いします。款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費は、人件費。目２やまびこ活動費は、修繕料と原材料費の組み替えです。

４９ページをお願いします。項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費は、人件費。目２道路橋梁費、節１１需用費は、行政通信による要望への対応分修繕料等７０万３,０００円の増額。節１４使用料及び賃借料は、崩土取除等重機借上料７２万５,０００円の増額。節１５工事請負費は、側溝改修工事等１２０万円の増額。目３道路新設改良費は、国の交付金決定により事業費を減額したもので、節１１需用費１万円の増、節１３委託料３０万円の減額、節１５工事請負費８０万円の減額、節１７公有財産購入費１７４万円の減額、節２２補償費補填及び賠償金９６４万円の減額です。

５０ページをお願いします。項３河川費、目１河川総務費、節１１需用費は、河川護岸の修繕費７０万円の増額です。

５１ページをお願いします。項４港湾費、目１港湾管理費は、財源区分の変更です。

５２ページをお願いします。項５住宅費、目１住宅管理費は、人件費と不足する需用費４０万円の増額です。

５３ページをお願いします。款８消防費、項１消防費、目３消防施設費、節１１需用費は、３分団の１班及び３班消防倉庫及び周辺整備費として１００万円の増額。目４災害対策費、節３職員手当等は、大雨等待機時等の時間外手当３３万円の増額。節１５工事請負費は、坂瀬川地区避難路整備工事分５８０万円の増額。節１８備品購入費は、自主防災会備品購入の精算により９０万円の減額です。

５４ページをお願いします。款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節３、４は、人件費。節９旅費は、学校指導員費用弁償９万２,０００円の増額。節１９負担金補助及び交付金は、精算により２１万円の減額です。

５５ページをお願いします。項２小学校費、目１学校管理費、節４は、人件費。節１１需用費は、修繕料３９万６,０００円の増額です。

５６ページをお願いします。項３中学校費、目１学校管理費、節４共済費は、特別支援教育支援員分１０万９,０００円の増額。目２教育振興費、節２０扶助費６万６,０００円の増額です。

５７ページをお願いします。項４社会教育費、目１社会教育総務費、節３、４は、人件費ですが、節３職員手当等に時間外手当６０万円の増額が含まれております。目２公民館費、節１８備品購入費は、坂瀬川公民館の電気湯沸器購入で２４万９,０００円の増額です。

５８ページをお願いします。項５保健体育費、目２学校給食費、節３、４は、人件費。節７賃金６２万４,０００円の増額。節１１需用費は、真空冷却器等の修繕料５０万３,０００円の増額です。

５９ページをお願いします。款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目１農業用施設災害復旧費、節１５工事請負費は、５ヶ所分の復旧工事費分１,０００万円の増額です。

６０ページをお願いします。項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費、節９旅費２２万９,０００円の増額。節１１需用費１０万円の増額。節１５工事請負費は、河川３ヶ所、道路４ヶ所分の復旧費で２,９００万円の増額です。

以上で、平成２９年度苓北町一般会計補正予算（第５号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。あられる方は、ページ数を言って、そして質疑を願います。高戸君。

○３番（高戸幸雄君） ２ヶ所だけお尋ねをいたしたいと思います。

１ヶ所は、ページで２４ページ、諸収入の雑入、過年度収入でございますけれども、保育所関連が、それぞれ国庫負担、県負担金が大幅な増額になっておりますけれども、この理由をお知らせ願いたいと思います。

それから、ページで２９ページ、財産管理の総務費管理ですかね。この中の工事請負費４,４２０万円、これは富岡港の船客待合所ということでございますけれども、私たちが当初都市再生の事業計画ということで、平成２８年度から３２年度の内訳といいいますか、計画書をもっております。その中で、平成２９年度は３００万、これは設計委託の項目で上がっていたわけでございますけれども、この工事費そのものは平成３０年度に本来ならば行うという事業計画でございましたけれども、今回補正で上がったわけでございますけれども、その理由を知りたいわけですね。もしかしたら、今年度予定されて

いた二の丸とか、大手門とか、吉利支丹供養碑の舗装等々の事業の組み替えかなと思います。あるいは、ただ純然たる長崎・崎津あたりの世界遺産に対するその前倒しの事業のものか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 24ページの民生費国庫負担金過年度収入と、それから同じく県の負担金の金額なんですけれども、これにつきましては、昨年からです、保育士の処遇改善分が増えまして、それは4月の実績報告で報告したあとにですね、今回、精算ということで、大変大きな金額になりましたけれども、その分が入ってきております。

以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 29ページの財産管理費、工事請負費でございます。これは、今、高戸議員がおっしゃいましたように、富岡港船客待合所の改修工事でございます。本来は、平成30年度に工事請負費ということで振興計画には計上いたしておりましたが、来年7月の長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録を見据えまして、この事業を前倒しで提案をさせていただくものでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） そうしますと、ほかの事業の組み替えとか、そういったことじゃなくて、ただ単なる事業の前倒しということで理解をしたらいいんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 都市再生整備計画につきましては、5ヶ年の中です、その事業の移動というのは可能ということでございましたので、前倒しで実施をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 必要なですね、事業については前倒しも結構だし、29年度の、私、一般質問を行いましたけども、取り止めとか、そういったこともやっておられるようでございますので、今後ともそういった方針です、この都市再生については進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） まず、13ページの物産館施設使用料で59万5,000円の減額となっておりますけども、前回もちょっとお尋ねしましたけども、あそこの飲食店の入店の関連でここは減額になっているのか、一応何年度まで、この前のご答弁の中では半額は2年間というふうな答弁をいただいたような気がするんですけども、再度その

辺のお尋ねをいたします。

それと、45ページの林道費の中で、地滑り災害箇所安全装置の委託料が140万上がっておりますけれども、現在、都呂々地区だとは思いますが、現在の地滑りの状況はどういう状況なのかをお尋ねをいたします。

それと、49ページの目の3の住宅移転補償費が964万減額となっておりますけれども、これはどこの箇所なのか、それとその減額になった理由をお尋ねをいたします。

もう1点、53ページ、災害対策費の中の、これ先ほど工事請負費と解体工事費が坂瀬川避難路ということで説明ありましたが、この場所を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） ページ13ページです。物産館の施設使用料の減額についてでございますけれども、昨年入られました飲食店につきましては、28年度は全額減免、29年度、30年度は半額減免ということでなっております。今回、計上しておりますのは、隣の法人組織でございますが、そちらのほうの使用料の半額減免をしております。これにつきましては、28年の2月に使用料の半額減免についてということで嘆願書が出まして、町長等と面談を行って、協議を行っていただいております。その中で、28年度、29年度については、それでは半額減免しましょうということで一応のお答えが出ております。しかしながら、29年度につきましては、経営状況等を見ながら、再度協議をするということにしておりましたので、その分について、29年度も半額減免をお願いしたいということでお願いに来られ、協議を行った結果、半額減免と決定をしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 次は、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ページ45ページでございます。地滑り災害箇所安全装置設置業務委託料でございます。現在、林道の地滑りに関しては、新たな広がりというのはいませんが、不安定な土砂は、以前崩壊して、そこに存在しておりますので、少しずつの崩落ですね、それは続いている状況でございます。新たな広がりはいません。

それと、この安全装置ですが、ワイヤーセンサーをですね、2ヶ所ほど設置いたしまして、地域住民の防災上の対応ということでですね、地域住民の早期の避難の周知に役立てようというもので、単県補助金を活用いたしまして、今回設置する装置の委託料でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 49ページでございます。49ページの道路新設改良費の中の補償補填及び賠償金というようなことで、今回964万円の減額をさせていただいている件でございますが、これにつきましては、都呂々の田ノ平線の道路改良に伴いますところの住宅の移転、解体等に伴いますところの補償費の減額ということでございます。既に所有者の方との協議が、契約がですね、完了いたしておりますので、その実績額に合わせまして今回減額とさせていただきます。本来、当初予算におきましてはですね、2,380万円というような高額といえますか、つかみという形の中で予算計上させていただいております、実績という中で、今回、このように減額になった次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 53ページ、災害対策費の工事請負費でございます。場所につきましては、新しい坂瀬川公民館ですけれども、町道向路線から坂瀬川公民館に下りるための避難路の整備でございます。これにつきましては、当初870万で、1方向ということで計上しておりましたけれども、地元の地区の区長さん方との協議によりまして、正面玄関側と、それから運動場側、2方向に進入路を設けてくれというようなことでございましたので、それに伴う増額でございます。

なお、その際、現在あります旧校長住宅についてご意見をお伺いしましたところ、この校長住宅につきましては、老朽化も著しいというようなことと、駐車場もほしいというようなことでご意見をいただきましたので、新たに解体工事ということで150万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今の坂瀬川の避難路といえますか、公民館の道路の件ですけれども、その辺の具体的な設計図といえますか、どちらからどういうふうの下りるといふ、その構想図がもしできあがれば、お示しをよろしくお願いしたいと思うんです。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 設計図書自体はできあがっておりますので、後ほどお配りをしたいと思います。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 56ページで中学校費ですが、先ほど山下総務常任委員長からの報告がありましたように、各学校からですね、これは56ページ、55ページもですが、小学校、中学校に、特に小学校からいろんな要望が出されているというふうなお話

がされました。このときは、当然、教育課長も同席されておられたわけですが、その分についての対応は、手当は早急にといいいますか、補正ででも対応するという考えはないのか、それとも30年度の新年度予算で全てやるというふうな考えなのか、そこら辺の基本的な考え方を教えてください。

それから、53ページで、今、公民館への通路という話でした。これは、入込客、校長住宅も解体するということですが、駐車場がないということですが、駐車場はグラウンドを使えばできることであって、地元の皆さんの意見も、区長さんたちの意見も尊重してるんだという話ですが、町とすれば少しでも入込人口を増やしていきたい、そのために住宅をあげたいというのが町の基本的な考え方じゃないんですかね。老朽化している住宅を取り壊すということですが、その校長住宅は築何年なのか、教えてください。

それから、49ページで、当初説明の中では、交付金が減額になったのという話でしたが、これは、まず交付金の減額ありで事業が減少したのか、それとも実績に基づいて交付金の減額があったのか。当初の説明の中では、交付金が減額になったのに伴っていろいろなものを減額にしたという説明だったというふうに思いますので、そこに確認させてください。

それから、46ページで、工事費請負費が500万計上してあります。これは、将来的な話になるのかもしれませんが、現在、橋台ができあがって、早い時期に東目線との接続がなされるだろうというふうに思います。これは、一般質問の中でマグロ道路は、臨海道路の総括を求めましたが、別に総括はされませんでした。どういう規模の交差点を考えておられるのか、もう当然その図面はできているやと思います。当初は、マグロがどうなるのかわかりませんが、当初の話では、マグロ運搬船などの、いうならば大型車両も通れるようなという話があったと思います。その点について、その交差点の平面図があれば、お見せください。

それから、44ページの堆肥センターで修繕料が80万円見込まれていますが、その中身はどういったものなんでしょうか。

それから、29ページで、富岡港の工事請負費が4,400万円あまり組んであります。これは、昨日の一般質問の、野崎議員の質問の中で西川内漁港の話が出ました。そのときに町とすれば、具体的な計画があれば、関係機関に相談を持ちかけてもいいというふうな考えだったというふうに、お答えだったというふうに理解しておりますが、この場合に、その具体的なですね、平面図は1回見せてもろたですよ。なんかいけすをつくるとか、なんかそういうものがありました。あったと思います。それで、それだけでいいのか。例えば、その運営を誰がして、それに伴う収支、また赤字をつくって、その赤字分は町が補填しますよというような形もあるのではないかと危惧します。そこら辺のところの計画は、町は求められたのかどうか。

それから、10ページで、固定資産税が3,100万円増額になっています。これは増額になればいいということでもあります。やはり貴重な町税、自主財源の見通しが甘かったのではないかと。3,000万と言え、かなり大きな額になります。そこら辺の経過を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 順次、答弁ください。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 55ページ、56ページでございますが、55ページの事業費に学校から要望があがったですね、修繕について、今回、富小と坂小を計上しております。そのほかの分については、新年度予算で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 44ページの堆肥センターの修繕費でございます。これは、台風によりまして堆肥の一時保管する屋根が損傷しましたので、その修繕。それと、事務所に消防の警報装置がございますが、その修繕。そして、重機でありますローラーですね、運搬機、その修繕を予定しております。

続きまして、46ページの工事請負でございますが、これは大雨、台風等で新たに被災しました旧ですね、旧志岐漁港の防波堤、石積みがございますが、その復旧、これは地元からの要望もあがってございましたが、その復旧。そして、大型土嚢が大雨で流失した、そういったものの補修。それと、単価歩掛かりがちょっと増額になりまして、そこに補填をすると、そういったもろもろの増額で500万円を今回増額するものでございます。

2のご質問の上部工で大型車両が、運搬の規模でございますが、当初計画どおり大型バスで計算いたしました隅切りですね、その辺でその設計を来年度、上部工を施工して実施するようにいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 49ページでございます。道路新設改良費の部分でございますが、これにつきましては、安全安心交付金に基づきまして国庫の補助をいただいて、道路改良、それから道路の法面等のストック調査というような事業に本交付金を利用することになっているわけでございますが、先ほど申し上げました補償補填の部分については、もう既に確定といいますか、契約がなされておりましたので、この部分についてはもう精算見込みというようなことでの減額でございます。しかしながら、全体といたしましては、先ほど申し上げました安全安心交付金ですね、内示額等が減額されたことに伴いまして、調査費、それから調査の委託料、工事費等々を減額した次第

でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、53ページの災害対策費です。旧坂瀬川中学校校長住宅につきましては、58年の建築ですので、築34年経過をいたしております。

それから、29ページ、富岡船客待合所についてですが、これにつきましては、本年に入りましてから4回、それぞれお集まりいただきまして検討委員会を開催をしてきたところでございます。その中で、運営につきましては、観光協会、観光汽船、それから苓北・長崎交流倶楽部、これがですね、主体となって管理運営を行っていくということで計画をですね、していただいているところでございます。なお、町としましては、施設をお貸しするというような形で使用料をいただくということになるかと思えます。なお、最終的にはもう一度ですね、会議を開くことにしておりまして、その中で最終的な協議を行うことにいたしております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 10ページの固定資産税についてでございます。固定資産税につきましては、町の主な割合として償却資産が中心となっておりますけど、これにつきましては、発電所分については、総務大臣からの配分となっております。これは、本年度分につきましては、29年3月24日付けで総務大臣から県のほうへ通知がありまして、その後、県から町に3月28日付けできております。

内容につきましては、発電設備や送電設備、変電、配電設備等に分けて課税標準額が示されるわけですが、この中で苓北発電所1号分につきましては、ほぼ償却資産といたしますのは年々減価をしていくことで減ってきているんですけど、28年度から29年度におきましては、この1号機分が逆に大きく増えておりました。たぶん設備投資といいますか、何かそういう工事をされて、その分の額が増えてきたかと思えますけども、それが主な理由でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先ほど質問したときには、事業計画の中に収支見込みですね、そういったものを求めるべきではないかと、昨日の西川内漁港の整備にあたってはそういう話も出たのではないかというふうに思います。先ほどそういうことで収支計画はどのように考えておられるのかと。当然、町がいくらか負担する部分があれば、そういうものも検証しながら、この事業は進めるべきではないかというふうに思いますので、あと1回、そこら辺を教えてください。

それから、堆肥センターについては、重機の修繕もということでしたが、全体的にですね、やっぱり老朽化している部分があるのではないかというふうに思います。今後の貴重な、なんていいますか、資源循環型、町の施策の大きなシンボルタワー、シンボル像ですので、十分新年度ででもですね、十分検討されて、休まんばつまらんと、機械が動かなくなったということがないような配慮をすべきだと思います。

それから、この46ページでは、30年度からはもう工事にかかるようなお話でしたけども、大型バス、今は貨物車もトレーラーが多いですね。やっぱりこれは当然、市場調査あたりも十分されて、大型バスでいいのか、コンサルさんともですね、話をされて、大型バスの場合は、半径、旋回距離が12mぐらいなのか、トレーラーの場合は20mぐらいになれば、当然、その橋の平面図も変わってこようかというふうに思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 29ページ、船客待合所の件でございます。収支計画につきましてですけども、この件につきましては、先ほど言いましたように、一応、観光協会、観光汽船さん、交流クラブが中心となって運営管理を行っていくというようなことでございます。町といたしましては、この販売にかかる施設の使用料をですね、いただくような形になりますので、その使用料がいくらになるのかということを提示した中で、この管理主体の収支計画をですね、資料としてこちらのほうに提出していただくようにですね、あと1回会議を予定しておりますので、その中でお願いをしてみたいと思います。

○議長（山本政人君） それから、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 大型バスではなくて、大型トレーラーを検討する必要があるのではないかということでございます。この道路が全幅5mの道路で計画をいたしております。それで、どうしても隅切りに関しては、大型のバスで設計を当初からいたしている次第でございますが、トレーラーの、要するに利用がこれからどうなっていくかということがまだちょっとはつきりつかめてない状態でございます。その道路の利用に関してですね。ですので、補助事業を活用するにあたり、どうしてもこの道路全体の道路幅員から設計すると補助の事業が過大設計ではないかということも勘案いたしまして、現在のところ大型バスで通行するような設計をいたしている次第でございます。

○議長（山本政人君） よかったかな、もうそれで。あとは、どこ。

○農林水産課長（野田尚之君） もう1点。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） すみません、堆肥センターに関してですけども、全体

的に老朽化があるんじゃないかということで、その点につきましては、今後確認をいたしまして、新年度予算に必要な予算を計上するようにいたしたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、坂瀬川公民館の避難路の件ですが、築30年ですか、35年ですか、34年は、もう一般的にも「父ちゃん、建て替えんばつまらん」というごたる家なのか、それとも辛抱すれば、まだあと20年か30年は使えるぞというような感じでおられるのか。これはあとで農水のほうにもお話をしたいと思いますが、これは貴重な税金でつくってあるわけですね。それを取り壊す。取り壊すのも税金で取り壊す。なぜ、取り壊すかという、駐車場がないからと。あの運動場をですよ、工夫させればどがんですか。工夫して、少しでも税金の有効活用を図る、そういう努力をすべきでしょう。それで、もし地元の方との意見が合わないときには、地元の皆さん、区長さんあたりとも十分話をされて、それでこれ税金で使っていくんですよ。ですから、駐車場はこっちにつくりますけんが、この家は残させてください。ここには町が進めている人口を増やすための努力を一生懸命しておりますと。ここは空き家として、町外の方に提供したいと思うんですよ。そういう関連した施策を進めるべきだというふうに思います。

それから、46ページ、志岐、マグロ道路の件ですが、これはやはり今の現状にあったような形でですね、していかなと、道はつくったけども、もしマグロがですよ、復活した場合に、道ができた。ところが、今後はマグロを運ぶのにトレーラーを使うようになった。しかし、あん道は通られんとですよっていいのかどうかという気がします。それで、そこら辺はやっぱり申請の段階で十分コンサルさんあたりとも、あるいは役場の企業誘致係とも十分打ち合わせをされてですね、それが昨日、私が提案した情報を職員みんなが持つべきだというのはそういうことなんですよ。どっかで1ヶ所で持つとるけんが、偏った形で事業が進められる。偏った形で私たちの税金が使われるということがあろうかと思いますので、あと1回十分東目線との接続のときはですね、十分検討してほしいと思います。あそこは、工事の在り方もですね、やっぱり行政の監視が不十分だと思います。というのは、仮設でよかったですかね。排水のパイプが直径1mぐらいのが2本ぐらい設置してありましたね。そして、それが大雨がくる前に傾いたっじゃなかったですか。それで、これはもう早かうちに取り替えかなんかせなんいかんとじゃなかですかと提案しましたけども、それもそのまま放置されとると。それで、正式には出てきていないというふうに思いますが、あれがつまったから、傾いたから、今まで水がこなかったところにまできて、藁が濡れたというふうな方もおられます。これは、私は誰かさんのように名前は言いませんが、そういう状況もあります。

以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） ５３ページ、坂瀬川の校長住宅の件ですが、これにつきましては、築は３４年ということでありまして、雨漏り等がありましてですね、老朽化が著しいということです。それから、駐車場の件につきましては、通常はですね、グラウンドのほうは、坂瀬川の場合は、町民体育祭であるとか、グラウンドゴルフ等もされておりまして、運動場はできるだけつぶしていただかないようにという地元からのご意見もございました。そういった中で、今回、前に通路と、それから駐車場を用意していただきたいということでございましたので、それで今回提案をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 上部工の幅員の件でございますが、今後ですね、議会の現地視察でもご指摘のあったとおり、今、仮設で今つくっております東目線ですね、あれの拡幅を仮設で行っておりますが、その辺の正式な拡幅もですね、含めたところで、その隅切り、そういった計画を関係課とよく協議の上、進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○１番（松本良人君） ９ページ、補正財源の内訳がございましたけれども、トータルを教えてくださいませんか。各国県、地方、その他、トータル、今までのですね、当初予算を含めた。

それから、１０ページの固定資産税が増えとつとですが、増額の理由を教えてください。言わんやったかな、これ。

それから、２８、２９ページ、先ほどかなりの意見が出ましたけれども、一般財源の額を教えてください。

それから、振興計画策定委託料は、今度が初めての分ですかね。すみません、私、ちょっとチェックするのが忘れて、そこら辺ですね、今後の進行状況を教えてください。２９ページですね、そのままです。

３０ページ、地方バスの運行補助の合計を教えてください。

それから、庁舎管理費、１２の庁舎管理ですね、需用費、これは、私、先に保健センターの調理場の給水栓についてですね、お願いをしました。この件については、この保健センターについては、災害時の避難箇所にもなっておりまして、ところが、給水栓については、逆な立場になつとると。上で止めるようになっておりますから、なんかの関係で天井あたりが落ちたときに、給水栓にあたって水道が出っぱなしになりますよ、早急にお願いしますということで、お願いしましたですけども、この分もこれに入っているのかどうかをお尋ねをします。

それから、31ページですね、電算申告導入委託50万、これはどういうものか。それから、全体的にですね、電算の委託料がここにずっと増えております。減ってるのはあまりない。当初予算より増額な傾向にありますが、その理由は何かということを併せてですね、お尋ねします。

それから、環境衛生費の、すみません、ページが41ページです。3のですね、環境衛生費の委託料で測量委託費が20万出ておりますけれども、そこら辺を教えていただきたいと思います。

それから、55ページですね、その辺から中学校まで、56ページまでですね、先ほどの分については、総務委員会のほうで要求した分については、今度できない分については新年度で対応しますよということでございました。私も、一般質問で質問しましたがけれども、私の場合は、小学校はできんということでございましたが、総務委員会からの指摘でございましたので、空調設備については、来年度に新たに計画をなさるのかどうか。

それから、57ページ、公民館費の18ですね、備品購入費で24万9,000円。実は、アンプの修繕、なんですかね、室内のアンプの関係で修繕が済んどりますけれども、役場でかなり何回か、企画とかですね、いろいろ使用なされた折に、無線のマイクが、ハンディマイクが調子が悪い、それもこの中に入ってるのかどうかね。せっかくつけていただいたのが、半分ぐらいしか活用ができない。もうちいっとも入らんもんですから、全然活用ができんと。それにこの分も入っておるのかどうか。

それから、59ページ、農業用施設災害復旧が1,000万組んでありますけれども、何箇所ぐらいかですね。これ、箇所数を教えてください。

それから、同じく、次の60ページの公共土木においても1つお願いをいたします。

以上でございます。できればですね、ページごとに多かもんじゃけん、私もあれしませんので、上から順々に教えていただければなど。

○議長（山本政人君） 審議の途中でありますが、答弁も大分時間がかかりそうにあります。

したがって、ここで昼食のために1時30分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時24分

再開 午後1時30分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

審議の前に、皆さん方におつなぎをいたしておきます。松野議員から早退届が出ておりまして、これより欠席でありますので、報告をいたしておきます。

それでは、午前中の部に引き続き審議に入りますが、松本君から質疑が出ておりました件につきまして、それぞれご答弁をいただきたいと思います。まず、企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 9ページのその他財源の内訳ということでお尋ねがございました。只今からこの内訳について説明をさせていただきます。

まず、11ページの保育所入所児童保護者負担金の11ページです。9ページの内訳の説明をさせていただきます。

○1番（松本良人君） いや、内訳じゃなくて、この合計でよかったですよ。補正額の財源の合計。前年度と補正した額との年間の合計をお尋ねしたところでございます。9ページの。

○議長（山本政人君） わからんとですか。

○企画政策課長（荒木広之君） その他財源の内訳ということで説明を。

○1番（松本良人君） 補正財源のうちの国県支出、地方債、その他の合計額を教えてください。一般財源から今までした分のですよ。全部の合計、内訳の合計。

○議長（山本政人君） それでは、しとってください。

次、その次に税務住民課長、固定資産税増額の理由、このことについて説明してください。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 先ほど浜口議員からのご質問にもお答えしましたけれども、主なものは償却資産でございまして、発電所関連は総務大臣からの配分があります。区分が、発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備というふうに分かれております。発電設備の中でも、苓北発電所、苓北発電所1号、苓北発電所2号というふうに分かれておりまして、この中で苓北発電所1号だけが増額になっております。そのほか2つは減価をしてきております。送電設備の中では、苓北火力線、苓北一ノ瀬線、送電線式分岐線というのがありまして、これについては、3つとも減価をしてきております。変電設備は、志岐変電所の分でございますが、これは増価をしております。配電設備が熊本配電分で、これも増価をしております。業務設備につきましても、熊本市や天草地区6電線その他とありますけど、これについては3つとも増価をしてきております。

例年、減価償却をしてきてるんで、予算の計上は減ってくる見込みを立てておりますけれども、結果的にこういう形で3月末に予想をしていなかった増額の通知がきたということで、今回補正で増額をした形になりました。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、29ページ、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 28、29ページの財産管理費のうちですね、富岡港船客待合所改修にかかる一般財源につきましては、工事費ベースでは4,700万のうち、

一般財源は626万円です。これに、委員費用弁償、手数料、管理業務、仮設事務所等リース料金を含めた関連する事業費全体では4,999万1,000円のうち、一般財源は925万1,000円でございます。

次に、ページ30ページ、31ページ、37ページ等にありますシステム委託料の増額補正についてのご質問でございましたけども、これにつきましては、国民年金法改正に伴う届出書の電子媒体化や届出様式の統一化に伴う年金システムの改修、社会保障税番号制度導入に伴う住民票等への旧姓併記対応や個人番号カードの記載事項充実対応として、ローマ字氏名の表記、生年月日の西暦表記など、住民情報システム及び住基ネットシステムの改修など、これらの法改正に伴う改修や国のシステムへの連携にかかるものの増額でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長、よかですか。できました。準備。よかと。

○企画政策課長（荒木広之君） 違う解釈をしておりましたので、今、しております。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。

次に。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議長、いいですか。

○議長（山本政人君） 室長、どうぞ。

○健康増進室長（坂元俊司君） 30ページの庁舎管理費の中に保健センターの水道の修繕費が入っているかどうかということでございましたけれども、これには含まれておりません。修繕につきましては、30年度予算で対応するように計画をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） よかですか。まだ。

○企画政策課長（荒木広之君） すみません、9ページ以外の部分でお尋ねがあった分について説明をさせていただきます。

まず、29ページからですね、振興計画作成委託料の件ですけども、現在、第6次基本構想として、平成21年から30年度分の基本構想をつくっております。31年から、また10年間の基本構想を来年度計画をしておりますが、今年度ですね、住民のアンケート調査を行いたいということで、早めに取り組みたいということで225万円、基本計画策定委託料を補正をさせていただいたところでございます。

もう1つ、30ページの地方バス運行補助金ですけども、総額は1,534万7,000円でございます。

○議長（山本政人君） 9ページは、まだたいな。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。

○議長（山本政人君） 次に、それでは、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 41ページの測量委託料ですけども、これは町内にお

きまして里道に品物がいっぱい置いてあって通行ができないという相談を受けまして、その所有者の方に撤去をお願いに行ったわけでございますけども、所有者の方の言い分として、その里道の一部は自分の土地であるという主張でございますので、それについて、解決のために、立ち会いの下、境界測量をして、その後の処理にあたりたいということ計上させていただいております。

なお、この件につきましては、一応警察のほうあたりにも相談に行ったわけでございますけども、警察署としましては自分の土地に置いてあるものについては、人から見たらごみのようなものでも、本人が自分の財産ということであればですね、法的には対応できないということでございます。もしその道路上にはみ出しているものがあれば、それについては指導ができるので、ということございましたので、確実にその境界のほうの確定をさせたいということで、今回、境界測量の経費を計上させていただいております。

○議長（山本政人君） それから、税務住民課長、電子申告委託料内容について、いいですか。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 31ページの電子申告導入委託料ですけど、現在、町の申告の場合に、申告支援システムというもので所得税がかかる方については、確定申告書を作成して、紙で印刷をしまして、それを税務署のほうに提出をしている状況でありますけども、これを国の国税電子申告納税システム適用の電子申告データに変換して、そのまま、そのままといいますか、町のほうからL G W A N回線を使いまして送信をするような形にするための費用でございます。

○議長（山本政人君） 次に、教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 55、56ページですけども、先ほど浜口議員からのご質問で、私が修繕費につきましてですね、総務常任委員会の視察の折の学校の要望及びですね、12月7日に学校予算ヒアリングを行いまして、各校長先生からですね、要望がありまして、それに優先順位をつけて、修繕については30年度にその要望を吟味しまして計上させていただくということを答えたつもりでございまして、総務常任委員会でも空調設備のですね、要望が各学校からあがっているということにつきましては、空調設備に関しましては昨日の答弁のとおりでございます。

それと、57ページでございますけども、備品購入は、これは坂瀬川公民館の湯沸かし器の購入でございまして、恐らく都呂々公民館のアンプのことをお尋ねだと思うんですけども、それは既に購入済みでございまして、マイクの不具合につきましては、その会議のあとにですね、確認しましたところ、電池切れということが判明しまして、電池を換えたらなおったということでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君、59、60ページは、これ必要ですか。これ、よかったですね。開札、工事開札を、これ。

○1番（松本良人君） はい、私が勘違いして。

○議長（山本政人君） はい。じゃあ、いいですね。

○1番（松本良人君） はい。

○議長（山本政人君） 企画政策課長、まだ、まだな。

松本君。

○1番（松本良人君） それでは、すみません、私、10ページでございますけれども。

○議長（山本政人君） 10ページ。

○1番（松本良人君） はい。償却資産関係ですけれども、私が、なんていうな、聞き方が間違ごうとりまして、実は、3,150万は増えるような形は、浜口さんのおっしゃったとおりだったんですけれども、今、解家あたりがあつとります。そして、その分についてその土地が更地になった場合、そういった場合にも増額になつとじゃなかろうかなと。住宅減税が差し引かれますのでね。そこら辺の兼ね合いがどうなつとるんだらうかなと。家ば解いて、税金がかからんごてなると。ところが、解いたあとの土地あたりは、今、住宅が建っておるよりも課税はたぶん高くなるんじゃないかなとしたいと思いますので、そこら辺の兼ね合いをお尋ねしたかったのですが、ちょっとすみません、箇所数が多かったものでですね、すみませんでした。そこら辺、もう1回、よかですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○1番（松本良人君） それから。

○議長（山本政人君） まだあつとですか。

○1番（松本良人君） ずっとよか、一遍に。

○議長（山本政人君） はい。どうぞ、いいですよ。

○1番（松本良人君） よかですかね。

○議長（山本政人君） 3回まで。

○1番（松本良人君） 振興計画の策定委託料でございますけれども、やはり委託料、委託料ってかなり委託料がかさんできます。全て仕事となれば、委託料がかさんでくるわけですが、積み上げたらこの委託料というのは相当な額にならせんかなと思うとですね。そういうことを、私からこの業務委託料とか、電算の管理の委託料なんかというのは、ボチボチ、チビチビチビチビ出てきますので、どがんなつとやろかなつて。今から委託料つぶれつとじゃなかろうかなと思うですね。ただアンケートを取るぐらいに業者に225万も出してですたい、アンケート、それをさせなければいかんのかなと、私、思いますので、もう1回ここら辺は検討する余地があつとじゃなかですかね。

つぶるっですよ。こっだけ委託料、委託料にかかってしまえば。ということで、もう 1 回。

この電子申告の委託料の導入ですけれども、これ新規で出てきて、国策で国の改革でですかね。はい、わかりました。結構です。

それから、41 ページの環境維持の測量委託でございましたけれども、あまり説明が上手すぎて、私にはっきりした簡単な捉え方ができんやっただすけれども、その土地が誰かに貸しとったとが判明したから、その土地を測るちゅうことだったですか。もう 1 回、わかりやすく、くどくどはいりませんので、簡単にひとつ。すみません、半分の耳、聞こえんもんですから、すみません。

それから、学校管理関係の修繕料とかなんかの件で 30 年度にうんぬんということでございましたけれども、大事なことですよ。考えとってください。これは全体的なことです。もし私がここをですよ、質問しなかった、あるいは、昨日、空調設備についての説明をしなかったならば、当然、ある方が学校についての説明をされたですけれども、せめて総務委員のほうから要望があったとき、ああ、残りは来年しますよとなれば、当然、それがまともに受け取られまして、議会でこう言うたやっかということになっとじゃなかろうかと思うとですね。そこら辺は十分に注意していただきたい、そう思います。これは全体的なことです。教育委員会ばかりじゃなくて。

それから、57 ページ、アンプの電池漏れですけれども、本当に電池がなくなって使えんということですかね。そうですかね。私たちが、あそこが建ってからすぐ使用したときに、電池はずしておとって、必ず入れてくださいというような指示でおって、必ず入れてつこうたばってんか、あまり電波がとばんやっただすよ。それは、本当にそうか、そうでないか、もう 1 回、再確認して、やっぱり厳しい現場の指導をしてもらわにゃいかん。それは、私たちがこんな議会で言うだけじゃなくて、常にそこら辺はですね、都呂々の支所、公民館、そこには担当者が二人おるわけですからですね、そんなときに事件が発生したならば、即座に管理者に連絡する義務があつとじゃなかろうかと思うとですよ。これはどこの公民館とか、出先も一緒だと思いますけれども。そこら辺、町長さん、十分に今後の育成というか、そこら辺の連絡もなんか徹底するような指導をひとつよろしくをお願いします。

それから、すみません、59 ページと 60 ページの件ですけれども、これは残があるかなかなかですね。残ば、すみません、私が聞き間違ごうてました。残工事があるかなかなか。特に 60 ページの河川等災害復旧工事に対しては、まだ申請、採択がされてないところがあるんじゃないかなと思います。そこら辺は工事をしてみんなわからんけんですね。私たちには、杭は抜け取ればもうわからんわけですから、そこら辺をもう 1 回、ひとつご説明をお願いします。

以上です。

○議長（山本政人君） それでは、ページ、された順にいきましょうかね。税務住民課長、10ページ。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今、松本議員のほうから土地についての変化はないのかというご質問でございました。固定資産税につきましては、賦課期日が1月1日になっております。ですので、29年度予算の基礎になったのは、29年の1月1日現在の所有者で、28年中に先ほど言われた移動ですね、建物が建ったり、解家をしたりした場合には、先ほど言われたように、土地の、評価額は別としまして、課税標準が小規模住宅用地の軽減等が入ってきます。その分につきましては、12月末までにあった分については、新年度当初予算のほうに反映をさせておりまして、補正予算で出しますのは、先ほど言いました予算編成に間に合わなかった第2次配分等についての予算ということで、今言われた分については、当初予算編成時にそこまで移動があった分は加味して編成をしております。

○議長（山本政人君） それから、企画政策課長、振興計画委託料の件。

○企画政策課長（荒木広之君） 29ページの振興計画の委託料ですけども、今後10年間の町の将来計画をつくる大変重要な作業だと思っておりますので、そういったノウハウを持ったですね、業者の方にもご協力をいただきながら、一緒にですね、苓北町の特徴を生かしたところで計画をつくりたいと思っております。今回あげておりますのは、先ほど申し上げましたようにアンケート調査業務分ですけども、この中には発送用の封筒の印刷代とか、回収用の郵送料、アンケート調査用紙の印刷代等も含まれております。そういった部分での金額となっております。

○議長（山本政人君） それから、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 先ほどの委託料ですけども、里道に物が置いてあるので、それを撤去してほしいということでお願いに行きましたけども、所有者からはですね、この里道の一部は自分の土地だということの主張がございましたので、それをお願いに行くためにはその境界を確定しないと、もしその本人の言うとおりの敷地に入っている物であれば、町からお願いもできませんので、一応その境界をはっきりさせた上で今後の対応を図りたいということで、今回計上させていただいたものでございます。境界測量の経費を計上させていただいております。

○議長（山本政人君） それから、あとは教育課長かな。

○教育課長（汐崎正喜君） 答弁については、正確を期して答えたいと思いますので、それとですね、都呂々公民館のマイクは、確かにですね、その会議のあとに確かに行って確認しとります。電池切れだったということでしたので、今度はですね、放送機器を貸すときには、館長なりがですね、電池切れがないか確認してですね、貸すように一応

したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 農水課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 農災の工事で、残工事がいないかというご質問でございますが、国の採択事業でできる箇所については、もうその都度、農家が希望されれば、実施しておりますので、採択分につきましては、残工事はないと思います。ただし、小規模でですね、採択にならないところにつきましては、今後ですね、小規模農災等で実施していくようにお勧めしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回、公共災といたしまして申請をいたしました案件が、河川3件、道路4件、計7件ということで、先ほどの説明をいただいておりますけれども、採択の要件というのが、金額で申しまして60万円という金額が設定をされております。そういう中で、今現在、町が把握をしております中にですね、申請漏れといたしますか、採択ができなかった案件というのは、現在、把握はいたしておりません。小規模なやつについて申請できないと判断したものはですね、数件あるというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本さん。もうちょっとかかっとやなかろうかな。

○1番（松本良人君） よかですか。3回になるけども、最後に。

○議長（山本政人君） はい。

○企画政策課長（荒木広之君） 9ページでございます。最終的な現在のその補正後の額の財源内訳ということでよかったっですね。財源内訳、国庫支出金が9億9,297万1,000円。

○1番（松本良人君） 9億。

○企画政策課長（荒木広之君） 9億9,297万1,000円。県支出金1億9,110万円、その他財源4億5,638万8,000円。

○1番（松本良人君） ボチボチ言うてください。4億5,000。

○企画政策課長（荒木広之君） 638万8,000円。その他一般財源が33億6,411万4,000円です。

○1番（松本良人君） 33億。

○企画政策課長（荒木広之君） 33億6,411万4,000円です。

○1番（松本良人君） もう1回、教えてください。

○企画政策課長（荒木広之君） 国庫支出金9億9,297万1,000円、県支出金1億9,110万円。

○1番（松本良人君） 110万。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。

○1番（松本良人君） はい、結構です。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） もう1回、10ページの固定資産税関係でご質問します。今、解家したりなんかがいっぱいありよりますが、おおよその財源が減になるか、プラスになるかわかるとですけれども、今、解家とかなんかしよらすとですね。そこら辺の見通しあたりは、立てておられますか。売るなら売る、売らんなら売らんでよかったです。

すみません、29ページ、振興計画策定委託料の件ですが、この件については業者に委託するから確実に正確ではあるというようなことはしないような気がします。私も、当時、担当しておりましたけれども、担当がしっかりとその目的に沿った調査をしたり、あるいは地域内の様子を見たりしてこそ、町の振興計画の今後の振興についての計画を立つべきと思います。今、全て委託に投げかければいいということで考え方がなっとなりますけれども、結果的に委託業者が100%本当に信用されるのかどうかというのは、私たちは本当に信用していいかというのは考えます。例えば、昨日、都呂々港湾の崩壊の件で石田議員から質問がありました。あれは、ひいて言えば、当時、町の職員じゃなくて、委託された箇所だと承っておりますけれども、本当に委託業者で責任ある業者であれば、ああいった崩壊は防げるんじゃないかならうかと思います。そこら辺、もう1回ですね、委託業者は頼らない行政にしていきたい、私はそう思います。

それから、41ページ、要するに地籍関係の境界線のうんぬんだと思いますけれども、これあたりは、このくらいぐらいな程度は、町の職員がおおよそのところは出していただいてですね、それから話し合いへもっていくというようなことはできないわけでしょうか。例えば、今、土木管理課のほうには、元家屋調査士の方についておられた非常勤の方がおいででございますけれども、そこら辺の方にお問い合わせとか、なんかをもってですね、私は対応できると思います。それから、今、それがございますので、ちょっとした技術があれば、私はできると思います。そこら辺をもう1回ですね、これは先ほどの委託じゃございませんけれども、このお金の無い、お金の無いという世の中にですたい、あまりにも金が乱雑に使われている、そう思います。もう1回、ここは反省をしていただきたい。

それから、河川等の災害関係でございますが、1,900万出ておりますけれども、この件についてもたぶん今もそのまま負担法があるとするならば、調査以外は今まで100%単独費で補われととっとならんかならうかと思っておりますけれども、ある程度数が重なれば、起債対象で100%、おおよそ九十何%返ってくるようなシステムがあろうかと

思いますので、ここら辺大いに利用していただいでですね、なるだけ町の金を使わんような態度を、たぶん農災にもあるんじゃないかならうかと思います。そこら辺を検討していただいで、今後のまちづくりに努めていただきたいと思います。回答いりません。今の件については、回答いりません。

ほかに、もしほかの件で回答があつたらお願いします。

○議長（山本政人君） それでは、まず、税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 解家の見通しはというご質問でございましたけれども、こちらのほうではなかなか予測というのは立てづらいところでありますので、町が把握しているところでは立てておりません。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 振興計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたけども、全国的な動きを知っている、そういった専門業者の知恵を借りながらですね、我々職員も一生懸命、松本議員がおっしゃったように地域のことを把握しながら、苓北町にあった計画を策定していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 境界測量につきましては、相手の方がですね、役所のすることに対する不信感もございますので、第三者を入れて立ち会ったほうが先に進めるという考えで、第三者にお願いすることにしたいということで今回計上させていただいております。

○議長（山本政人君） ほかに質問ありませんか。石田君。

○6番（石田みどり君） 45ページですが、林道費の中ですけども、善亀の地滑り地点ですが、これは調査委託で予算も通りまして、今やられてると思いますけども、トラックとか、今、現地に入ってますので、その現状をちょっと調査状況をお聞きしたいというのと、それから新たにですね、地滑りが起こっておるところがあります。というのは、大きな地滑りが起こってるとこの手前100mぐらいのところにまた地滑りが起こってますけども、それは課長にもお話をしましたけども、その対応をどうされるのか、2点、お尋ねしたいと思います。

それから、49ページでございますけども、三会川の河口ですね、その橋梁の基礎工事をしていただきましたが、その富岡側の基礎工事をしたよりも海側のところに古いところに亀裂が入っておりまして、そこをそのままほっておくと波でもって行かれて、崩れる可能性があるんですね。そこもちょっとどうか対策を取っていただきたいなということ、その3点でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 45ページの地滑りの状況についてお尋ねですけど

も、この件につきましては、野崎議員のご質問で、地滑りの委託の分で現状はご説明はいたしました。今現在、災害査定に向けてですね、その調査資料の分析を進めて、県との災害査定の協議を進めている状況でございます。

地滑りの範囲の広がりちゅうのは無いんですけども、不安定な土砂がのって、それで表面の崩落は続いているというような状況でございます。それで、今回、この45ページにありますように地域住民の防災対策ということで、地滑りの安全、ワイヤーセンサーを張った安全装置をちょっと設置するというところで進めている状況でございます。

それと、あと1ヶ所、新たな地滑りがあると申されましたけども、新たなもう1ヶ所ですね、あそこは現場を確認いたしました。地滑りというよりはですね、山林の溪流の部分に道がつくってございます。その構造物、ブロック積みでございますが、その迫のですね、下が大雨によって流出して、基礎の部分が無くなっている状況でございます。これにつきましては、当日、交通止めの表記をいたしまして、これから災害報告ですね、それをいたしまして、こちらは地滑りではなくて、通常の一般の災害復旧工事で災害申請をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 三会川河口にございます今現在たぶん臨港道路の改修地点だというふうに思っておりますが、こちらの町道側につきましては、土木の管理であるわけでございますけども、今ご指摘の案件の把握ができておりませんので、今後ちょっと確認をさせていただきまして、また対応も農林のほうと一緒にですね、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 善亀線の地滑りの、今、現状というか、どこら辺までいつてるのかという部分、ちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 善亀線につきましては、9月の段階でもご説明をいたしましたように、ボーリングをですね、3ヶ所掘るということで、今3ヶ所目のボーリングを掘削中でございます。一番標高が低い側ですね、こちら側のほうのボーリングを行いました際に、地滑りの起きている深さといいますか、そちらについても一応6mほどと、中段の2ヶ所目でございますけども、そちらについても9mから11mぐらいの範囲の中で滑りが起きているというようなことの確認ができておりまして、3ヶ所目については、この崩落区域からはずれました健全な区域ということでございまして、そちらの今ボーリングを行っている状況でございます。このボーリングを行いましたあとに、傾斜計、水位計等々を設置をいたしましてですね、観測をすることといたしております。

それから、路面につきましては、ひっばりの部分で表面的なずれをですね、観測するようなことの対応も現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○6番（石田みどり君） はい、ありがとうございます。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） 私は、1点だけですね、土木管理課長にお尋ねをいたします。電話でも申し上げましたが、都呂々の区長会からもお願いがあったそうでございますが、都呂々中学校の体育館の裏ですね、歩道ですよ、ここは非常に危険になって、トラロープちゅうですか、あれをずっとつないで危険箇所ということで表示してあるんですが、ずっと見とっとですが、こん予算にはのっとらんようですが、どういう対応をされるのか、それをお聞きいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今、山下議員のほうから都呂々中学校体育館裏にございます歩道の改修の計画はないかということでご質問をいただいておりますが、このことにつきましては、金額でいいますと280万から300万ほどの費用が必要になるというふうに把握をしておるところですが、30年度ですね、安全安心交付金ということで、今現在、要望を県のほうにあげておりますので、その採択を待って、改修をするという考えでございます。

○10番（山下時義君） ぜひお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 19ページですね、農林水産用の補助金ですね、これで青年就農給付金の県の補助金が減額になって150万ですかね。減額になってますけど、これはどういうことでしょうか。新規就農の期限がきたのかなと思います。

そして、その下の農林水産施設等の災害復旧事業補助金が450万ぐらいありますけど、これはどこでしょうか、お尋ねします。

そしてですね、59ページのこの農業用施設災害復旧費の5ヶ所と先ほど言われましたけど、これどこが主になるんでしょうか、教えてください。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず、19ページの青年就農給付金事業補助金でございます。これにつきましては、新規就農者の上半期分の75万の2名の方を予定をしておりました。それで、新規の方が1名はいらっしゃらない、そしてもう1名はこれには国の補助金でございまして、条件がございまして、経営移譲をしなければいけない、親子であっても経営移譲をして、ちゃんと経営の分離をしなければいけないということ

で、その手続きが農家の方が遅れまして、それで今回2名分の交付金ですね、の減額をしたところでございます。

それと、もう1件の19ページ、同じくですけども、農地等災害復旧の補助金でございます。これは、農地が3件、施設が2件でございます。これにつきましてははですね、59ページの箇所がどこかということですけども、これと連動しております。これに対しての国の補助金が19ページの453万1,000円ということでございます。それで、箇所につきましては、農地が3件、富岡の中山農地、そして志岐山の立原農地、都呂々の鬼丸農地、それと農道につきましては、志岐の中山農道、そして平山の神ノ迫水路、この5件でございます。

以上です。

○9番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） ちょっと1点だけ、31ページの電子申告導入委託料、これは税務署に本人が申告するようになってるんじゃないですかね。これ、なんかシステム改修かなんかになるわけですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 今、錦戸議員言われましたように、個人で税務署へ申告をされる方もいらっしゃいます。町のほうで申告の受け付けを行っておりますけれども、それについて電子データに町で受け付けて、作成した分を読み込み変換をして送る分のシステムのことでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○11番（錦戸俊春君） はい。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） そうすると、税務署にもできるし、町にも今度はできるというような形になるわけですかね。町のシステムができあがれば、町にもその電子申告ができますよと。税務署にもできますよというような形になるわけですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 町で申告をされてる方は、これまでと同様の形なんですけれども、町のほうから税務署に送る分が、これまで紙で送っていた分を電子データで送るような形。

○11番（錦戸俊春君） 全てを。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） するという。

○11番（錦戸俊春君） 全てを。確定申告の全てを送る。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） そうです。申告書自体をデータとして送るようにする

システムでございます。町で申告を受け付ける方については、全部でございます。

○11番（錦戸俊春君） 全てを。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） すみません。

○議長（山本政人君） はい。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 全部電子データっていいですか、必要書類の一部はですね、データではない形で送る、ある分もあります。

○議長（山本政人君） なんか質問、疑問があれば、どうぞ。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） そうすると、税務署に直接申告される人はそれでいいんですけども、例えば私も町に申告をさせていただくんですけども、私たちの分もその電子申告で今度は税務署に送られるというような、全ての町に申告された方の分はそのデータとして送られる。いろんな添付書類については、書類でもあるんですけども、ほかの要するに申告の本体の部分については、全て電子で送られるというような形になるんですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） そうでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○11番（錦戸俊春君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかにないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論、あつと。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、どうぞ。では、討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。反対者、松本君。

○1番（松本良人君） 私は、反対の立場でご意見を申し上げます。

実は、この船客待合室の在り方でございますけれども、現状においては最低の使用効果はあると思います。まして、先ほどの高戸議員の質問の中で、あとの分を前倒しをして本年度やるんだということでございます。小中学校の空調設備は、財源がないということで、完成が見通しがつかない。この船客待合室においては、5,000万の費用がかかるということでございますけれども、今、学校現場では先ほど総務委員会の報告の中で、教育現場に夏場は40度を超える部屋があるということでございます。これは、異常ですよ。そのために、この状況を一日でも早く回避せにやいかん、取り止めにやいかんと思います。子どもたちに最高の教育現場を与えるという意味で、いつでもまだま

だ使えるということは、ちょっと不便かもしれませんが、先送りしてでも本当に命にかかる、子どもたちの先行きの教育にかかるという、そういった現場を早急に対応していただいて、今後のまちづくりにしていただきたい。そういうことで、私は、今回のこの補正予算には反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 本予算案の中で、富岡港待合所の改修にあたっては、これの活用策を幅広く検証され、崎津集落の世界遺産の観光に関連させて町の振興につなげてほしい。又、都呂々の林道崩壊に対しては、慎重に慎重を重ねた対応により地域住民の安全を図ってほしい。よって、賛成します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がないと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第62号、平成29年度苓北町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第63号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、議案第63号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第63号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,279万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億2,947万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では保険財政共同安定化事業交付金の増額見込みで、歳出では一般被保険者高額療養費の支出増の見込みによるものでございます。

補正の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き下さい。

まず、歳入ですが、款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金1,485万7,000円の増額補正は、交付金の増額見込みによるものでございます。

次に、7ページをお開きください。款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2出産育児一時金繰入金140万円の減額は、実績見込みによるものでございます。同じく節4事務費繰入金3万8,000円の増額は、課代表パソコンの更新に伴い、古いパソコンから国保関係のシステムを新しいパソコンに移設するための費用でございます。

次に、8ページをお開きください。款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金70万円の減額は、ほかの財源が確保できたための減額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたします。

9ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3万8,000円の増額は、先ほど歳入でご説明いたしました、新しいパソコンへ古いパソコンからシステムを移行するための委託料でございます。

次に、10ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般保険者療養給付費は、財源区分の変更でございます。目3一般保険者療養費32万7,000円の増額は、年度末までの不足見込みによる増額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,453万円は、同じく不足見込みによる増額補正でございます。

次に、12ページをお願いいたします。款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金210万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

以上が、平成29年度12月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 11ページの高額療養費の支出ですが、やはりこれは高齢化に伴って高齢者の医療費が重なっているといいますか、増額されているという状況があるのでしょうか。又、今後の見通しはどうなんでしょうか。

それと、12ページの出産育児一時金がマイナスになっていますが、減額になっていますが、これは、もし単価があればですね、単価がいくらぐらいなのかということと、見込みよりも何人ぐらい子どもさんが生まれなかったというか、だったのか、教えてください。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 一般被保険者の高額療養費につきましては、先の議会でも補正をしていただいたところです。この原因につきましては、今、調査中でございまして、全体的に高額療養費は増えているものというふうに考えております。

それから、その次の出産育児一時金でございしますが、一応当初予算では42万円の10人分を組んでおりましたが、この補正をする段階ではまだ1人も国保関係の出産者が1人もいらっしゃいませんでした。ですから、半分に減額をするということでのご提案です。現在、補正をつくりまして、今までで2人ほど申請がございしますので、そういうことで当初10名組んでおりましたけども、実績を見込んで半分の分に減らしたということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、11ページですが、今は原因調査中ということですけども、おおまかにどういったことが想定されて、それを更に詳細に調査しているんだということなのか、減っとつとは減っとるばってん、なんもわからんけん調査中ということなのか、あと1回、教えてください。

それから、出産育児一時金は、これは勉強不足で申し訳ないんですが、これの育児金が支給される対象の方というのは、いろいろ条件があるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 高額療養費につきましては、申し訳ございませんけども、はっきりしたところはまだつかんでおりませんので、今、調査中でございます。全体的に見ますと、なんですか、すみません、透析関係の方が増えたというのがございます。今年度で1人、2人ですか、増えました。その辺で療養費がかさんでいるというふうに感じております。詳細につきましては、わかり次第、またご説明したいというふうに思います。

それから、出産一時金につきましては、大体42万円を1人あたり支給するというふうなことで、当初は例年の実績等に見まして、10人分を組んでいたところでございすけれども、本年度に入りまして、11月末現在で1人も申請がなかったということで、こういうふうなことで半分に減らさせていただいたということです。

○健康増進室長（坂元俊司君） すみません、42万というのは定額でございまして、お一人生まれたときには42万が。

○町長（田嶋章二君） どぎゃん資格の人に出すのかと。

○健康増進室長（坂元俊司君） それは、国保の対象者の中でお生まれになった方については42万定額でお支払いするということです。国保の被保険者ですね。

○8番（浜口雅英君） いいですか。

○議長（山本政人君） はい。

○8番（浜口雅英君） 透析という具体的な名前が出てきましたけども、これは年間に何百万もかかっただったですよ。まだわかれば、教えてください。

それから、この出産育児は、なんか少子化の中ですね、こん数字ば見れば非常に悲しくなるような数字なんですけども、今ん話では、町長の説明では、国保にかたっている、かたっていない方にはもう当然対象にならないということ、国保会計やけんということになっとなつてますかね。そういうものも含めての、これこの場でお尋ねしていいのかどうかわかりませんが、出産見込み数がいくらぐらい見込み立てられたのか、わかれば、教えてください。わからなければ、結構です。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 透析につきましては、当初1年目、初期費用で500万から1,000万ほどかかると。1回のバイパス手術等を受けられたあと、平均的には1年間でやはり500万程度はずっとかかっていくというふうなことでございます。

出産育児金につきましては、確かに国保の方に対してこれはお出しするわけですが、国保以外の方でのご出産は何名かいらっしゃいますので、一応国保の方の出産育児金ということを算出する根拠としましては、例年を参考にして29年度10名で組んだところですが、今までまだ2名しかなかったということでございます。

○8番（浜口雅英君） 国保以外も関連して、やっぱり年間の出生予定者数あたりは、そるけん、年間出生予定数ぐらいはですね、関連して資料として持ち合わせていただいたほうが少子化に対する施策の振興になつとじやなかかと思えます。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） この11ページの高額療養費でございますけれども、これはある程度多く病院にかかれた方に、個人に還元する分ですかね。これは、やっぱり一番数が多いとは、やはり人工透析の方ですか。そこら辺をですね、私たちもこういった病気が多くて、こういった病気が少ないというのは、できれば把握しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。できたら、あとででもよかですけんですね、教えていただければ、あとででも結構ですので、その資料をですね。それから、大体その病名に応じて大体どのくらいぐらい治療費あたりもかかるのかということもですね、合わせてですね。

それから、もう1件、この高額療養費の申請ですね、これたぶん町のほうには組合のほうからどれだけかかったということできて、個人に通知がいきよると思うのですが、これに対してやっぱり領収証とかなんかは添付せなんいかんような形になっとりますね。そこら辺は必ずせんばんとですかね。もうどっちみちこちらに資料があるので、その資料に基づいてその申請をします。そして、申請者におかれましては、申請書と受け取りの領収書あたりでも同じじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の対応をお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 一応確認の意味で領収書等はお出しいただくような形をとっておりますけれども、例えば病院が遠方でその領収書をなくしたとかですね、再発行をしていただくのにもちょっと遠すぎるというふうな場合にはですね、こちらからその医療機関に問い合わせをしまして確認をしているところでございます。あえて絶対再発行してもらってくださいというふうなことではなく、便宜を一応図る意味ですね、その辺もし無理なときがあれば、医療機関等にこちらから確認をさせていただいて、申請を受け付けているところです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 確実にその領収書をなくされても、とりあえずは最低限はその理由をなくしましたよということであれば、いいということですかね。できればですね、町民の方々、お年寄りさんもいっぱいおいででございましてですね、もう今、認知にかかっとられる方もおいでだと思いますので、そこら辺できれば柔軟な姿勢でやっていただければなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

○健康増進室長（坂元俊司君） すみません、今の件に関連してよろしいですか。

○議長（山本政人君） はい。答弁があつとですか。

○福祉保健課長（山崎敬一君） はい、すみません。高額療養費につきましては、一般の普通の方は限度額認定申請書を出していただければですね、病院のほうで限度額、それ以上は払うことはないということで、高額医療も発生しなくなります。この高額医療については、一般の方8万、金額ちょっと忘れましたけれども、それ以上が発生すると高額医療ということで、その分はですね、高額認定申請書を出していれば、国保連合会から町のほうにその高額分の請求がくるんですけども、個人のほうには支払うような義務はありません。その申請の出しておられない方については、後日、お支払いされたあとにですね、その領収書を持ってきて確認するというような手続きになってくると思います。

以上です。

○1番（松本良人君） はい、ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めますが、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第64号 平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、議案第64号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第64号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,002万9,000円とするものでございます。

補正の主な理由につきましては、介護報酬改定等に伴いますシステム改修委託料の増額によるものでございます。

補正の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3補助金46万円の増額は、システム改修費の補助金でございます。

7ページをお願いいたします。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3事務費繰入金240万9,000円の増額は、歳出におけるシステム改修委託料の増額に伴いまして、事務費繰入金を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金3万7,000円の増額は、過年度分保険料払戻金支払いによるもので、その不足分を繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管

理費は、介護報酬の改定等に対応するためにシステムを改修するもので、286万9,000円の増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。款1総務費、項3介護認定審査費、目2認定調査費は、認定調査を委託すると1件あたり7,500円の費用がかかるために、今回は町の嘱託職員を出張させて、調査させる件数を増やすために予算の組み替えをお願いするものでございます。

11ページをお願いします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度分の保険料払戻金に不足を生じるために、3万7,000円の増額補正をするものでございます。

以上が、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 9ページです。これは、一般管理費の529万がもう半分以上、286万9,000円増額になっていますね。その財源内訳では、一般会計では240万9,000円の介護保険への繰入金は認めたわけですが、思いもよらない事件なんではないでしょうか。そこにですね、5%増えたとか、10%増えたとかというのは理解できないということではありませんけれども、この倍、6割ですか、6割まではありませんがね、5割以上増えていますけれども、これは全然、このなんていうか、新たなシステムが急急に出てきたものなのか、想像がつかなかったのかどうかをちょっと教えてください。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） システムの改修につきましては、新年度のですね、介護保険法の改正に伴いまして、このシステムを改修する必要がありますので、これが出ましたので、年度途中でですね、この委託料、システム改修委託費が出てきたものでございますので、今回、補正をするものでございまして、それに対して国県補助がですね、これはあまりにも私から言いますと小さい46万しかこなかったことについては、とても残念に思いますけれども、システム改修については年度途中できたものでございますので、今回の補正となりました。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この年度途中でシステム改修がきたのだというのは、それは町は希望していないけれども、どっからか誰かがシステムを改修したということなんではないか。だから、当初には見込まずに、年度途中の補正で対応せざるを得なくなったとい

うことなんですか。

○議長（山本政人君） 課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） このシステム改修につきましては、平成30年度に介護の内容が変わるということで、その対応のためにシステムを改修する必要がございますので、これは国のほうからですね、新年度対応できるようにシステム改修をするようにということで指示がきております。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 関連したような質問ですけれども、やはりこの介護保険の制度、なんの制度でも同じですけれども、国が変えるわけですよ。国が変えるから、先ほども課長もちょっと説明の中でちょっと少なすぎるというような話をされましたけれども、私もそう思います。やはり国の制度で変えるならば、国が責任をもってこのシステムの改修費もやはりこの逆の、なんていうんですかね、一般会計から240万、国から46万ですけれども、この逆のような形でですね、やはり交付金がくるような要求と、いうのを、やはりここの苓北町だけでなくですよ、いわゆる県に要求するか、改正してもらうか、そこら辺の話を進めるような、いわゆる交付金の率をちょっと上げてもらうような働きかけというのはできないものでしょうか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私の通常の考えでは、法律改正によって変わったやつは国が100%もつというのが常識であったと思うんですが、これは改修ということが出てるんで、その辺をどう解釈したらいいかわかりません。でも、これは、我々町村会、あるいは市長会等で研究をして、やっぱりまとまった中で、国、県に要望していくという案件になるんじゃないかと思いますので、町村会にこの件については意見を出してみたいと思っております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに質疑ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成29年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第65号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、議案第65号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第65号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ61万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億819万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金44万7,000円の減額は、先ほどご説明いたしました保険基盤安定負担金確定のためでございます。

次に、7ページをお願いいたします。款5諸収入、項5雑入、目1雑入17万円の減額は、長寿・健康増進事業で雇用しております非常勤職員2名の社会保険料及び事業収入の減によるものでございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総額17万円の減額ですが、主なものは、健康運動指導員雇用のため、不要となった講師謝金等の減額等でございます。

次に、9ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳入でもご説明いたしましたとおり保険基盤安定負担金の確定により44万7,000円を減額するものでございます。

以上が、平成29年度12月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第66号 平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、議案第66号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第66号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ422万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億3,375万5,000円とするものです。

内容は、消費税の不足に伴う増額が主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金は、債券運用に伴う利子の増加で2万7,000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。款4繰入金、項2、目1、節1基金繰入金は、消費税歳出増に伴う歳入不足により基金とりくずしが必要になったため、420万円の増額でございます。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、3職員手当は、人件費の増額です。節19負担金補助及び交付金の都呂々ダム共同管理費負担金は、前年度決算に伴う精算により120万円の減額でございます。節27公課費は、消費税の確定申告に伴い、中間納付の金額に不足が生じたため、515万1,000円を増額するものです。通常消費税は、前年度の12月と3月、当該年度の6月に中間納付を行い、9月の確定申告で税額が決定しますが、昨年度は、熊本地震の影響で納付期限が延長され、12月と3月の中間納付の請求がなく、9月の確定申告でその分を含んで納付したため、来年度の中間納付として今度の12月と3月に納付する額に不足が生じたので、増額の補正をお願いしております。

9ページをお願いします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更で

す。

10ページをお願いいたします。款3積立金、項1積立金、目1積立金、節25積立金は、基金利子積立金の増額でございます。

以上で、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 8ページです。消費税がなんか熊本地震の影響でなんか納付時期が遅れたから、この500万円出てきたと、補正しなければならなくなったというふうな説明に聞こえましたが、この納付時期がずれたにしても、売上額が極端に増えたならこういうこともわかりますけども、納付時期がずれて500万増えたということになれば、これはやっぱり当初のその消費税額の予測に見誤りがあったということではないんですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 本来ですと、12月と3月ですから、28年度で既に通常ですと納付をしていた金額でございますけども、その納付をしてなかったので、29年度でその分を含んで納付する必要が生じたということでございます。ですから、29年度の当初予算を策定する段階では、まだその12月、3月ですね、中間納付の納付があるということで想定して、29年度の予算を計上しましたので、当初予算を組む段階では、調べたところですね、税務署あたりの確認したところも3月に中間納付をありますというような情報もあったもんですから、その分について29年度にその分上乗せして計上するということをやっておりますので、その分が今回不足するような形になったわけでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） なんとなくわかりにっかつですが、それならば、28年度に納付すべきものが納付しなかったから、今、補正に出てきたんだということなんですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 通常でありますと、28年度の決算でもう支払いが終わってるべきものだったんですけども、28年度につきましてはその関係で予算の執行残が出て、繰り越しにまわったというようなことでございます。その分をその当初予算は、その28年度に支払うべき分につきまして、追加での算定といいますか、予算額を計上しておりませんでしたので、その分に不足が生じました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この消費税はどこに納むつとですかね。県に納むつとですかね。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 税務署です。

○8番（浜口雅英君） 要は、なんか見損ないということなんですか。見損ないではないんですか。

○議長（山本政人君） 課長。

○水道環境課長（小林和文君） 見損ないということではございません。さっき言いましたように当初予算の策定の段階では、まだその12月、3月の中間納付があるということで、それを想定して29年度予算を計上しておりましたので、そういうことでございます。

○8番（浜口雅英君） 消費税は、もう税率もなんもわかっつとつとやけん、そがん500万もいくらか見損なうちゅう、補正するなんちゅうのはおかしかもん。

○議長（山本政人君） いいですか。

○8番（浜口雅英君） はっきり言わなん、見損のうとつたですよって、そういうことやろが。別に責めんとやけん。

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。本件は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、平成29年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第67号 平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、議案第67号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第67号、平成29年度苓北町宅地造成特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出予算の補正でございます。都呂々浜団地におきます

町が売却をいたしておりました土地が、熊本県が推進しております土砂災害の特別警戒区域として指定をされ、住宅の建設に危惧されました住民の方から買い戻しの要望がございました。それに伴いますところの買い戻しのための費用計上でございます。

歳出予算の補正でございますして、歳入歳出総額につきましては、751万9,000円ということで変更はございません。

めくっていただきまして、4ページをご覧くださいというふうに思います。款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲宅地造成事業費、節17でございますが、売却しておりました土地の買い戻し費用といたしまして、453万6,000円の歳出予算を計上をいたしております。

5ページをご覧くださいと思います。款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金の節28繰出金でございますが、一般会計への繰出金を先ほどの財産購入費の計上に伴いまして、453万6,000円を減額したところでございます。

今回、浜団地内の宅地を購入されておられました住民の方から、本年9月に熊本県に對しまして、このレッドゾーンの指定解除ということについて町に申し入れがございました。町につきましては、これまでも1件の土地の買い戻しをした前例がございましたが、レッドゾーンの解除そのものにつきまして県にご相談をしたところでございますが、一番上手奥側になりますところの教頭住宅、次に既に買い戻しておりました宅地、それと今回申し出がありました3区画の土地、この一連について背後の山の切り取り、これは安定勾配でいいますところの30度以下にする、若しくは背後に崩落土を受け止めるためのコンクリート等による強固な構造物をつくるということの方法しかないというような説明をいただき、町といたしましてこの方策にどれくらいのお金がかかるのかということの検討をさせていただきました。その中で、斜面の切り取り、これにつきましては、民地2筆をご相談を申し上げて買収する必要がございますが、その費用を除いて、工事費で約1,800万円程度、それからコンクリート擁壁と落石防護柵を組み合わせました強固な構造物をつくるとした場合の工事費に約2,400万円ほどかかるということで、どちらが経済的であるかというような判断をいたしまして、今回、売却後ということの中でですね、熊本県が指定をして、町としての非というのはあまりないというふうに理解をしておるわけでございますが、購入者であります住民の方の不利益を守ると、不利益を招かないような対応にしたいというようなことで、今回補正予算といたしまして、この土地の買い戻しの費用を計上させていただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 県のほうのイエローゾーン、レッドゾーンの指定によってこう

いったことができたんじゃないかなと思うわけですが、この件については、ほかの土地にもかなりそういった形でかかるわけですね。今回の分については、特に宅地としては全く売れないわけですので、もう査定額ゼロということになりますかね。そういうことでしょうか。

それと、これに関連しまして、例えば地域の中で、これちょっと住宅の関係とはちょっと離れていきますけれども、固定資産税の評価とかなんかについては、どういったことになりますかね。これは、もしよかったら教えてください。もう関連がしとらんからということであれば、もう結構ですが、そこら辺、町民自体は相当危惧するわけですが、もしよかったらそこら辺、教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、今回、買い戻しをいたしました土地、それに前回、買い戻した土地のですね、2筆が、今現在、町がまだ売却可能だということで把握をしております住宅の筆数でございますけども、ざいのおに8筆、それから都呂々の浜団地のほうがもともと2筆に、今回のを入れまして、浜団地が3筆という形で土地が残る形になったわけでございますが、今現在、その土地の評価をですね、ゼロということには今の段階ではしづらいというふうに考えておりまして、また今後の対応いかんによってこの評価を見直す必要が出てくるんだらうというふうに理解をいたしております。

それから、土地全体で申し上げますと、町内に480ヶ所を超えるようなこの土砂災害の危険区域、レッドゾーンですね、そのほかにもイエローゾーンとして指定されております区画が相当数あるわけでございますが、それについては一応税務住民課のほうで評価等々の見直しを検討されているところというふうにお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） もう1つは、どっちがよかったですか、答弁は。評価は、税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 今ありましたレッドゾーン、イエローゾーンにつきましては、お話のように補正をかけるというようなことで、各市町村、その取り組みをしているところでございます。設定の仕方につきまして、一律に0.7を掛けるとか、あとその筆自体がどれぐらいの割合で区域に指定されているかということによって段階的に補正の率を設定するとか、各市町村で今やっております、県内の状況も見ながら、本町でも今検討しているところでございます。

○1番（松本良人君） よろしいですか。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） やはり、今、税務住民課長が説明していただきましたが、このことが確実に履行するようになるとすれば、町内のやはり自主財源ですね、固定資産税

側もでございますけれども、そこら辺にも相当な影響を及ぼすんじゃないかなと。そういったことになれば、振興計画の見直しとか、そこら辺まで波及するんじゃないかなと思います。そこら辺はどうなっているのか、どうなるのか、もう長期でもう考慮されているのか、おられないのか。

それから、このイエローゾーンにつきましては、私、前から何回かお願いしたと思いますけれども、防災上ですね、その土地が避難所あたりになっているところがございますね。やっぱりそこら辺をまだまだその当時なったときにも指摘をしましたけれども、まだまだそのままなっとして、例えば都呂々公民館あたりは半分ぐらいかつとですね。半分ぐらいかかるけんよかでしょもんなということで、考え方もあろうと思いますけれども、半分かかれば、もうちょっとかかれば、もう全体がやられるというような、逆の発想もやはり考えにやいかんのじゃないかなと。人命を伴うことですからね。たぶん町のほうは半分ぐらいじゃけんよかつですばいというような考え方で、そういった避難所についての対策はそのままじゃないかなと思っておりますけれども、もしよかったですらそこら辺の対応を含めてですね、お尋ねをしたいと思いますが。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 避難所ですね、指定の対応につきましては、今、松本議員のほうからありましたけれども、避難所につきましては、それぞれの災害の種別ごとに避難地を設定しております。その中で、今言われました都呂々公民館の場合は、ある種別の災害があった場合に避難所に指定するという形をとっております。ただ、今回、レッドゾーンの土地の件につきましてはですね、前回、前々回ですか、議会の中でも話がありましたように、改めて見直し等を行っておりまして、今後の防災計画に反映させていくということで、その折にもお答えをしたかと思います。そういう作業を現在いたしております。

○1番（松本良人君） よろしいですか。もう3回ですもんね。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。廣田君。

○2番（廣田幸英君） 参考までに、買い戻しの話は、仕方のないことだと思いますけれども、購入をされておられた方は、そのあとは、私は、町内で土地を探されたのか、それとも町外に行かれたものか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回、町が買い戻す方につきましてはですね、既に自宅自体はお持ちでございまして、子どもさんのために土地を確保したいということで土地を購入されていたというようなことを聞いております。そういう中で、子どもさん自体もまだ余所におられて仕事をされていらっしゃるしやいますんで、今、今、家を建てるというようなことではなくてですね、将来的に家を建てるのに対する規制等々を聞いたとこ

ろ、やっぱり自分の思うとったような計画が立たないというようなことで、今回、買い戻してほしいというような申し出がっておりますので、近々家を建てるということではないというふうに理解をいたしております。

○2番（廣田幸英君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○2番（廣田幸英君） はい。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、県のレッドゾーン指定、イエローゾーン指定については、これ県下で各自治体からちょっとなんちゅうか、もうちょっと地元と相談しなさいよとか、そういうような、言い方悪いわけですが、かつてに決めてしまうんですよね。それで、苓北町の場合も各集会所あたりで地図を広げて、あんたん家はレッドゾーンですもんとかなんとかです。それは、レッドゾーンと言われればですね、夜は眠れませんですね。だけん、やっぱそこら辺のところは、県のやり方ももう少しですね、地元の意見を尊重するというか、危ないところは危ないとは言わないということではないと思いますけども、そこまで言いませんが、もう少し地元との協議をしながら、そういう危険区域を定めていくということにすべきではないかというふうに思います。それで、併せて、そこまでやるならば、危険区域として指定したところには、先ほど山口課長がおっしゃられたその土留工とかなんとかはですね、積極的に県費をもって安全を確保してやる、そういう対応もすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、熊本県がですね、この土砂災害の危険区域の指定に動いた背景というのが、広島におきまして大きな災害が発生をいたしました。あの広島につきましては、もともとの土砂災害の危険な区域だということで、調査をされて、指定の直前にああいう災害が起きたというようなことがございまして、本来ですと、議員がおっしゃられましたように防護柵、擁壁等、強固なものをつくりまして、土地を守るということを本来すべきところではあるんですが、対応すべき箇所があまりにも多すぎてですね、そういう対応ができない中で、いち早く避難をしていただく手段ということの中で、この調査をされた結果をもとに早く避難してくださいということをまずはお伝えをする意味で指定をされたというふうに聞いております。そういう中で、私どもも町が管理をいたしております土地等においてですね、例えばその土質といいですか、例えば背後が岩盤であったり、もっと言いますと崩れやすい土砂だったりというのをひとまとめにした中で、勾配30度というような基準の中で、この急傾斜地ということの指定がなされております。そういうちょっと解釈の仕様によっては不条理だということで、県のほうにも相当申し入れをした経緯がございしますが、国が定めた基準に基

づいて指定をしておりますので、そういう異議を申し立てをされてもですね、見直す考えはないというようなお返事をいただいたところでございます。あくまでも被害が起きそうな土地について、早く避難していただきたいということでの指定だということでございますので、その趣旨については町としても理解をしておるわけでございますが、今後ともご相談等々も、既に町内でも移転等のお話もあっております。レッドゾーンということですね。そういうことでございますので、やはり住民の安全を守るという立場の上では、このレッドゾーン等々の指定については理解をしているところでございますので、皆さまにおかれましてもそういうことをご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで3時25分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後3時10分

再開 午後3時25分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第16 議案第68号 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（山本政人君） 日程第16、議案第68号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第68号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、苓北町老人福祉センター。

2、指定管理者となる団体の住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地。名称、苓北町農業協同組合。代表者、代表理事組合長、濱石和男。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページには、項目評価表を添付しております。

補足説明をさせていただきます。

苓北町老人福祉センターにつきましては、現在の指定が平成30年3月31日までの指定期間となっております。このため、平成30年度から32年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1業者の申請がございました。

応募者の苓北町農業協同組合につきましては、申請内容等について、業者ヒアリング、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

○1番（松本良人君） この裏のほうにですね、項目評価総括表ということが、どの方々にもついているように思われますけれども、これはどなたが評価して、何点以上が合格で、何点以上はだめだというようなことは決めてあるわけですか。それとか、個別な評点がやっぱり、も重要かと思えますけれども、そこら辺の対応はどうかしているのかなと思います。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 失礼しました。この評価評定につきましては、委員5名で評価をしております。委員は、副町長、それから教育長、総務課長、会計課長、担当課長になっております。評価の点数のほうは、すみません、満点の8割以上を合格点というふうになっております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 今のそのなんですかね、審査員というんですかね、その方は行政の方だけですね。今おっしゃった、副町長、5名の方、第三者うんぬんとか町民の方々の代表とかなんかは入っておりませんですね。そこら辺で大丈夫ということだと思いますかね。これ全体的なことです。こらよかですか。わかっつつですか。私、言うのが。町管理が町のここにお座りの方がそんな点数をつけられる方になっとるから。早う言えば、こいちっときつかばってんが、おい、丸ばつけていっちょこうかということも極端に言えばなるわけですね。それでいいのかなということをお尋ねしたい。

○議長（山本政人君） いかがですか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては、指定管理制度の担当課であります総務課のほうからお答えをいたします。

指定管理者の指定につきましては、条例の中で公の施設指定管理候補者選定委員会の設置というのが決められておりまして、町では公の施設指定管理候補者選定委員会設置要綱を定めております。これに基づきまして、先ほど福祉保健課長が申しましたように、委員5人で組織をいたしまして、これの中で選定委員会をして審査を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） たぶんそういった決まりがあって、その決まりに基づいてやっであろうと思うんですけども、その選定の方法自体がですね、行政の担当のこの町の関係の方だけで大丈夫かなということを聞いたつですよ。私、今言うたとは、再質問で1回はずしてください。そういった意味で言うとりませんので。

○議長（山本政人君） 今のことについて、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、法律に基づきまして、条例で定めまして、それに基づきまして選定委員会を設置をしております。十分審議をした中で検討をしたところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 条例に基づいて、その町の職員でもいいというようなことで書いてあれば仕方ないと思いますけれども、その選定をした方々が行政のこのメンバーの方だけですので、それでいいのですかと。例えば、公平に見らるっとですかと。普通は第三者を入れるなり、うんぬんというのが、いろいろな件で言われとりますけれども、そこら辺は大丈夫ですかといったことでございますので、もう1回、この件について。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、総務課長がお答えをいたしましたが、やはり町の施設でございまして、町の各課長、責任者がそれをもって審査することは、大丈夫だと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 町の施設であるから町の職員がするというのは、確かにそうかもしれませんがけれども、私たちも町民もですね、町の施設であれば町民の方々も自分たちの施設なんです。今の言い方は、ちょっとおかしいと思いますよ。町の施設だけ、役場の職員が全部してよかということではですね、私はおかしいと思います。我々も町のことようにするために、ここ12名おって、いろんなことを審議するわけですからですね。我々も町民ですので、我々の施設、お宅たちの施設であれば、我々の施設でもあるわけですね。そこら辺を用心して、それで大丈夫かなということですよ。それで、私を感じることは、ある施設の中で朝からスポーツ大会をするときに、トイレにトイレットペーパーが全然なかったですよ。女性の方がもうティッシュは、ティッシュはって言うてですね、賞品のトイレットペーパーを箱ながらやってから、ちいっと使ってくださいということで対応したケースがあつとですが、そういったことが、役場の職員なら今日は検査が行きますので、ちゅうことであれば、ピシッとしたりするかもしれませんが、そういったことができるのかなということでお尋ねしたんですよ。つまらんとやわんとですよ、できるのかなと言うたんですよ。

○議長（山本政人君） それは、議会に諮ってあつとでしょう。それは。違うんですか。それば、ピシッと言いなせ。

○総務課長（山崎秀典君） 今、いいですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 委員会を設置することにつきましては、条例事項でありますので、もう既に条例は議会の中で可決いただいて、現在運用しているところでございます。今回の指定管理者にかかる議会の議決につきましてもですね、これは決まっております。まずは公の施設にかかる設置管理条例の制定がまず第一になります。そのあと、地方公共団体から指定管理者に対し、管理のための経費を支出する場合には、債務負担行為の設定、これが必要になります。これにつきましても本日の補正予算でご提案をしたところでございます。更に、指定管理者の指定ということで、今回ですね、新たに指定管理者を指定する必要がありますので、本日議会にお諮りをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。まだ納得いきませんか。

○1番（松本良人君） はい。まだ2回目、今度は3回目ですよ。

○議長（山本政人君） そうかな。松本君。

○1番（松本良人君） 私は、そがん詳細なこつば聞いとらんとですよ。大丈夫かて。これ、こんの中ですよ、この評価調書、評価、評点自体がですよ、役場の職員さんた

ちで評価してますよと言うたので、言われたので、回答があったので、それで大丈夫ですかと。第三委員のほかの方は、立てんでもいいんですかと言うたと。そがんほかんとようには聞かんとですよ。それだけです。この評価、公平にいったるかということですよ。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今の委員のメンバーをお聞きになったと思いますが、それぞれそれなりの経験を積んでおります。そういった面で公平性、そしてその施設を運営する方たちを評価する立場から、私はこのメンバーで十分に対応できると思っております。

○議長（山本政人君） 質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。

○1番（松本良人君） 私、今んと、おんなじこつば3回聞いたっですよ。私が聞いたとに、違う回答が返ってきたから。おんなじ質問で。

○町長（田嶋章二君） 大丈夫かどうかで。

○議長（山本政人君） そんなら、特別に認めます。最後、どうぞ。

○1番（松本良人君） 今ん言い方は、ちょっと私も不愉快ですよ。おんなじ意見でおんなじ回答が返ってこんけん、おんなじとば聞いとつですよ。4回。

○議長（山本政人君） だから、最後、どうぞ。

○1番（松本良人君） 私は、今後ですね、今後、公平にこういったやつがうまい具合にいくために、ぜひですね、評価をする人たちはもう1回、もし規則あたりが改正されると、可能であればですね、まだ違う代表の方とかなんかも入れていただいて、第三者を入れていただいて、そして公平な立場でやっぱり評価をするというようなことをしていただいたほうがいいと思いますので、今後そういったほうに進めていただきたい、そう思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議案第 69 号 苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について
○議長（山本政人君） 次に、日程第 17、議案第 69 号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第 69 号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成 29 年 12 月 13 日提出、苓北町長、田嶋章二。

- 1、公の施設の名称、名称、苓北町町民総合センター等。
- 2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町坂瀬川 7 1 1 番地 1。名称、株式会社サンクリーンドリーム。代表者、代表取締役、宮崎宗晴。
- 3、指定の期間、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町町民総合センター等の指定管理につきましては、現在の指定が平成 30 年 3 月 31 日までの指定期間となっております。このため、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の指定期間で公募を行ったところ、1 業者の申請がございました。

応募者の株式会社サンクリーンドリームにつきましては、申請内容等についての業者ヒアリング、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補として選定されたので、今回、提案するものでございます。

なお、サンクリーンドリームにつきましては、現在の指定管理者でございます。

議案の後ろに評価項目点の総括表をつけておりまして、500 点中 455 で 8 割を超えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。田嶋君。

○9 番（田嶋豊昭君） 今、説明がありましたけども、ちょっと維持管理の問題で、私たち、今、健康体操で利用させていただいているんですけども、やっぱり入ってみて、今、改修をしたから畳もきれいになって本当にいいんですけども、改修する前はやっぱり電気、蛍光灯がきれて、点滅したりなんかということも多かったようです。今はもう

ピシャッと変えてありますのでいいですけど、だけど、今、畳でやっているんですけども、子どもたちが合宿なんかしたあとに、やっぱり砂あたりがいっぱいあるんですよね、畳に。だから、そういうことをちゃんと掃除をしてもらえるように、もうひとつ管理を言っていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） その点につきましては、現在の指定管理者にも申しまして、使用後ですね、点検してきれいに掃除してですね、帰るように申請者にも伝えるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） この中で利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果ということで、ほかの施設から見ると、若干点数的に低いような感じがいたしますけれども、ここら辺のもし低かった理由とかなんかわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 提案書に基づいて評価をされていますので、その提案です。ちょっと低い点があったんじゃないかと思っております。

○議長（山本政人君） 理由はなんか。今んとでよかったですか。言えます。

○11番（錦戸俊春君） 低かったと思いますが、低かったと思うけん、聞いたつです。

○議長（山本政人君） その点数が思わず低いのがあつとじゃなかですか。ないですか。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） その計画です。自主事業等の内容がちょっと低い点になったんじゃないかと。その内容がですね、自主事業の内容の回数等をですね、鑑みて、恐らく低い点がついたんじゃないかと思っております。自主事業ですね。自主事業、内容。

○11番（錦戸俊春君） 自主事業ってどういうふうな。

○議長（山本政人君） まだありますか。

○11番（錦戸俊春君） その自主事業ってどういうふうなのがある。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 自主事業と申しますのは、指定管理者が行う利用者を多くする各種大会ですね、いろいろな大会、スポーツ大会と健康づくり大会を自主的に運営すると、そういうふうな計画があがっておりますけども、全くずっと既存のあれで、目新しいものがなかったんじゃないかと、その評価者に対してですね、ということでござ

います。

以上です。

○議長（山本政人君） わかりましたか。いいですか。

○11番（錦戸俊春君） もうよかです。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第70号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第18、議案第70号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 議案第70号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町富岡2661番地。名称、長井商事株式会社。代表者、代表取締役、長井薫。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次ページには、項目評価総括表を添付しております。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理につきましては、現在の指定が平成30年3月31日までの指定期間となっております。このため、平成30年度から平成32年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1業者の申請がございました。

応募者の長井商事株式会社につきましては、申請内容等について、業者ヒアリング、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、長井商事株式会社につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑に入りますが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

第70号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第71号 苓北町斎場の指定管理者の指定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第19、議案第71号、苓北町斎場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第71号、苓北町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月13日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町斎場。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地。名称、苓北町農業協同組合。代表者、代表理事組合長、濱石和男。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに項目評価表を添付いたしております。

補足説明をさせていただきます。

苓北町斎場の指定管理につきましては、現在の指定が、平成30年3月31日までの指定期間となっております。このため、平成30年度から平成32年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、1業者の申請がありました。

申請内容等について、業者ヒアリング、公の施設の指定管理候補者選定委員会を開催し、審査した結果、町の参考金額を超えておりました。このため公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条に従い、当初申請があった苓北町農業協同組合と協議を行った結果、申請書類の提出がありましたので、再度公の施設の指定管理候補者選定委員会を開催し、審査した結果、指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。松本君。

○1番（松本良人君） 指定管理者のうんぬんではございませんけれども、ちょっと施設についてよろしいでしょうか。実は、前々からですね、私、男女のトイレについて分けたがようはなかかということでお願いし続けてきたんですが、その後、どうなっておりますかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） その件につきましては、議員のほうからも話がありまして、現在、検討を行っております。

○1番（松本良人君） いいですか。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） できれば、検討じゃなくてですね、例えば30年度にはやりますよとか、やっぱりそこら辺がぜひほしい。あそこは、お年寄りの方も利用されたりですね、体の不自由な方も利用されますので、早急な対策をもってですね、できれば30年度あたりにもお願いするような形で、検討、検討って言うなら、いつまでが検討か全くわかりませんので、そこら辺どうするおつもりですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 女子のトイレにつきましては、現在、ユニバーサル、身障者用のトイレと兼用という形で利用をしていただいております。男子トイレの和式についても検討をしております、併せまして予算との関係もありますので、今後、検討をしていくつもりでございます。

以上です。

○1番（松本良人君） よろしく。早急な。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○1番（松本良人君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、苓北町斎場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第20 諮問第1号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本政人君） 次に、日程第20、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、諮問を受ける当事者の配偶者が議場内に在席しております。地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本件が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） それでは、異議なしと認めます。

濱崎君、退場をお願いします。

〔濱崎敏和君退場〕

○議長（山本政人君） 説明を願います。町長。

○町長（田嶋章二君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記、氏名、濱崎幸枝。昭和27年9月8日生まれ。住所、苓北町富岡3248番地。

なお、濱崎氏の経歴につきましては、裏面に記載してございますので、参考の上にぜひご承認をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

本件は、濱崎幸枝さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、濱崎幸枝さんを適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

ここで、濱崎敏和君の入場を求めます。

〔濱崎敏和君入場〕

○議長（山本政人君） どうぞ、席に。

-----○-----

日程第21 発委第1号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

○議長（山本政人君） それでは、審議を続けます。日程第21、発委第1号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。建設経済常任委員長、田嶋豊昭君。

○建設経済常任委員長（田嶋豊昭君） 発委第1号。平成29年11月8日、苓北町議会議長、山本政人様。提出者、建設経済常任委員会委員長、田嶋豊昭。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び苓北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率の嵩上げ措置について、平成30年度以降も引き続き継続されるよう強く要望するとともに、地方の財政状況等を考慮した支援策を講じられるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書の提出を提出するものであります。

それでは、先ほどの意見書を朗読します。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）。

苓北町では、熊本の天草下島の西北端に位置し、熊本市の中心地まで、距離約 11.5 km、時間にして約 2 時間 40 分の状況にあり、熊本都市圏との物流、人流、産業、観光などの広域交流は、その多くを国道 324 号や国道 57 号による主要幹線道路 1 本により結ばれているが、熊本地震を受け、複数のネットワーク確保の重要性を体感したところである。

また、移動手段を自動車交通に多く依存している本町においては、今後、少子高齢化に加えて人口減少による過疎化の進展など、地方を取り巻く社会情勢が大きく変化することが予想される中で、住民の安全・安心を確保しつつ、町が持続的な発展を続けるためにも、熊本天草間の幹線道路の早期完成はもとより、主要地方道に加えて、田ノ平線などの主要な町道の整備改良を着実に推進し、また既存道路施設の長寿命化を積極的に図る必要がある。

そのため、国におかれては、道路整備のために必要な事業予算の総額を、継続して安定的かつ十分に確保するとともに、地方道路の整備促進のための十分な予算配分確保等についても早急に検討されたい。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされる措置が平成 29 年度末までの特例措置となっており、財政力の脆弱な地方自治体にとっては致命的な問題になることは明らかである。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も引き続き継続されるよう強く要望するとともに、地方の財政状況等を考慮した支援措置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年、苓北町議会議員、山本政人。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、伊達忠一様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、国土交通大臣、石井啓一様。

補足説明をいたします。

道路財特法、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、国の負担又は補助の割合について、特別措置嵩上げを定めてあります。交付金事業の補助率、基礎額 0.55 は、この法律により道路法の定める 0.5 から嵩上げされた特別措置です。同法律が平成 29 年度をもって期限を迎えますが、地方の財政負担に大きな影響を与える問題であることから、全国の町村で構成する道路整備促進期生同盟全国協議会等においてもこの道路財特法の継続を国に要望されています。苓北町においても、平成 29 年 10 月 20 日付けで田嶋町長から山本議長へ道路事業予算の総額確保等に関する意見書提

出のお願い文が提出されました。

平成29年11月7日開催、苓北町議会、建設経済常任委員会において協議、今回の常任委員会として発議となったものです。

よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この意見書の提出にはなんら反対ではありませんが、賛成ですが、この文面の中にですね、例えば「十分に確保するとともに、十分な予算配分」、それから「主要町道に加えて、田ノ平線」、これは安倍晋三さんに「田ノ平線をよろしくお願いします」って言うても、安倍晋三さんが果たして、「ああ、わかった」というふうな言い方になられるのかどうか。なぜ、ここで田ノ平線が出てきたのか、お尋ねをしたいと思います。もし、災害発生時の迂回路という捉え方でするならば、昨日、石田議員からも出ておりましたように、国道の迂回路としてという、そういう複数の本数を抱えたような言い回しのほうが適切ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。ということで、この文面には若干見直す部分があるかと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 田嶋委員長。

○建設経済常任委員長（田嶋豊昭君） 検討した結果、こういうふうな状況になったんですけども、一応、土木管理課長、こちら辺はどぎゃんですかね。説明をお願いします。

○議長（山本政人君） じゃあ、課長、説明。

○土木管理課長（山口仁人君） この案文につきましては、苓北町長名で議会の議長宛にこういう案で意見書を出していただけないでしょうかということでご協議を申し上げました文章がそのままここに掲載をされております。ここに至った経緯につきましては、今回、今縷々説明がありましたように、財政上の特別措置に関する法律がきれるということの中で、30年度以降も引き続きですね、この制度を堅持してほしいという旨の要望というのがそれぞれ全国の市町村等から国に対しての要望があがるというふうに理解をいたしております。

そういう中で熊本県の道路整備課のほうからですね、それぞれの市町村としての自主性ということではなくて、ちょっと特徴をですね、出した中で要望書をつくってくださいと、45市町村画一した文面ではなくて、市町村の色を出して、意見書を提出してほしいという旨のご意見をいただき、私どもも実際取り組んでおりますところの国道等が被災をした際ですね、迂回路という形で今整備を進めております田ノ平線、それから年柄1号線、こういう路線を重点的に取り組んでいきたいので、ぜひお願いしますというような趣旨の中で町道の名称を出させていただいたところでございます。

これについて、意見書につきましては、議員が申されましたように議会の中でですね、その趣旨を理解をされてということでございますので、文面についての修正については、あくまでも議会の中でもんでいただくということのあくまでもたたき台であるということをご理解の上、ご審議方お願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） このことは、通常50%の補助率が5%嵩上げされると、そすと国道2桁まではですね、殆ど国がやりますので大丈夫なんですけど、3桁国道になるとこれは天草全部そうです。県も金も出していかなければならない。そして、一番財源に困っているのは、市町村道です。それで、5%削られるともう大変だから、これを継続してくれという意味でですね、この町道をあえて出してきたということで、これが安倍晋三さんが知ってるか、知らないかということよりも、町道整備というのはやはり財源がないから、従来どおりの、従来どおりと、今の法律、29年度末でできますけれど、これを続けていっていただかないと、我々の町道の整備が滞ってくるという意味でございますので、ご理解を賜ればありがたいと。あとのことにつきましては、今、土木管理課長が言いましたように、議会の中で整理が必要であれば、整理をしていただければと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） もう法律の趣旨はですね、重々理解しておりますので、そのことについてはなんら問題ありません。ただ、今、町長の話に町道の部分も当然この法律の対象に入れてほしいんだというふうな思いがあられるようです。であればですね、私は、先ほども言いましたように、田ノ平線ということではなくて、やっぱ例えば大きく言えば、崎津集落の世界遺産への幹線道路にもし何かあったときの迂回路、あるいは、しかも土質が都呂々の西海岸線は非常に国道が土質が悪いので、この迂回路のための町道整備のためにも絶対この法律は必要なんです、そういう表現の仕方が適切ではないかというふうに思います。それで、田ノ平線をあげれば、そんなら今度は次は釜城下線もあげろ、上津深江線もあげてほしいって、町道は200本、300本ぐらいあるわけですので、そういう捉え方で法律を適用させてほしい、時限立法を延ばしてほしいと、そういう要望のほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） さっきから何度も申し上げて恐縮ですけど、土木管理課長が申しましたように、議会で整理してもんでいただければと思っております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。山下君。

○10番（山下時義君）　ここは、都呂々の田ノ平線でございますが、これはですね、もう何十年という長い間、道路改良をお願いしますということでお願いしたところでございます。ようやくですね、家屋の移転等ができて、黒瀬線につながるような状況でありますので、この田ノ平線はいかしていただきたい。また、それで、そういう意味でありますので、私はこれでええと思いますけど。

○議長（山本政人君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○8番（浜口雅英君）　この討論は、提出か、提出しないかというたら、そのさっきの文案の件は、どうなんですか。

○議長（山本政人君）　文案。

○8番（浜口雅英君）　はい。

○議長（山本政人君）　文案はな、あとで出てくつとばってんな。採決、これを出すというようなことにしていただければな。

○8番（浜口雅英君）　わかりました。はい、わかりました。

○議長（山本政人君）　まずそれを認めていただくか、どうかですよ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　発委第1号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今、議決されました道路事業予算の総額確保等に関する意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第22　請願第2号　日本政府による核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願について

○議長（山本政人君） 日程第22、請願第2号、日本政府による核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第2号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 趣旨説明をさせていただきます。

熊本県苓北町議会議長、山本政人様。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願。

原水爆禁止天草地区協議会、代表理事、田尻崇。

紹介議員として私がなっておりますので、趣旨説明をさせていただきます。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年が経ちました。今年7月7日、国連において加盟国の約3分の2にあたる122ヶ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。画期的なことです。でも、唯一の被爆国である日本政府は、出席もしませんでした。

この条約は、核兵器について破滅的結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪をし、核兵器に「悪の烙印」を押しました。核兵器は、いまや非道徳であるだけではなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっております。

又、条約は、核保有国の条約への参加の道も規定をし、核兵器完全廃絶への枠組みまで示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっております。

又、ノーベル平和賞にこの条約の採択に貢献のあったICANが選ばれたのも当然ではないでしょうか。国連のエレン・ホワイト議長は、閉会後の記者会見で、「被爆者の発言は全ての政府代表を感動させ、人間の魂に訴えるものだった」と述べたように、被爆者の人たちを先頭に、70年余の苦しみと長い運動がありました。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器廃絶につながる画期的なものであります。広島と長崎の原爆投下による核の

惨禍を体験し、その経過から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器禁止に賛同をし、推進をする先頭に立つべきです。今、世界の各国で核兵器禁止条約の署名も始まっております。11月末には広島で核廃絶の県人会議や国連軍縮会議も開かれました。今、日本の安全にとっては、北朝鮮核問題の平和的解決が焦眉の課題となっております。

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印をし、調印と被爆国としての責任を果たしてもらうよう国に意見を提出していただくよう請願をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 案は、まだあとですね。決まってからです。

○6番（石田みどり君） すみません。

○議長（山本政人君） 読むと。いや、ちょっと待つてよ。

○6番（石田みどり君） すみません。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

又、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたる熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

9月20日に核兵器禁止条約の署名が開始される。我々は、日本政府が速やかに禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、外務大臣、河野太郎殿。熊本県苓北町議会議長、山本政人。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君）　これから質疑を行います、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　質疑なしと認めます。

これ討論を行います、討論はありませんか。討論がありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君）　討論がありますので、ちょっと待ってくださいね。

それでは、原案に反対者の方の討論を許します。

次に、賛成者の方の討論を。賛成者の立場で、どうぞ。浜口君。

○8番（浜口雅英君）　浜口です。この今、紹介議員の内容では、資料に示された文言以外の言葉が非常にあって、普通、紹介議員は代読すべきではないかというふうな気がしますが、それ以外の個人の考えがたくさん入っていて、非常にわかりにくい請願になっています。

それから、意見書については、偏見的な表現といえますか、が若干あります。かなりあります。例えば、上から4行目、「国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。」、それから2つ飛んで、「又、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。」等々ですね。それから、内閣総理大臣に対して安倍晋三、今は「殿」じゃなくて、「様」が公用文化しています。外務大臣宛の河野太郎さんにも同じく「殿」になっていますが、これは「様」に訂正すべきだろうと思います。

そこで、賛成の意見を述べます。

72年前、広島と長崎に投下された原爆により数十万人の命が亡くなっています。日本は、世界で唯一原爆の被害を受けた国です。私たちの苓北町にも天草市、上天草市にも多くの原爆死没者、そしてご遺族の皆さんがおられます。私たちは、日本がこの条約に調印し、核兵器のない世界平和のためにリーダーシップをとるべきです。よって、この意見書の提出に賛成します。

以上です。

○議長（山本政人君）　反対者の討論ありませんか。山下君。

○10番（山下時義君）　私は、この請願に反対の立場で討論を行います。

なぜ日本の政府がですね、この核被爆を受けた世界で唯一の日本がこの条約に賛成しないかということは、ここにも書いてありますように、北朝鮮は既に核実験、最近、今年になってから6回目のロケットの実験というようなことで、一発触発の戦争状態のような状態になっております。こういうことでアメリカのですね、核の傘で日本の平和は現在保たれていると、私は思っております。そういうことであるので、日本政府もこの

条約には賛成していないものと、日ごろ解釈をしております。確かにこの原爆はですね、長崎、広島に投下されて、私も遺族の一人であります。ところが、そういう国際情勢をよく鑑みるときにですね、まだその時期ではない。北朝鮮がそういう核実験を止め、ロケット実験を止めたならば、これはたぶんですよ、日本政府もこの条約には賛成するものと信じておりますので、この請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の討論を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 私は先の議会においても一般質問を行いまして、そのとき町長は、町長として回答は差し控えるというような答えがありましたけれども、被爆国、日本の、その上に苓北町には相当な被爆者の方々がおられます。その中で慰霊祭のときも中学生と小学生が熱い言葉で語っておりました。特に今年も高校生が集めた核廃絶の願いの署名、21万4,000人分の署名を国連の軍縮会議に手渡し、核廃絶を訴えました。今後は、小学生、中学生、高校生、若い世代でございます。私たちは、長く生きて15年か20年。しかしながら、この若い方々が一生懸命核廃絶を反対をしている中で、私はここで反対する意味がない、そう思っております。そのために、私は、この意見提出に賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、反対者の討論ありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議ありですね。異議がありますので、起立によって採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

○1番（松本良人君） 議長、原案ですか。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 原案ですか。浜口議員の修正案は。

○議長（山本政人君） それは、あとで。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

お諮りします。只今、採択されました請願第2号は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認め、したがって、請願第2号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで、追加日程のため、しばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後4時28分

再開 午後4時44分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから追加日程についてを議題とします。

—————○—————

追加日程第1 発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出 について

○議長（山本政人君） 追加日程第1、発議第2号、日本政府による核兵器禁止条約の調印を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。総務副委員長、浜口雅英君。

○総務副委員長（浜口雅英君） 発議第2号。平成29年12月14日、苓北町議会議長、山本政人様。

提出者、浜口雅英。賛成者、田嶋豊昭、賛成者、高戸幸雄。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

別紙。日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書（案）。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、核兵器禁止条約が採択された。

核兵器は破滅的な非人道的な兵器であり、本条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないもので、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

地球上で唯一原爆投下を受けた広島と長崎で核の惨禍を体験したその経験から、戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、これの推進の先頭に立つことが強く求められる。

我々は、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年月日。内閣総理大臣、安倍晋三様、外務大臣、河野太郎様。熊本県苓北町議会議長、山本政人。

以上です。

○議長（山本政人君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、日本政府における核兵器禁止条約の調印を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今、議決されました日本政府における核兵器廃絶禁止条約の調印を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第23 請願第3号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する 請願について

○議長（山本政人君） 次に、日程第23、請願第3号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願についてを議題とします。

お諮りします。請願第3号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 苓北町議会議長、山本政人殿。

紹介議員、石田みどりで、天草民主商工会婦人部の塚田洋子さんから出ております。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する請願で、趣旨説明をさせていただきます。

日本経済や地域経済は、中小業者によって支えられています。まちづくりにおいても中小業者は、地域の安全、伝統や文化の継承、コミュニティづくりに重要な役割を担っています。しかし、所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）と、中小零細業者を支えている家族従業者の働き分を認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも満たない対価です。家族従業者は、働いている対価が認められないため、独立するための住宅や車の購入ローンも組めないなど、社会的にも経済的にも自立しにくく、他の職業を求め、後継者不足にも拍車をかける状況を招いています。

この問題は、税金の問題だけではなく、一人の人間として働いていることを認めるか、その人の人格を認めるかどうかの非常に大事な基本的権利、人権問題でもあります。明治時代の家父長制度の名残で、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人・家族従業者を苦しめています。世界の主要国では、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で485自治体（2017年7月31日現在）が国に意見書を上げています。

私たち天草民主商工会は、中小商工業に携わる配偶者・家族従業者が安心して営業と生活ができるように表記の件について請願いたします。

請願事項、所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出すること。

ちょっと追加をします。

青色申告制度とは、皆さんご承知のように一定の帳簿書類をそえつけ、記帳したものに対し税制上の各種の特典を与えようというもので、第56条の例外として家族従業者の給与、専従者給与を必要経費として認めています。1984年から青色申告以外の白色申告者でも、年間所得300万を超える場合は、記帳と記録の保存義務が課せられましたし、2014年からは全事業者に記帳が義務づけられました。青色にするか、白色にするかは、事業者個人が決めることであって、誰からも押しつけられることではありません。選択の自由があるわけで、白色だけが第56条の適用を受けるというのは、法

の下での平等性に欠けます。日本を支える中小業に携わる配偶者・家族従業者が安心して営業と生活ができるよう広い立場で考えていただき、この請願の採択をお願いし、国に意見書を提出していただくようお願いいたします。

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）を読み上げます。

日本経済や地域経済は、中小業者によって支えられています。まちづくりにおいても中小業者は、地域の安全、伝統や文化の継承、コミュニティづくりに重要な役割を担っています。しかし、所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）と、中小零細業者を支えている家族従業者の働き分を認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも満たない対価です。家族従業者は、働いている対価が認められないため、独立するための住宅や車の購入ローンも組めないなど、社会的にも経済的にも自立しにくく、ほかの職業を求め、後継者不足にも拍車をかける状況を招いています。

この問題は、税金の問題だけではなく、一人の人間として働いていることを認めるか、その人の人格を認めるかどうかの非常に大事な基本的権利、人権問題でもあります。明治時代の家父長制度の名残で、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人・家族従業者を苦しめています。世界の主要国では、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で485自治体（2017年7月31日現在）が国に意見書を上げています。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、所得税法第56条を早急に廃止してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、紹介議員の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

請願第3号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立少数です。

したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第24 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第24、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化等検討特別委員長及び広報委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

○1番（松本良人君） 議長。

○議長（山本政人君） はい、なんですか。

○1番（松本良人君） お願いがあつとですよ。

○議長（山本政人君） お願い。はい、どうぞ。

○1番（松本良人君） 私たち質問する回数は、3回と決められておりますね。ところが、まともな回答が返ってこないときに、聞きなおすことがあります。もし3回ということで規定されておるならば、議長が我々の意見を聞いていただいて、それを回答者に重複して教えていただくと、そういった対応はできますか。

○議長（山本政人君） はい、できます。

○1番（松本良人君） そういったほうで、今後はですね。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 私、今日は4回言って、同じことを言いましたので、そして私が逆に怒られたごたるふうでございましたのでですね。

それから、もう1点ですね、一般質問のとき、私、昨日、教育長に確かに通告を無しでですね、ここの快適でしょうかと、お尋ねしたつですよ。もしここで快適じゃなかな

らば、学校の子どもは相当、これ快適であれば学校との差がそうありますので、ということで町長にお願いしたいということで決めとったが、それはもう要するに通告外じゃということでございましたが、そこら辺、簡単な、あるいは、なんですかね、財政とか、そこら辺伴わない、そういった分も今後はもうきられるわけですかね。そしたら、今後はそこら辺も通告に、教育長、すみませんが、教育長に対して、気候についてお伺いいたしますということで、通告書に明示をしなければならないということでしょうかね。

○議長（山本政人君） はい、そのことについてお答えをします。このことについては、結局、通告の要旨というようなことでこの前も議会運営委員会の中で話が出ました。したがって、このことについて、後日、全員で話し合いを持つということにしました。その中で決定をしていきたい、そのように思います。

○1番（松本良人君） わかりました。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） はい。

それでは、平成29年度第16回苓北町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後5時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員